

# 岡山県環境白書

The  
Environment  
of Okayama

令和6年版

2024





# はじめに

岡山県知事 伊原木 隆太

近年、環境問題に対する国際的な関心が高まっています。とりわけ、気候変動問題については、令和3(2021)年11月に開催された「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)」で、温室効果ガス排出削減のための国際的枠組みである「パリ協定」のルールブックが完成するなど、世界の脱炭素に向けた動きはますます加速しています。

こうした中、国は、令和3(2021)年10月に地球温暖化対策計画を改定し、2050年カーボンニュートラルや2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減する目標などの実現に向けた方向性を示しました。

県では、このような国内外の動きや環境に関する広範な課題に対応し、環境保全に関する総合的・長期的な施策の推進を図るため、令和3(2021)年2月に「岡山県環境基本計画(エコビジョン2040)」を策定し、本計画で示すビジョンの実現を目指し、各種施策に取り組んでおり、地球温暖化対策については、令和5(2023)年3月に改定、名称変更した岡山県地球温暖化対策実行計画に基づき、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け関係者との連携や取り組みの強化を図っているところです。

また、海洋プラスチックごみによる海洋汚染についても世界的な問題となっており、令和元(2019)年6月のG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみ問題に世界全体で取り組むことの必要性などが共有されました。

これを契機に国は令和4(2022)年4月にプラスチック資源循環促進法を施行し、プラスチックの資源循環の取り組みを促進するための措置を講じることとし、県では、海洋プラスチックごみ対策として、瀬戸内4県(岡山県、広島県、香川県、愛媛県)と公益財団法人日本財団との連携による包括的海洋ごみ対策共同プロジェクト「瀬戸内オーシャンズX」での取り組みに加え、海につながる河川等で効率的にごみを回収する体制の構築などに取り組んでいます。

こうした環境問題に対応するには、県民や事業者、関係団体など、あらゆる方々の積極的な関わりと連携・協力が必要不可欠であり、今後も皆さまとの連携の輪を広げ、経済の成長・発展と環境保全の両立を図りながら、「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」の実現を目指してまいりたいと存じます。

この岡山県環境白書は、令和5年度における本県を取り巻く環境の現状や県の講じた施策および事業の進捗状況などを中心に取りまとめ、県民の皆さまにお知らせするものです。

本書が、県民の皆さま一人ひとりの環境への理解を深め、取り組みを進めていただくための一助となることを期待します。

令和6(2024)年12月

#### 注記

- 1 本白書に掲載した資料、数値等は、原則として令和5（2023）年度末現在のものである。
  - 2 本文中（※）を付した語は、巻末付録の「環境用語の解説」に掲載している。
  - 3 本白書は、岡山県環境文化部環境企画課ホームページ上で公開している。
- なお、測定結果等の詳細なデータ等を掲載した[資料編]は、ホームページ上でのみ公開している。  
(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/238/>)



---

# 目 次

|                                          |    |
|------------------------------------------|----|
| 第1部 総合的環境保全 .....                        | 1  |
| 第1章 岡山県環境行政の体系 .....                     | 1  |
| 第1節 組織 .....                             | 1  |
| 第2節 岡山県環境基本条例 .....                      | 1  |
| 第3節 岡山県の環境保全対策 .....                     | 4  |
| 第4節 公害防止対策・公害苦情処理 .....                  | 5  |
| 第2章 岡山県環境保全の推進体制 .....                   | 7  |
| 第1節 審議会 .....                            | 7  |
| 第2節 プロジェクト推進会議 .....                     | 7  |
| 第3節 岡山県環境保健センター .....                    | 7  |
| 第4節 協働の場 .....                           | 8  |
| 第5節 岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金 .....            | 8  |
| 第2部 岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）の各施策の取組 .....   | 9  |
| 第1章 気候変動対策（緩和・適応）の推進 .....               | 9  |
| 第1節 これまでの取組の成果と課題 .....                  | 9  |
| 第2節 地球温暖化の進行と対策 .....                    | 9  |
| 第3節 新エネルギーの導入促進 .....                    | 11 |
| 第4節 省エネルギーの推進 .....                      | 12 |
| 第5節 脱炭素社会に向けたライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進 ..... | 12 |
| 第6節 環境に配慮した交通環境の整備と活用の推進 .....           | 13 |
| 第7節 温室効果ガスの排出抑制と吸収源対策の推進 .....           | 14 |
| 第8節 気候変動への適応 .....                       | 16 |
| 第2章 循環型社会の形成 .....                       | 16 |
| 第1節 これまでの取組の成果と課題 .....                  | 16 |
| 第2節 循環型社会実現に向けた意識改革と実践 .....             | 17 |
| 第3節 一般廃棄物の3Rの推進 .....                    | 18 |
| 第4節 産業廃棄物の3Rの推進 .....                    | 22 |
| 第5節 廃棄物の適正処理の推進 .....                    | 28 |

---



---

|     |                       |    |
|-----|-----------------------|----|
| 第6節 | 不法投棄等の根絶と環境美化の推進      | 29 |
| 第7節 | 災害廃棄物に対する備え           | 31 |
| 第3章 | 安全・安心な生活環境の保全と創出      | 32 |
| 第1節 | これまでの取組の成果と課題         | 32 |
| 第2節 | 大気環境の保全               | 32 |
| 第3節 | 水環境の保全                | 38 |
| 第4節 | 児島湖水質保全対策の推進          | 46 |
| 第5節 | 瀬戸内海の保全と再生            | 48 |
| 第6節 | 騒音・振動・悪臭の防止           | 50 |
| 第7節 | 土壌・地下水汚染の防止           | 53 |
| 第8節 | 有害化学物質による環境汚染の防止      | 54 |
| 第9節 | 環境放射線の監視              | 57 |
| 第4章 | 自然と共生した社会の形成          | 59 |
| 第1節 | これまでの取組の成果と課題         | 59 |
| 第2節 | 自然公園等の保護と利用促進         | 59 |
| 第3節 | 野生生物の保護と適正な管理の促進      | 63 |
| 第4節 | 自然とのふれあいの推進           | 66 |
| 第5節 | 里地・里山の保全              | 68 |
| 第6節 | 水とみどりに恵まれた環境の保全の創出    | 68 |
| 第5章 | 環境の未来を支える担い手づくり       | 71 |
| 第1節 | これまでの取組の成果と課題         | 71 |
| 第2節 | 協働による環境保全活動の促進        | 71 |
| 第3節 | 環境学習・環境教育の充実          | 72 |
| 第4節 | 景観の保全と創造              | 74 |
| 第6章 | 環境の未来を創る経済振興          | 77 |
| 第1節 | これまでの取組の成果と課題         | 77 |
| 第2節 | 環境等関連分野の産業の振興         | 77 |
| 第3節 | 環境と好循環した農林水産業の振興      | 79 |
| 第4節 | 環境保全に貢献する認証・認定制度の普及促進 | 79 |

---

---

|               |                        |    |
|---------------|------------------------|----|
| 第5節           | 環境に配慮した事業者の育成・拡大 ..... | 80 |
| 環境関係年表 .....  |                        | 82 |
| 環境用語の解説 ..... |                        | 95 |

---



## 第1部 総合的環境保全



## 第1章 岡山県環境行政の体系

## 第1節 組織

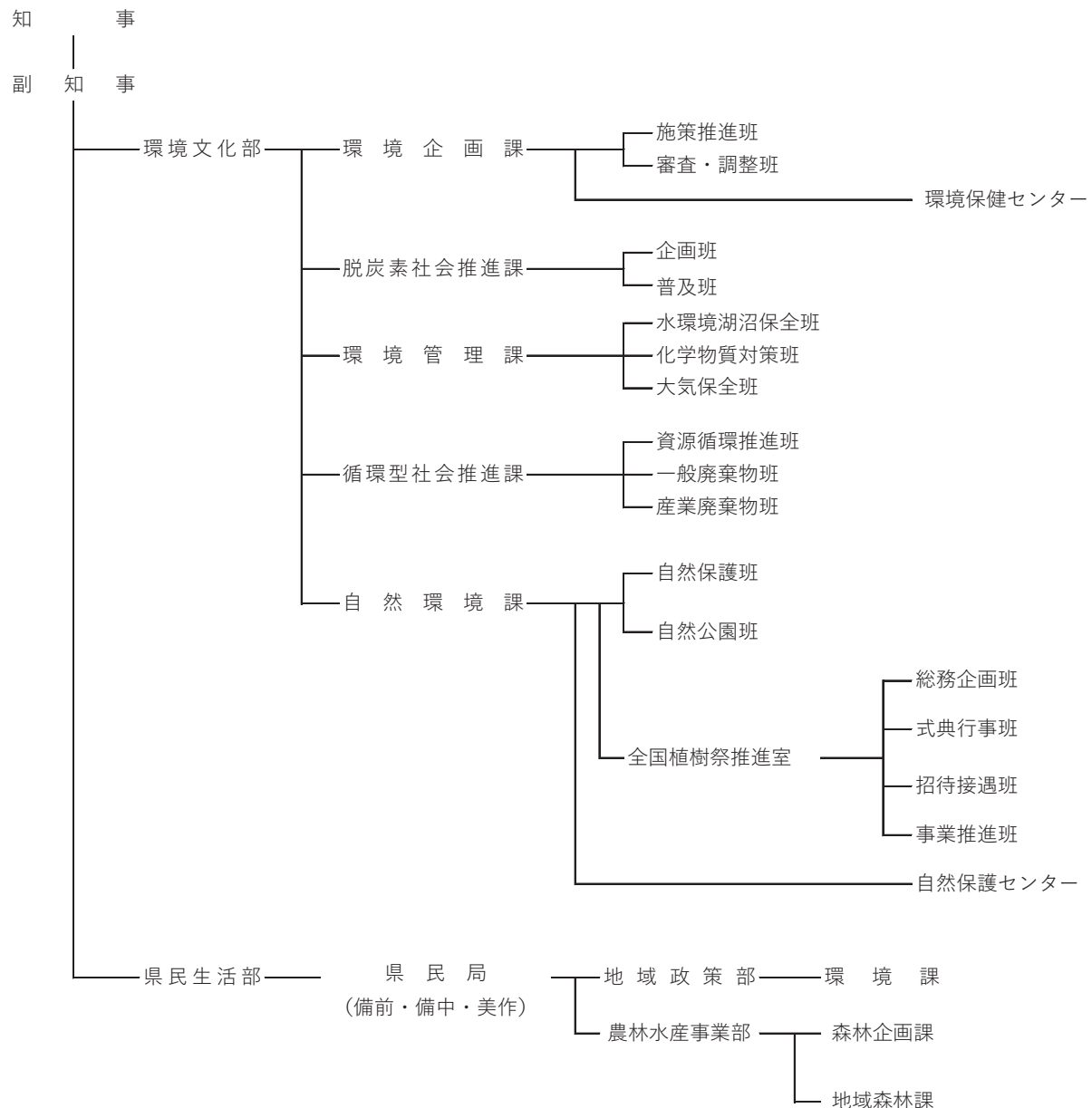


図 1-1 環境行政組織

## 第2節 岡山県環境基本条例

## 1 概要

国の「環境基本法」<sup>(※)</sup>の理念その他の枠組みを踏まえつつ、地域におけるこれからの環境保全に関し基本となる枠組みと方向性を示す「岡山県環境基本条例」を平成8(1996)年10月に制定した。

条例で定める基本理念にのっとり、岡山県（以下「県」という。）及び市町村は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するとともに、それぞれが実施する環境の保全に関する施策について、相互に支援又は協力するよう努めることとしている。事業者は、事業活動のすべての段階において環境の保全に配慮することを責務としている。県民についても、日常生活に伴う環境への負荷の低減と環境の保全に努めることを求めている。（条例全文：資料編第1章（1）参照）

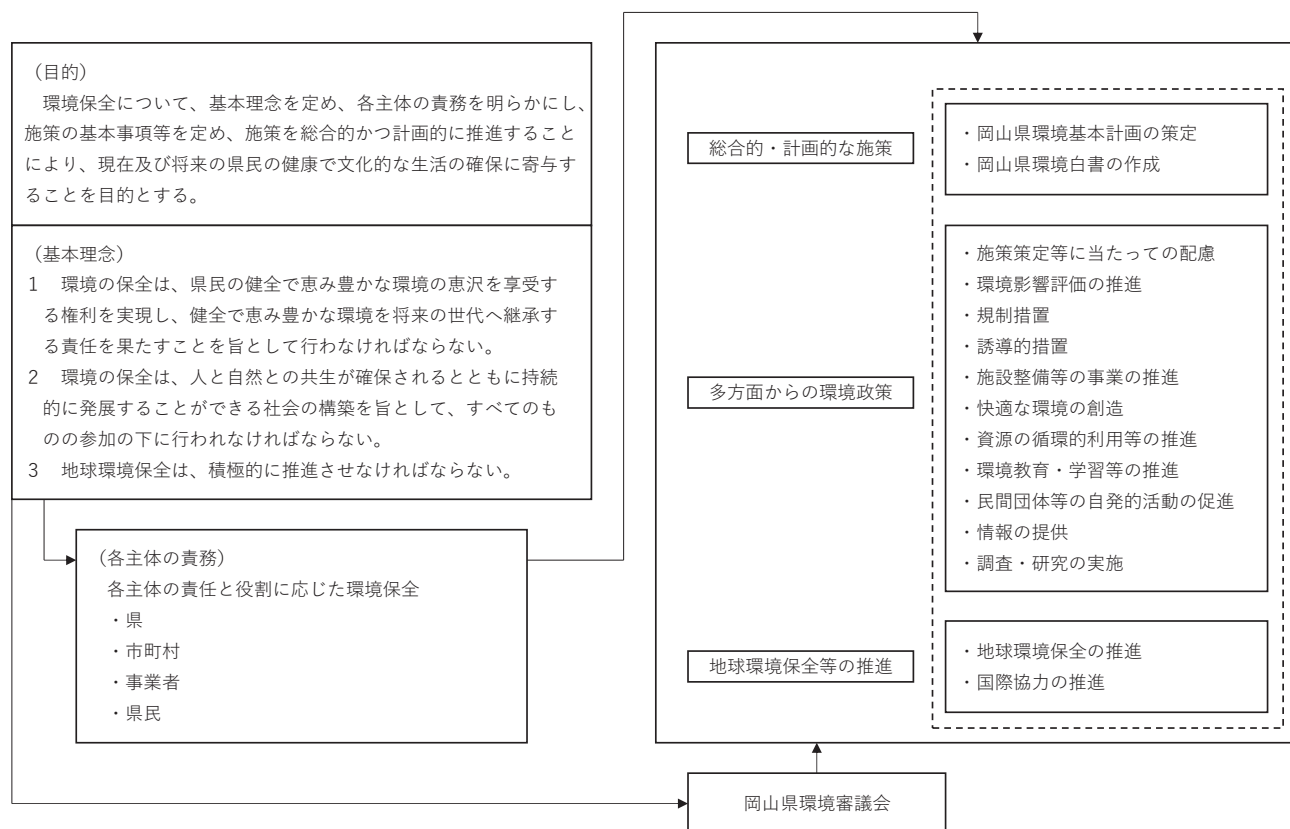


図 1-2 岡山県環境基本条例の体系

## 2 岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）

### (1) 概要

岡山県環境基本条例に基づき策定する、総合的かつ長期的な目標、施策の大綱である「岡山県環境基本計画」は、同条例の基本理念の実現を図ることを目的としている。平成10(1998)年3月に最初の計画となる「岡山県環境基本計画(エコビジョン2010)」を策定し、以降は計画期間の満了に伴って見直しを行い、平成20(2008)年2月には「新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)」を、令和3(2021)年2月には現在の計画である「岡山県環境基本計画(エコビジョン2040)」を策定した。本計画は、気候変動や海ごみによる海洋汚染などの世界情勢、少子化・高齢化の進行などの社会情勢、さらには前計画に基づく県内の現状と課題を踏まえ、長期的な視点として「より良い環境に恵まれた持続可能な社会～山から海まで 豊かな岡山を 次世代へ～」を20年後の本県の目指す姿とし、この長期的な視点の実現に向け、令和3(2021)年度から令和6(2024)年度までに実施する短期的な取組を設定している。

計画は「気候変動対策(緩和・適応)の推進」、「循環型社会の形成」、「安全・安心な生活環境の保全と創出」、「自然と共生した社会の形成」の4つの基本目標と、「環境の未来を支える担い手づくり」、「環境の未来を創る経済振興」の2つの横断的な視点で構成され、それぞれ「重点プログラム」と努力目標としての「指標」を位置づけている。

## ○計画構成

|                      |     |                  |
|----------------------|-----|------------------|
| 基本目標※ <sup>1</sup>   | I   | 気候変動対策(緩和・適応)の推進 |
|                      | II  | 循環型社会の形成         |
|                      | III | 安全・安心な生活環境の保全と創出 |
|                      | IV  | 自然と共生した社会の形成     |
| 横断的な視点※ <sup>2</sup> | I   | 環境の未来を支える担い手づくり  |
|                      | II  | 環境の未来を創る経済振興     |

※<sup>1</sup> 目指す姿の実現に向けた施策の柱※<sup>2</sup> 基本目標を進める上での土台

## ○推進体制

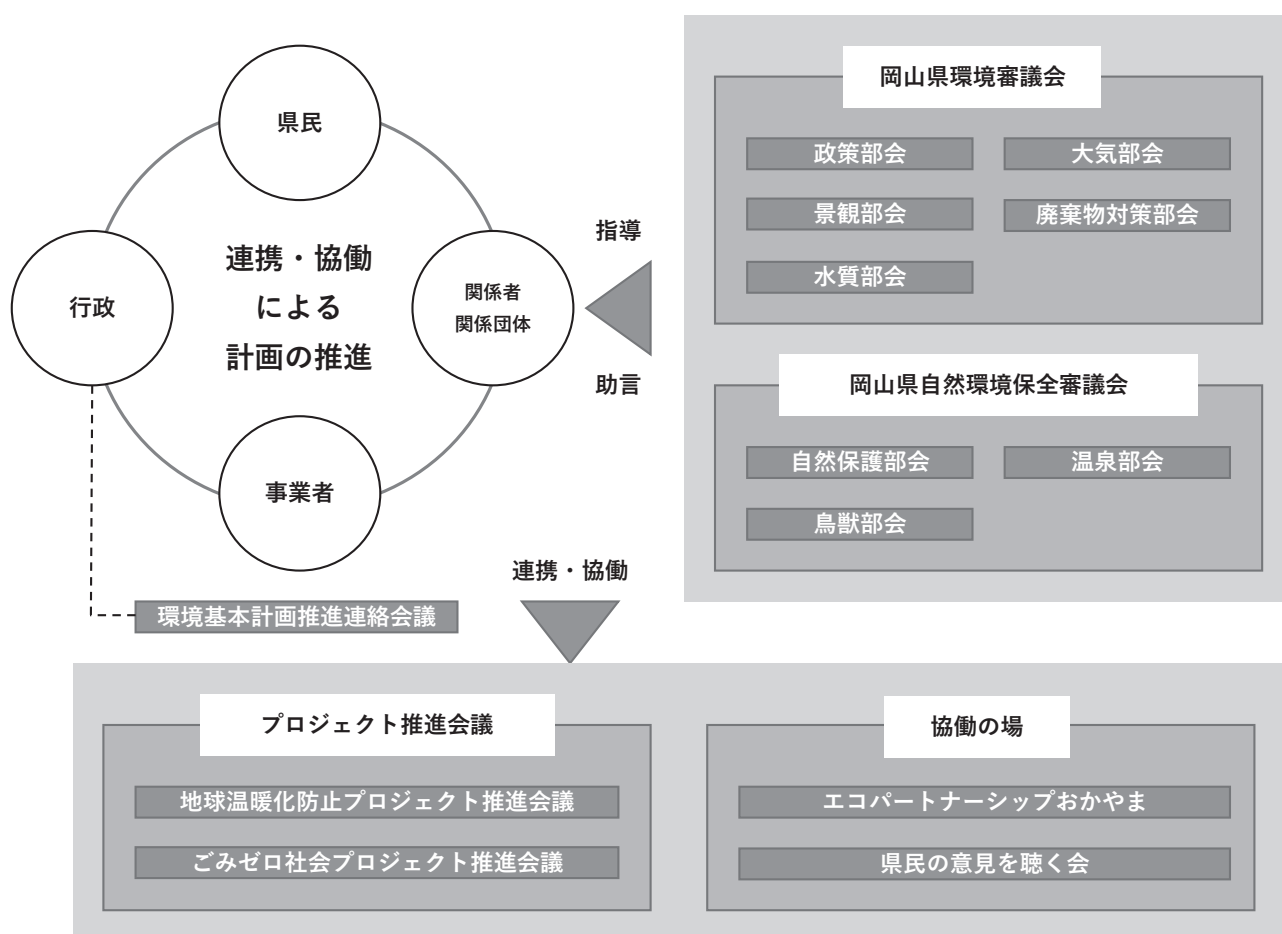


図 1-3 岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）の概要

## (2) 進行管理等

計画目標ごとの達成状況等の取りまとめを毎年度行い、県ホームページ及び岡山県環境白書等で公表している。<https://www.pref.okayama.jp/page/825195.html>（資料編第1章（2）参照）





第3節 岡山県の環境保全対策

1 岡山県エコ・オフィス・プラン（地球温暖化対策実行計画（事務事業編））

県は、環境保全施策を実施する行政機関としての役割を持つ一方で、事業者・消費者としての経済活動も行っており、組織の規模も大きいことから、オフィスワークを中心とした活動が環境に及ぼす影響は大きなものとなっている。

このため、平成10(1998)年11月に県の率先行動として「グリーンオフィス推進プログラム（通称：GOP）」を策定し、県のすべての組織で事務事業に係る省資源・省エネルギー、グリーン購入、廃棄物の減量などを進めてきた。

平成13(2001)年3月には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の温室効果ガスの排出抑制等のための計画として位置付け、GOP第2期計画（目標：平成17(2005)年度）、GOP第3期計画（目標：平成22(2010)年度）、GOP第4期計画（目標：平成28(2016)年度）を実施した。また、平成29(2017)年3月には、岡山県クール・エコ・オフィス・プラン（地球温暖化防止行動計画（事務事業編））を策定し、目標年度である令和4(2022)年度には、温室効果ガスの排出量が基準年度（平成27(2015)年度）比で30.1%削減された。

令和5(2023)年度からは、岡山県エコ・オフィス・プラン（地球温暖化対策実行計画（事務事業編））に基づき、令和12(2030)年度までの目標と方針に沿った取組を進めており、温室効果ガスの排出量が基準年度（平成25(2013)年度）比で33.1%削減された。

表 1-1 岡山県エコ・オフィス・プラン（地球温暖化対策実行計画（事務事業編））の取組状況

| 区分                                | 基準年度<br>平成 25(2013)年度 | 令和 5(2023)年度実績※ 1 |        | (参考)<br>目標年度※ 2 令和 12(2030)年度 |        |
|-----------------------------------|-----------------------|-------------------|--------|-------------------------------|--------|
|                                   |                       |                   | 基準年度比  |                               | 基準年度比  |
| 温室効果ガス排出量<br>(t-CO <sub>2</sub> ) | 125,655               | 84,083            | -33.1% | 62,828                        | -50.0% |

※ 1 温室効果ガス排出量は、国が公表する係数により、各温室効果ガスの物質ごとに、活動の区分ごとの排出量を合算することにより算定している。

※ 2 温室効果ガス排出量は、令和 12(2030)年度までに、平成 25 年(2013)年度比で 50%削減を目指している。

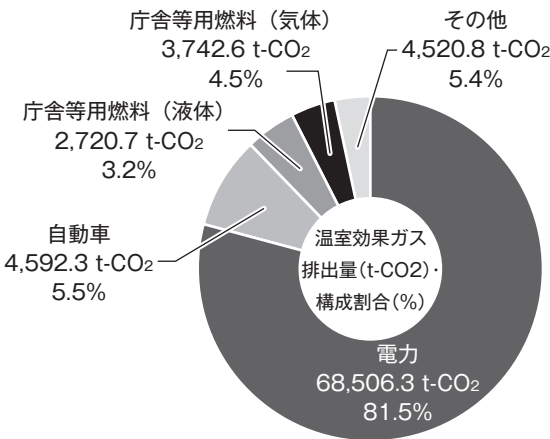


図 1-4 岡山県の事務事業により排出される温室効果ガスの排出量及び要因別構成割合

2 環境マネジメントシステム（EMS）

地球温暖化など複雑多様化する環境問題がクローズアップされる中、企業等において、各種法令で定められている環境の規制基準の遵守にとどまらず、自主的に環境に対して与えている影響を低減させる取組が進められている。

これらの取組を進める体制、手順等を環境マネジメントシステム(EMS)といい、このうち国際標準化機構(ISO)が定めた規格が ISO14001 である。

県においては、平成 10(1998)年 3 月に策定した環境基本計画(エコビジョン 2010)をベースとして、平成 12(2000)年 4 月から県本庁舎の事務事業を対象とした ISO 規格による環境マネジメントシステムを導入した。その成果を踏まえ、より効果的・効率的な仕組みとするため、平成 22(2010)年 4 月から対象を原則、県立学校や警察署などを含めた全ての県組織に拡大した県独自の「岡山県環境マネジメントシステム」の運用を行っている。

## 第4節 公害防止対策・公害苦情処理

### 1 概要

公害の発生を防止するため、「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「岡山県環境への負荷の低減に関する条例<sup>(※)</sup>(以下「環境負荷低減条例」という。)」などに基づく規制、公害防止管理者の届出指導、県南主要企業との公害防止協定の締結など、各種の公害防止施策を実施している。

今後とも、法令等の規制基準の遵守、徹底を図り未然に環境汚染の防止に努めるとともに、公害苦情については、市町村と連携して迅速な対応を行い、解決を図っていく。

### 2 公害防止協定の締結

県では、環境関係法令の規制を補完し、また、地域における公害防止対策を推進するため、企業と市町村との公害防止協定(環境保全協定)の締結を推進している。

協定の締結に当たっては、原則として、市町村と企業が当事者になることとしているが、影響が広域に及ぶと判断される大規模発生源を持つ企業又は電気事業法等の規制を受け知事の権限が及ばない企業のうち、必要と認めるものは、県も当事者に加わっている。

県が当事者となっているのは、倉敷市水島地域等の 8 企業(一部グループ工場を含む。)との協定で、この協定に基づき新增設計画の事前協議を受け、環境保全等について審査・指導を行っている。

(資料編第 1 章(3)参照)

### 3 公害苦情処理

#### (1) 公害苦情の処理体制

公害苦情については、市町村が第 1 次苦情処理機関となるが、2 つ以上の市町村にまたがる場合などは、県が調整することとしている。

苦情処理に当たっては、市町村等の関係機関と連携して処理を行うとともに、県に公害苦情相談員、公害監視員を設置し、適切な対応をしている。公害苦情相談員は、各部局に関係する問題や難処理事案について、調整し、解決を図るために、本庁関係課及び各県民局に配置している(令和 5(2023)年度末現在 10 人)。公害監視員については、公害苦情相談員と協力して、県下各地で発生する公害を速やかに把握し、その対策を迅速かつ適正に推進するために、各県民局、地域事務所に配置している(令和 5(2023)年度末現在 26 人)。

また、専門的調査・分析については、必要に応じ岡山県環境保健センター等で実施している。

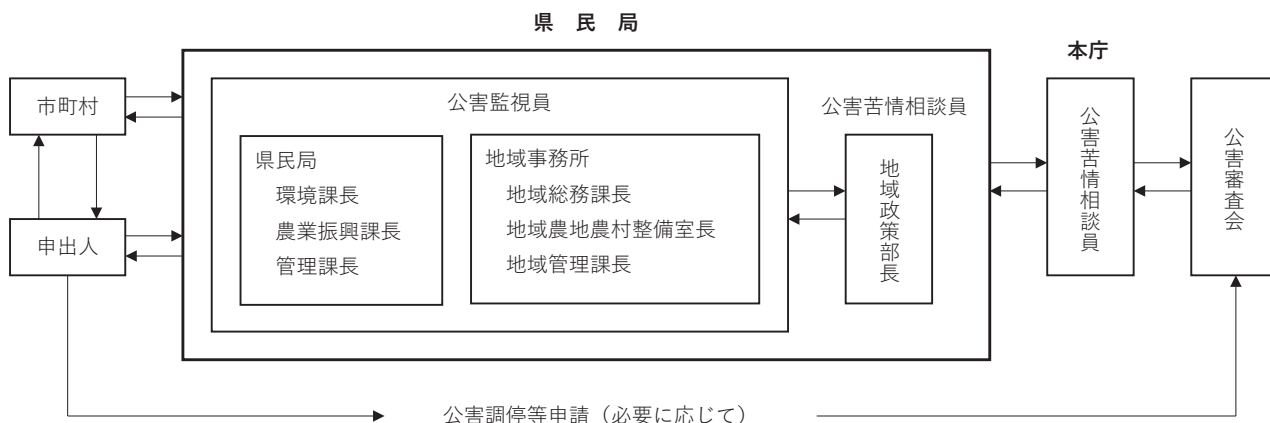


図 1-5 公害苦情の処理体制

## (2) 公害苦情件数

公害苦情の件数は、昭和50(1975)年をピークに減少傾向を示し、昭和59(1984)年頃から多少の増減はあるもののほぼ横ばいとなっていた。平成8(1996)年度から増加傾向に転じ、その後、平成16(2004)年度からはほぼ横ばいであったが、平成28(2016)年度から減少傾向にある。

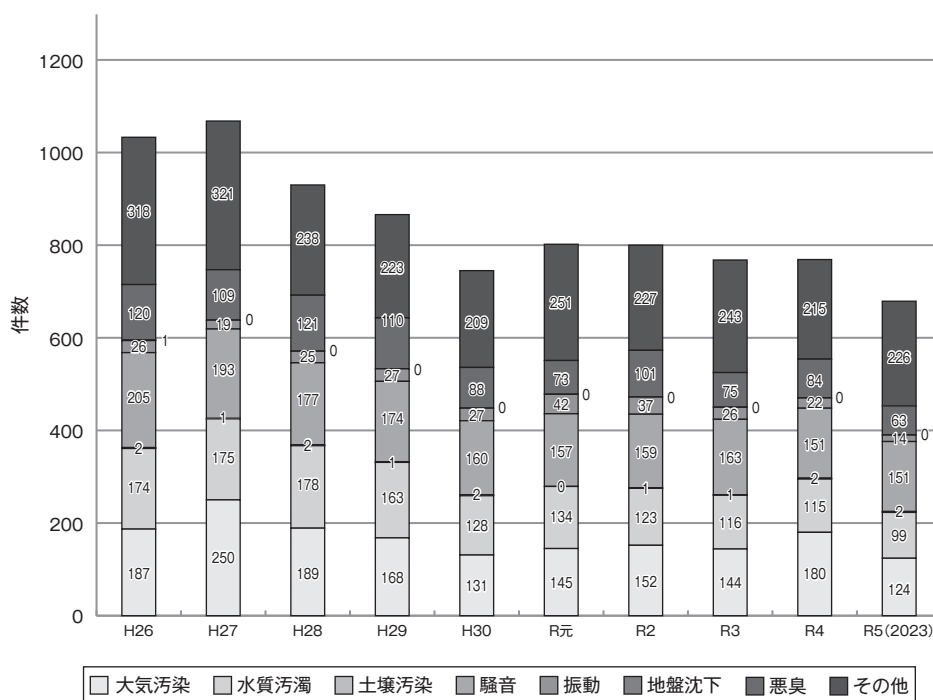


図 1-6 近年の公害苦情受付件数の推移（過去10年）

## (3) 公害審査会

公害に関する紛争を解決するため、県では「公害紛争処理法」に基づき、「岡山県公害紛争処理条例」を昭和45(1970)年11月から施行しており、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う「岡山県公害審査会」を設けている。（資料編第1章(5)参照）

## 第2章 岡山県環境保全の推進体制

### 第1節 審議会

#### 1 岡山県環境審議会

「環境基本法」の規定に基づき、環境の保全に関し基本的な事項について調査審議するために設置された合議制の機関である。学識経験のある者及び関係行政機関の職員で構成されている。政策部会（11名）、景観部会（7名）、水質部会（6名）、大気部会（6名）、廃棄物対策部会（6名）の5部会が設置されており、必要に応じ専門の事項を調査審議している。（資料編第1章（6）参照）

#### 2 岡山県自然環境保全審議会

「自然環境保全法」の規定に基づき、「岡山県自然環境保全審議会条例」を設け、自然環境の保全に関する重要事項等を調査審議するために設置された合議制の機関である。学識経験のある者及び関係行政機関の職員で構成されている。自然保護部会（9名）、鳥獣部会（9名）、温泉部会（6名）の3部会が置かれており、必要に応じ専門の事項を審議している。（資料編第9章（1）参照）

### 第2節 プロジェクト推進会議

#### 1 地球温暖化防止プロジェクト推進会議（平成10（1998）年10月設置）

地球温暖化が生態系や人類の未来に関わる最も重要な環境問題であることに鑑み、県内における地球温暖化対策（気候変動適応を含む。）を県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総ぐるみで推進するために設置している。

学識経験者、県民団体、事業者団体、行政関係者で構成し、岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）に定める地球温暖化対策の推進のほか、岡山県地球温暖化対策実行計画の推進並びに計画の見直しに関する意見具申等を行う。

#### 2 ごみゼロ社会プロジェクト推進会議（平成12（2000）年4月設置）

循環型社会を形成していくことが、緊急の課題であることに鑑み、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総ぐるみで推進するために設置している。

学識経験者、事業者団体、NPO、義務教育関係者、市町村等で構成し、岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）に定める循環型社会の形成の推進のほか、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定及び施策の企画立案等を行う。

### 第3節 岡山県環境保健センター

岡山県環境保健センターは、環境・保健行政の基本を支える総合的な試験研究機関として、環境保全と保健衛生に関する調査研究、試験検査、情報の提供・解析、研修・指導などを行っている。

## 第4節 協働の場

---

### 1 エコパートナーシップおかやま

岡山県地球温暖化防止行動計画<sup>(※)</sup>に基づく地球温暖化防止活動をはじめとする環境保全活動に、県民団体、事業者団体、行政が協働して取り組むことを目的として設立。県を含め、77 団体（県民・事業者団体：42 団体、行政関係団体：35 団体）が参画している。

### 2 県民の意見を聴く会

岡山県環境基本計画の推進にあたっては、県民・事業者・行政等が一体となり、計画の目標や成果、課題等について共有しながら協働することとしており、その意見交換を行う場として位置づけている。

また、本会議の一環として、次代を担う若い世代の環境意識の向上を目的に、大学生等を対象に「環境ミーティング」を適宜開催している。

## 第5節 岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金

---

地域に根ざした環境保全活動を展開し、潤いと安らぎのある快適な環境づくりの推進を目的に設立された岡山県環境保全基金と、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図ることを目的に設立された岡山県循環型社会形成推進基金が統合し、平成23(2011)年4月1日に設立された。

基金の使途としては、環境保全普及啓発事業などのソフト事業や産業廃棄物の適正な処理を図るための産業活動の支援などの財源として活用されており、令和5(2023)年度末の残高は1,325,484千円である。



## 第2部 岡山県環境基本計画(エコビジョン2040)の各施策の取組 ▶▶▶

## 第1章 気候変動対策（緩和・適応）の推進

## 第1節 これまでの取組の成果と課題

国の「地球温暖化対策計画（令和3（2021）年10月）」を踏まえ、県においても「岡山県地球温暖化防止行動計画」の見直しを行い、令和5（2023）年3月に改定した。改定後の計画「岡山県地球温暖化対策実行計画」では、県内の温室効果ガス排出量について、計画の目標年次である令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で39.3%削減、2050年カーボンニュートラル<sup>(※)</sup>の目標を掲げている。

目標達成に向け、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー<sup>(※)</sup>の導入促進や、クールビズ・ウォームビズなど行動変容を促す運動やキャンペーン、設備導入支援等による省エネ型ライフスタイルの普及・定着、環境学習等を通じた意識の醸成、森林の保護による吸収源対策などに取り組んできたところである。

これらにより、県内のエネルギー消費量は、一部の部門を除き目標を超えて削減が図られ、また、電気自動車等の普及や、アースキーパーメンバーシップやエコドライブなどを通じて環境保全に参加する人が順調に増加・拡大するなど、成果が得られている。

しかし、温室効果ガス排出量・エネルギー消費量の削減については、業種（部門）によって困難さが異なったり、再生可能エネルギーの導入においては、適地が減少していることや、固定価格買取制度改正などの影響等もあって伸び悩んだり、課題もみられる。

一方で、大規模な自然災害の頻発など深刻化する気候変動の影響も背景に、令和32（2050）年に温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指そうとする動きが加速し、「ゼロカーボン宣言」を行う自治体が全国に広まる中、本県も、令和2（2020）年7月に表明した。

今後は、これら国内外の情勢や潮流を捉えるとともに、これまでの取組の状況を踏まえながら、より効果的な施策展開を図っていく必要がある。特に、温室効果ガス排出量の削減では、本県の産業構造を勘案したアプローチが求められ、また、再生可能エネルギーの導入促進においては、地域特性に応じたポテンシャルの見極めや自家消費型・地域循環型の利用へのシフトなど、個々の事案に応じた検討が求められる。また、こうした、温暖化に歯止めをかける「緩和」策とともに、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応」策についても並行して進めていかなければならない。

県民や事業者等のすべての主体が、気候変動や地球温暖化の問題を自分ごととして捉え、危機感を共有しながら取り組むことが重要である。

## 第2節 地球温暖化の進行と対策

## 1 温室効果ガスの排出状況

大気中に微量に含まれる二酸化炭素<sup>(※)</sup>などは、地球を暖める性質を持っており、「温室効果ガス<sup>(※)</sup>」と呼ばれている。二酸化炭素は、主に化石燃料（石油、石炭等）の使用に伴って排出され、産業革命前は約280ppm<sup>(※)</sup>だったと考えられている大気中の二酸化炭素濃度は、令和4（2022）年には417.9ppmとなっている。

令和2（2020）年における世界全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、約317億トンである。このうち、日本は第5位となる3.1%を排出しており、上位5か国だけで世界全体の半分以上を占める。

全国及び本県の温室効果ガス排出量について、全国では令和2(2020)年度に平成25(2013)年度比18.5%減少となっており、岡山県では、27.4%減少となっている。

また、温室効果ガス排出量の経年変化を平成25(2013)年度を100とした指数でみると、全国と同様に、県内の排出量も減少傾向にあることがわかる。基準年度からの減少理由は省エネルギー化の進展や、電気の排出係数の低下が考えられる。

また、速報値である令和3(2021)年度の排出量は、基準年度と比べて22.7%の減少となっている。

(資料編第2章(1)参照)

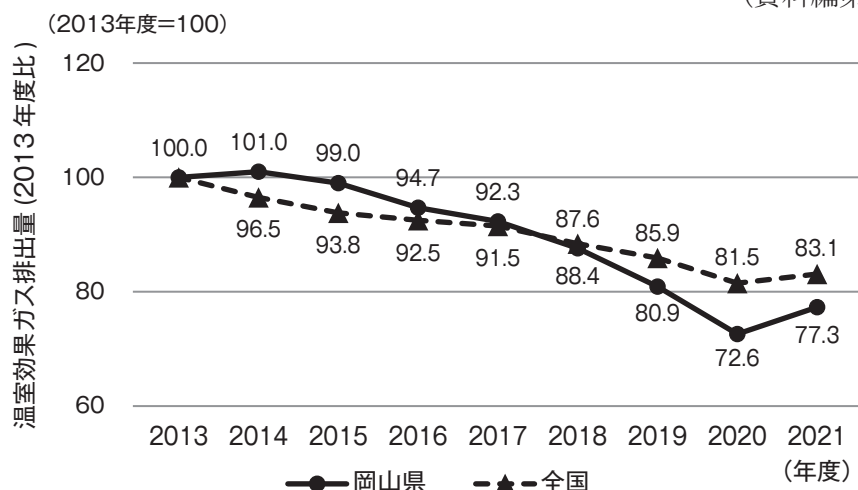


図 2-1 温室効果ガス排出量の推移

## 2 地球温暖化の影響

地球温暖化<sup>(※)</sup>が進むと、海水の膨張や氷河などの融解により海面が上昇したり、気候メカニズムの変化により異常気象が頻発したりするおそれがある。ひいては農林水産業、健康、自然環境、インフラ・ライフラインなどへの影響が懸念されている。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)<sup>(※)</sup>第6次評価報告書第1作業部会報告書によれば、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。2011～2020年の世界の平均気温は1850～1900年の気温よりも1.09℃高く、少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続ける。今世紀末(2081～2100年)には、温室効果ガスの排出が非常に多いシナリオで、平均気温は1850～1900年に比べ3.3℃～5.7℃、平均海面水位は1995～2014年の平均と比べて0.63～1.01m上昇する。」と予測されている。

## 3 岡山県地球温暖化対策実行計画の推進

平成14(2002)年3月に策定した岡山県地球温暖化防止行動計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正や目標年度(平成22(2010)年度)の到来により、震災に伴う国のエネルギー政策等が見直し中という状況にあったが、県の方向性を示し、温室効果ガスの削減に計画的に取り組むことが重要であるため、有識者等からなる策定協議会での検討を経て、平成23(2011)年10月に新たな計画を策定した(平成29(2017)年3月及び令和5(2023)年3月改定。現計画名称：岡山県地球温暖化対策実行計画)。この計画に基づき、県民、事業者、行政などが一体となって、脱炭素社会の構築や再生可能エネルギーの導入拡大など地球温暖化対策を積極的に進めていくこととしており、市町村をはじめ、県民や企業、各種団体等に対して計画の内容等について周知を図り協力を求めている。

また、市町村において地域の実情を踏まえた促進区域が設定されるよう、令和6(2024)年3月に岡山県地球温暖化対策実行計画の別冊として、地域脱炭素化促進事業における促進区域の設定基準を策定した。

## 4 岡山県地球温暖化防止活動推進センター・岡山県地球温暖化防止活動推進員

平成14(2002)年5月に、(公財)岡山県環境保全事業団<sup>(※)</sup>を地球温暖化対策推進法<sup>(※)</sup>に基づく地球温暖化防止活動推進センターとして指定し、センターは地球温暖化の現状と対策の重要性のPR等の普及啓発や地球温暖化防止活動推進員等の活動の支援等を行っている。

また、平成14(2002)年8月から、地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、推進員は地域集会等を利用して、地球温暖化の現状などについての普及啓発、情報提供を行い、また県、市町村、センターが実施する地球温暖化防止施策に協力している。

## 第3節 新エネルギーの導入促進

### 1 太陽光発電の導入促進

太陽光発電は、「晴れの国」と呼ばれる本県にとって極めて有望な再生可能エネルギーであり、平成24(2012)年7月にスタートした国の固定価格買取制度<sup>(※)</sup>により、県内への太陽光発電導入の動きが加速した。

一方、その導入にあたっては、安全性確保等について、県民から不安の声が出ているケースもあることから、令和元(2019)年10月に設置禁止区域や設置に適さない区域等を定めた「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」を施行し、県民の安全・安心な生活に配慮した太陽光発電施設の導入を進めている。

### 2 木質バイオマスのエネルギー利用推進

未利用間伐材、製材端材等木質バイオマス<sup>(※)</sup>を化石燃料に代わるエネルギー源として、木質バイオマス発電や木質バイオマスボイラーによるエネルギー転換を促進している。

### 3 情報の発信と地域資源を生かした取組の推進

地域に根ざした創エネを進めるため、河川や農業用水、排水など多様な水資源を活用した小水力発電<sup>(※)</sup>の普及に取り組んでいる。

### 4 地域ぐるみで進めるスマートコミュニティの推進

地域の特性や資源を生かした再生可能エネルギーの導入やEVの活用等により、地域内の課題解決に取り組む市町村の取組を支援し、脱炭素地域づくりを推進している。令和5(2023)年度は、2件の事業採択を行った。

### 5 その他の取組

#### (1) バイオガス<sup>(※)</sup>を活用したエネルギー利用技術の検討

家畜排せつ物を活用したメタン<sup>(※)</sup>発酵施設から得られたデータ等の情報提供を実施するとともに、メタン発酵の有効性や技術の普及を図った。

#### (2) 県民参加による発電施設設置の普及拡大

県民の寄附や市民ファンド等を活用した市民共同発電所の取組などの県民参加型の発電施設の普及を進めており、県民参加の取組による発電施設はあわせて36施設となっている。



### (3) 新エネルギー産業クラスターの形成

今後の成長が見込まれる次世代産業分野のうち、新エネルギーに関連する分野において、企業と大学等の産学連携での技術開発や製品開発への支援を行うとともに、セミナーや研究会を開催し、関係者の交流や情報共有を図った。

## 第4節 省エネルギーの推進

---

### 1 オフィスビル等の省エネルギー化の推進

建築物の新築及び増改築に合わせて、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）<sup>(※)</sup>」に基づく建築物の省エネ基準への適合性判定、省エネ措置の届出制度や建築士による省エネの説明義務制度の周知を図るとともに、建築関係団体等を通じた令和4年6月公布の改正建築物省エネ法の概要の周知や、ホームページにおいて、国の補助制度・税制優遇等の内容の周知を行った。

また、温室効果ガスの排出抑制を図るため、県内市町村が、その区域内の住宅に省エネ設備等を導入する個人に対して補助事業を実施する場合に、その経費の一部を支援することで、家庭の省エネルギー化を促進した。

令和5(2023)年度は、19市町村に補助を行った。

### 2 県有施設等の省エネルギー化の推進

県有施設においては、温室効果ガスの排出抑制を図るため、高効率タイプの照明灯やLED<sup>(※)</sup>誘導灯への更新、階段・廊下等への照明センサー設置、設備更新時期に合わせた省エネ設備・機器の導入などにより、省エネルギー化を図った。

また、OA機器の省エネ機能の活用や、冷暖房等の設備・機器を効率的に活用するため、省エネ運転などを行った。

### 3 省エネルギーに配慮した住宅の普及拡大

インターネットでの情報発信等を通じ、長期優良住宅の認定制度や住宅性能表示制度の認知度の向上を図ることにより、省エネルギーに配慮した住宅づくりを普及啓発している。

また、セミナー等を通じて、県内建設業者や県民のZEH<sup>(※)</sup>等省エネ住宅に係る理解度向上に努めている。

### 4 省エネルギー型機器等の普及拡大

家庭におけるエネルギー消費量を削減するため、エコパートナーシップおかやまの活動等を通じて、家電製品の買換え時などでの省エネ型機器の積極的な選択を呼びかけている。

また、令和5(2023)年度は区域内の住宅に省エネ設備等を導入する個人に対して補助を行う市町村に対し、その経費の一部を支援した。

## 第5節 脱炭素社会に向けたライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進

---

### 1 アースキーパーメンバーシップ制度の推進

地球温暖化防止のための様々な環境負荷低減活動を行う県民・事業者を募集、登録する「アースキーパーメンバーシップ制度<sup>(※)</sup>（平成14(2002)年9月創設）」については、令和5(2023)年度末の会員

数が15,535会員（県民版会員14,948、事業所版会員587）となった。

また、ホームページリニューアルにより機能を拡充し、「アースキーパーのつどい」等様々な機会を捉え、広く県民にアースキーパー活動をPRすることにより、新規会員の獲得に努めるとともに、次年度に向けてユースチームの設立準備を行った。

## 2 COOL CHOICE<sup>(※)</sup>（賢い選択）の推進

「クールビズ<sup>(※)</sup>」や「ウォームビズ<sup>(※)</sup>」を県民運動として展開し、節電等の呼びかけを行った。また、令和5（2023）年3月に国の「デコ活応援団（新国民運動・官民連携協議会）」に参画し、同年8月にデコ活<sup>(※)</sup>宣言を行ったほか、地球温暖化防止をPRする大学生ボランティア「おかやま COOL CHOICE！サポーター」、高校生ボランティア「おかやまエコるん club」の募集・活動支援を行った。

- ・おかやま COOL CHOICE！サポーター数 22
- ・おかやまエコるん club 部員数 48

## 3 エコドライブの推進

エコドライブとは環境に配慮した自動車の運転方法のことである。具体的には、穏やかな加速・減速を心掛けたり、アイドリングストップ<sup>(※)</sup>を行ったりすることで燃料の節約に努める運転で、地球温暖化に影響を与える二酸化炭素、大気汚染の原因となる窒素酸化物<sup>(※)</sup>や粒子状物質<sup>(※)</sup>の排出量を減らすことにつながる。

県では、このエコドライブに積極的に取り組むことを宣言する「エコドライブ宣言者」を県民・事業所から募集し、宣言者を登録している。令和5（2023）年度は、1,804名のエコドライブ宣言者を登録した。

## 4 地球に優しい移動手段の選択

環境負荷の低減や、通勤ラッシュ時の渋滞緩和に向け、マイカー利用から、鉄道やバス等の公共交通機関の利用を中心とするエコ通勤への転換を図るため、国土交通省岡山国道事務所、岡山市及び倉敷市と共同で、「スマート通勤おかやま」を実施した。また、県独自の取組として公共交通利用の日である毎月最終金曜日に「岡山県ノーマイカーデー運動」を実施し、自治体職員のマイカー利用自粛を呼びかけることで、自動車の利用抑制に取り組んだ。

# 第6節 環境に配慮した交通環境の整備と活用の推進

## 1 信号灯器のLED化の推進

従来の白熱電球を使用した電球式信号灯器と比べて、消費電力が約4分の1となるLED式信号灯器への交換整備を推進し、消費電力の削減を図った。令和5（2023）年度末時点の信号灯器のLED化率は82%となっている。

## 2 県公用車へのエコカーの率先導入

運輸部門から排出される温室効果ガスの削減を図るためには、環境性能の高い自動車の普及が不可欠である。県では、特に走行中に二酸化炭素を排出しない電気自動車<sup>(※)</sup>について、62台を公用車として導入するなど、率先して利用拡大に取り組んできた。

## 3 電気自動車等（EV・PHEV・FCV）の普及促進

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車<sup>(※)</sup>及び燃料電池自動車<sup>(※)</sup>の普及は温室効果ガス削減の取組として有効であることから、事業者を対象にした導入補助や充電器の設置補助だけでなく、E

Vの魅力を知ってもらうための試乗会の開催、専用 Web サイトの開設などを実施し、令和 6（2024）年 3 月には、「岡山県充電環境整備ビジョン」を策定した。令和元（2019）年度末には5,797台であった県内の電気自動車等普及台数は令和 5（2023）年度末には11,777台へと増加している。

低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車<sup>※</sup>、天然ガス自動車<sup>※</sup>、燃料電池自動車<sup>※</sup>、メタノール自動車<sup>※</sup>及び低燃費かつ低排出ガス自動車）の普及は自動車公害問題の解決を図る上で極めて有効であり、各自動車メーカーにおいては排出ガス低減のための技術開発や、低価格化による普及の拡大に向けて、積極的な取組が行われている。

県においても、低公害車の普及を推進するため、電気自動車、ハイブリッド自動車及び低燃費かつ低排出ガス自動車を導入しているほか、マイカーの使用自粛、アイドリング・ストップのPR等を行うなど、自動車の上手な使い方（エコドライブ）を含めた普及啓発を行っている。

#### 4 道路交通の円滑化の推進

令和 5（2023）年度は、交通渋滞の緩和を図るため、1箇所主要渋滞箇所信号現示の調整を実施した。

交通状況等に対応してより細かな信号制御が可能となる高性能化した信号機を 68 基更新整備することで、交通渋滞の解消等による交通の円滑化を推進し、自動車からの大気汚染物質の排出削減や道路交通騒音の低減を図った。

### 第7節 温室効果ガスの排出抑制と吸収源対策の推進

#### 1 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による排出削減

事業活動に伴う温室効果ガス排出量削減の自主的な取組を推進するため、県内において一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者が、自ら排出量を算定し、排出削減計画の作成、実施状況を県に報告する温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を、平成22（2010）年度から運用している。

令和 5（2023）年度には、331の事業者より報告書の提出を受け、県がその内容を公表するとともに、事業者の省エネの取組をサポートする観点から、中小事業者等を対象として、省エネアドバイザーの派遣による省エネ診断、WEBオンラインセミナーを実施した。

#### 2 フロン類の排出抑制の推進

フロン類<sup>※</sup>は、エアコンディショナー、冷蔵・冷凍機器の冷媒をはじめとして、建物の断熱材、スプレーの噴射剤など身の回りの様々な用途で使用されており、化学的に極めて安定し取り扱いやすい一方、オゾン層破壊の原因物質で、温室効果も大きいことから適正管理を推進し大気中への放出を防ぐ必要がある。

平成 27（2015）年 4 月からは、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」が施行され、業務用冷蔵・冷凍空調機器に使用されているフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策がとれるよう、管理者（機器ユーザー）による機器の管理や県に登録している充填回収業者（第一種フロン類充填回収業者）による充填回収時の基準の遵守などが求められている。

県では、管理者や充填回収業者への立入検査の実施やパンフレットの配布等によりフロン類の適正管理の周知に努めている。

表 2-1 第一種フロン類充填回収業者数（令和5（2023）年度）

| 区分          |               | 登録事業者 | 登録事業所 |
|-------------|---------------|-------|-------|
| 業務用冷凍空調機器関係 | 第一種フロン類充填回収業者 | 871   | 971   |

表 2-2 フロン類の充填量（令和5（2023）年度）

| 種 類  | 業務用冷凍空調機器関係 |        |         |        |
|------|-------------|--------|---------|--------|
|      | 設 置         |        | 設置以外    |        |
|      | 充填台数(台)     | 充填量(t) | 充填台数(台) | 充填量(t) |
| CFC  | 0           | 0      | 8       | 0.7    |
| HCFC | 34          | 0.1    | 684     | 11.5   |
| HFC  | 3,714       | 25.7   | 6,728   | 30.5   |

表 2-3 フロン類の回収量（令和5（2023）年度）

| 種 類  | 業務用冷凍空調機器関係 |        |         |        |
|------|-------------|--------|---------|--------|
|      | 整 備         |        | 廃棄等     |        |
|      | 回収台数(台)     | 回収量(t) | 回収台数(台) | 回収量(t) |
| CFC  | 12          | 1.3    | 605     | 0.5    |
| HCFC | 186         | 3.8    | 5,524   | 22.2   |
| HFC  | 3,406       | 14.5   | 14,785  | 45.5   |

### 3 公益的機能を高めるための森林整備の推進

二酸化炭素吸収源をはじめとした森林の持つ様々な公益的機能を高めるため、間伐の推進、針広混交林等への誘導、少花粉スギ・ヒノキへの植替え、林道等の路網整備、治山施設の整備、保安林等の保全・管理により、多様で健全な森林を育成している。また、「おかやま森づくり県民税<sup>(※)</sup>」等を活用して、森林の適正な管理を推進している。

### 4 県民参加による森づくりの推進

地域の里山林等を整備する森林ボランティアグループ等の自主的な取組を促進するため、森林ボランティア活動をサポートする「おかやま森づくりサポートセンター」の運営や森林保全活動を行った企業等に対して、地球温暖化防止への貢献度を森林の二酸化炭素吸収量として評価・認証するなど、県民参加による森づくりを推進している。

### 5 都市緑化等の促進

市町村に都市緑化に係る制度等の周知を行うことで、緑の基本計画等に基づく都市公園の整備、道路、河川・砂防、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化の推進、新たな緑化空間の創出等を促進している。



## 第8節 気候変動への適応

### 1 適応計画の策定と推進

気候変動に対処し、県民の生活や、経済・社会の持続的な発展を図るため、県内における気候変動の影響、予測、県の取組をまとめ、地球温暖化対策の取組（適応策）として岡山県地球温暖化対策実行計画に記載し、同計画を地域気候変動適応計画<sup>(※)</sup>に位置付け、取組を実行している。

### 2 適応の推進体制の整備

県内における気候変動適応を推進するため、令和4(2022)年4月に設置した岡山県気候変動適応センターを中心として、地域気候変動適応計画に沿った着実な情報収集を行うとともに、啓発資材を作成するなど、気候変動適応に係る意識の浸透を図っている。

## 第2章 循環型社会の形成

### 第1節 これまでの取組の成果と課題

本県では、全国に先駆けて制定した岡山県循環型社会形成推進条例<sup>(※)</sup>（平成13(2001)年）に基づき、各種施策を総合的・計画的に推進しているほか、岡山県廃棄物処理計画<sup>(※)</sup>により廃棄物・循環資源<sup>(※)</sup>に関する基本方向を定めるとともに、県民、事業者、処理業者、行政等の役割を明らかにし、3R（リデュース・リユース・リサイクル）<sup>(※)</sup>の推進による循環型社会<sup>(※)</sup>の形成に向けた取組を実施している。特に、産業廃棄物<sup>(※)</sup>については、税の賦課による発生抑制等の効果を期待し、平成15(2003)年に岡山県産業廃棄物処理税条例を施行し、その税収を産業廃棄物の3Rの推進や不法投棄防止等の施策に充てている。また、県民意識の醸成にも力を入れて取り組んでおり、「おかやま・もったいない運動」や「食品ロス<sup>(※)</sup>削減月間キャンペーン」など、県独自の広報・啓発活動を積極的に展開してきた。

これらの取組の成果として、一般廃棄物<sup>(※)</sup>・産業廃棄物ともに、数値目標である排出抑制・資源化率が向上している。さらに、この間の新たな課題への対応として、平成30(2018)年7月に発生した西日本豪雨災害での経験を教訓に、災害廃棄物の処理を円滑に行うための体制づくりに向けた市町村支援に取り組んできたほか、マイクロプラスチックによる海洋汚染が世界的な課題となる中、本県においても海ごみの問題に県下一丸となって対応していくため、令和2(2020)年4月、全市町村及び岡山県経済団体連絡協議会と共同して「おかやま海ごみクリーンアップ宣言」を行うとともに、同年12月には、瀬戸内海でつながる広島県、香川県、愛媛県及び海洋関係事業に深く関わる公益財団法人日本財団と協定を締結し、関係者が連携・協力して対策を進めているところである。

今後は、これまでの取組をさらに進めるとともに、食品ロスの削減、河川等での効率的なごみ回収などにも重点的に取り組み、廃棄物の発生抑制や資源の循環的利用の促進等によって環境負荷を可能な限り低減する、循環型社会に転換していくことが必要である。

## 第2節 循環型社会実現に向けた意識改革と実践

### 1 「おかやま・もったいない運動」の推進

ごみの発生抑制やリサイクル活動は、行政だけではなく事業者、県民が一体となって推進する必要があることから、3Rについて県民の意識改革と実践行動を促すため、「もったいない<sup>(※)</sup>」をキーワードとして、「もったいないフォーラム」をはじめとした各種イベントの開催やPR活動など、全県的な「おかやま・もったいない運動」を展開している。また、プラスチック製品や食品ロスの削減など、3Rに沿ったライフスタイルの定着に向けた啓発や情報提供を行っている。さらに、平成12(2000)年に設置した「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」において、廃棄物の発生抑制、再生品の利用促進の取組など、減量化・リサイクルの一層の促進を図る施策の企画立案等の事業を実施している。

### 2 プラスチック3Rの推進

プラスチックは生活に欠かせない素材で、大量消費される一方、環境に与える影響が大きな問題となっていることから、プラスチック製品の使用削減や、リユース、異なる素材の製品への切替えなど、プラスチックごみ削減に向けた3Rの取組を宣言する県内事業所を募集し、その取組を県ホームページで公開している。また、ファジアーノ岡山と連携した「使い捨てプラスチック削減キャンペーン」を行うなど、ワンウェイプラスチック削減に対する意識の醸成を図っている。

### 3 食品ロス削減の推進

日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は年間472万トンもあるといわれている。(環境省・農水省「令和4年度推計」)

県では、こうした状況を受け、食品ロス削減月間である10月に、県民にとって親しみやすく、食品ロス削減の重要性について理解と関心を深め、削減に自主的に取り組んでもらえるようキャンペーンを実施するほか、大学生による小学生向け出前授業を実施するなど若い世代の食品ロス削減意識の醸成に努めている。また、食品関連事業者とフードバンクをつなぐマッチングサービス「おかやまフードトリップ」を構築し、事業系食品ロスの削減に向けた取組も行っている。

### 4 循環資源マッチングシステムの利用促進

事業活動に伴って発生する循環資源の有効利用を促進するため、循環資源を提供したい事業者と利用したい事業者がインターネット上で情報交換し、マッチング(あっせん)する循環資源マッチングシステムの利用を促進している。

### 5 その他循環型社会形成推進条例に基づく施策

#### (1) グリーン調達率の率先実施

県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた「グリーン調達ガイドライン」に基づき、全庁的(教育庁、警察本部を含む。)に、グリーン調達を推進した。(資料編第3章(1)参照)

#### (2) 岡山県エコ製品の認定

リサイクル製品の需要を喚起するため、「岡山県再生品の使用促進に関する指針<sup>(※)</sup>」の周知徹底を図るとともに、「岡山県エコ製品<sup>(※)</sup>」の認定及びPR事業を実施した。(資料編第3章(2)参照)



### (3) 岡山エコ事業所の認定

環境にやさしい企業づくりを促進するため、「岡山エコ事業所認定制度」により、再生品の使用・販売の促進及びゼロエミッション<sup>(※)</sup>等に積極的に取り組んでいる274事業所を認定している。

### (4) 循環資源情報提供システム

循環資源に関する県内の情報を網羅したデータベース機能と情報の受発信機能を有するシステムを構築し、岡山県循環資源総合情報支援センター（おかやま廃棄物ナビ）から情報提供を行っている。

## 第3節 一般廃棄物の3Rの推進

### 1 一般廃棄物の現状

#### (1) 一般廃棄物（ごみ）の排出と処理の現状

ごみの総排出量は、多少の増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、令和4（2022）年度においては約612千tとなっており、県民1人1日当たりの排出量は899g/人・日となっている。

ごみの処理量は約590千tとなっており、そのうち、直接焼却処理された量が約527千t、破碎・選別等により中間処理された量が約44千t、直接資源化された量が約15千t、中間処理されずに直接最終処分された量が約3千tとなっている。

なお、埋立処分量は、再資源化の取組が進んでいることから平成13（2001）年度以降減少を続けている。（資料編第3章（4）（5）参照）

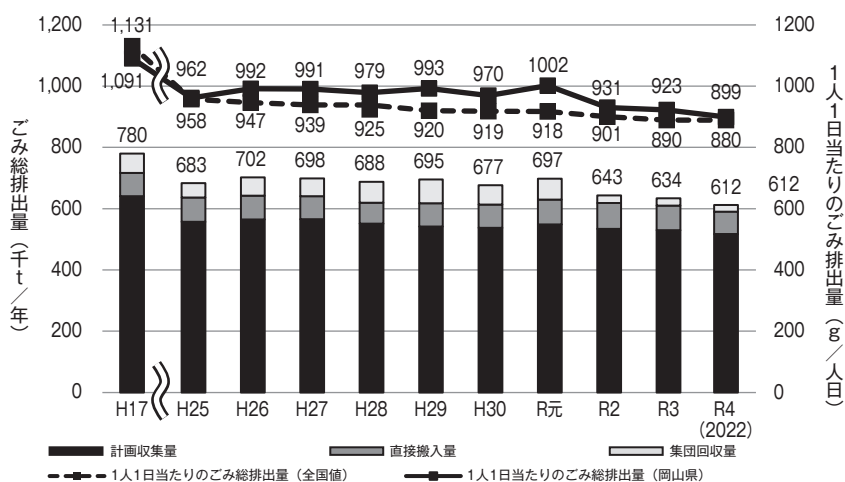


図 2-2 ごみ総排出量と1人1日当たりのごみ排出量の推移

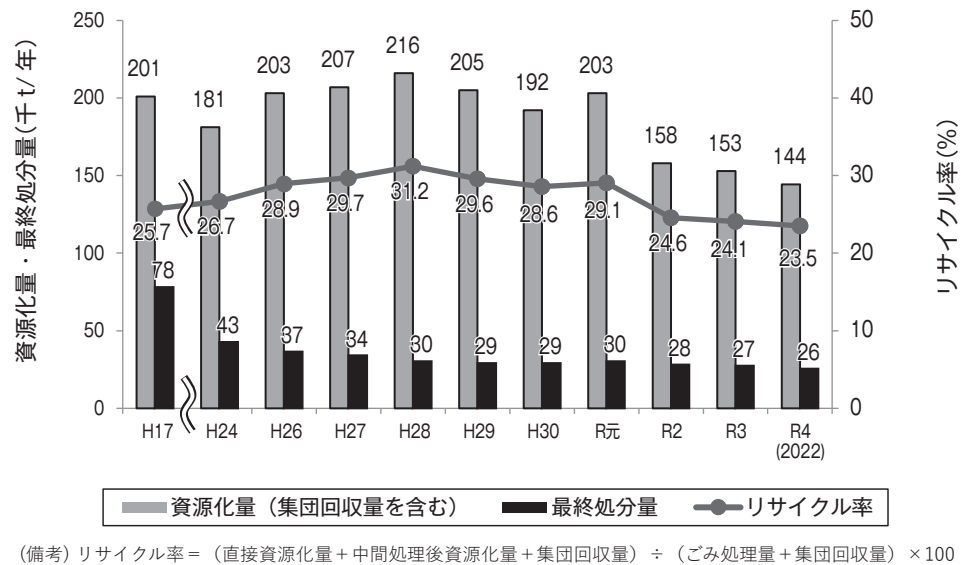
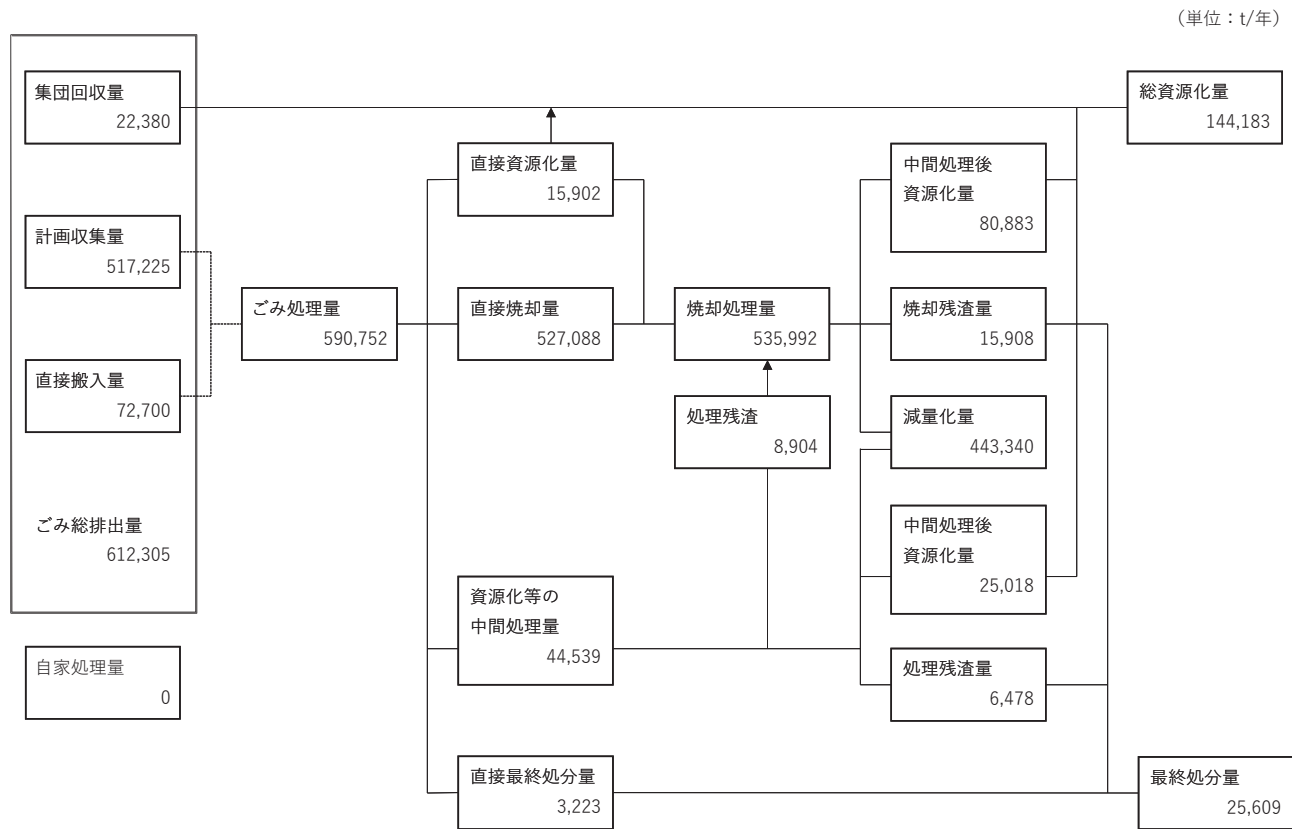


図 2-3 ごみのリサイクル率と最終処分量の推移



備考: 「計画収集量 + 直接搬入量」と「ごみ処理量 (直接資源化量、直接焼却量、資源化等の中間処理量、直接最終処分量の和)」は、計算方法の違いやタイムラグ等があるため、一致しない場合がある。

図 2-4 岡山県における一般廃棄物 (ごみ) 処理フロー (令和 4 (2022) 年度実績)

(2) リサイクルの状況

令和 4 (2022) 年度のリサイクル率は 23.5% であり、全国平均の 19.6% を上回っている。近年、リサイクル率が伸び悩んでいるが、これは全国でも同様の傾向となっており、その一因とし

て県内の小売店等での店頭回収などが増加していることにより、市町村の計画収集による回収量が減少していることが考えられる。

表 2-4 リサイクル率の推移（過去 10 年）

| 区分 \ 年度   | H25  | H26  | H27  | H28  | H29  | H30  | R 元  | R2   | R3   | R4<br>(2022) |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--------------|
| リサイクル率(%) | 26.5 | 28.9 | 29.7 | 31.2 | 29.6 | 28.6 | 29.1 | 24.6 | 24.1 | 23.5         |

(備考) リサイクル率(%) = (直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量) ÷ (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100

(3) し尿の処理状況

し尿は、公共下水道を利用するものに関しては下水道終末処理場で処理され、発生する汚泥は産業廃棄物として処理される。一方で、浄化槽から生じる汚泥や汲み取り便所等の非水洗化施設から生じるし尿は、一般廃棄物として市町村で処理されている。

市町村で処理されるし尿及び浄化槽汚泥の処理量（自家処理量を除く。）は、下水道の整備が年々進んでいるため減少傾向にあり、令和 4 (2022) 年度では約 559 千 kL（し尿 147 千 kL、浄化槽汚泥 412 千 kL）となっている。（資料編第 3 章（8）（9）参照）

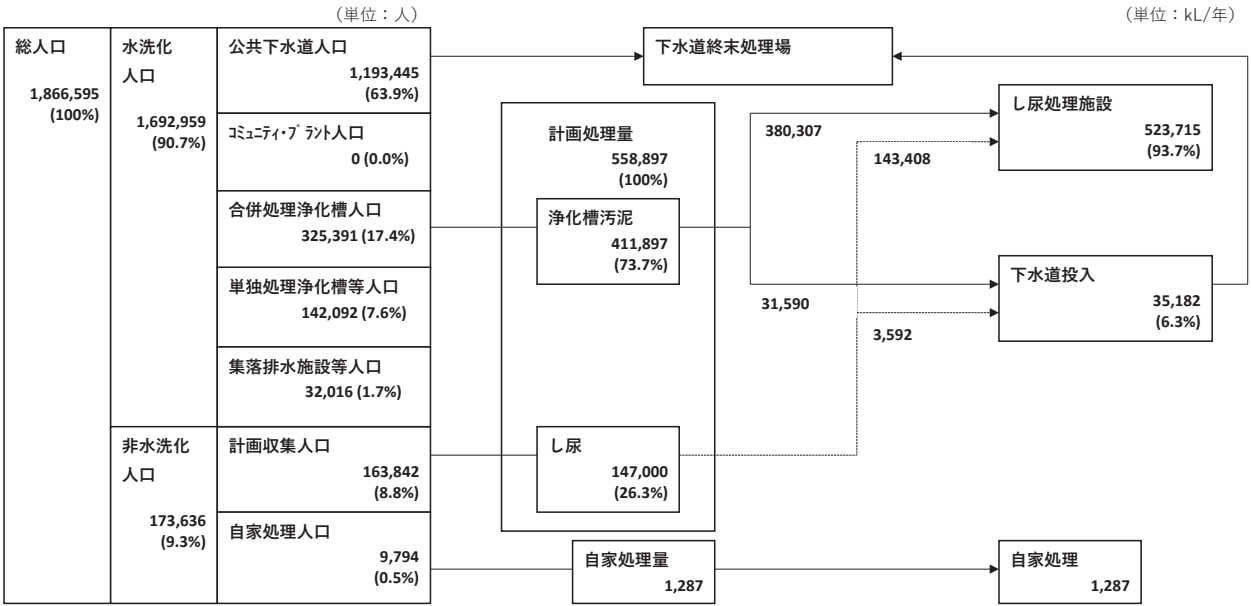


図 2-5 岡山県におけるし尿・浄化槽汚泥処理フロー（令和 4 (2022) 年度実績）

2 循環型社会づくりに向けた処理システムの構築

一般廃棄物処理については、排出抑制、循環的利用、適正な処分とともに、効率的な実施が求められており、ごみ処理の有料化などの経済的手法の導入は、排出量に応じた費用分担の公平化や住民・事業者の意識改革の観点から推進していく必要があり、地域の実情に応じ、循環型社会の形成に向けた最適な処理システムの構築が図られるよう助言等を行っている。

3 ごみの分別収集の徹底

市町村分別収集計画を踏まえた容器包装廃棄物の分別収集の徹底や先進的な自治体での生ごみ、廃食油等の分別収集に関する仕組みの導入などについて、助言や情報提供を行っている。

表 2-5 分別収集の状況（令和 4（2022）年度末）

| 区分     | 市町村名                 | 区分     | 市町村名            |
|--------|----------------------|--------|-----------------|
| 26 種分別 | 赤磐市                  | 17 種分別 | 井原市、矢掛町         |
| 25 種分別 |                      | 16 種分別 | 新見市、里庄町、勝央町、奈義町 |
| 24 種分別 |                      | 15 種分別 | 真庭市             |
| 23 種分別 | 備前市                  | 14 種分別 | 倉敷市、和気町、久米南町    |
| 22 種分別 | 西粟倉村                 | 13 種分別 | 岡山市、玉野市、吉備中央町   |
| 21 種分別 | 美作市                  | 12 種分別 |                 |
| 20 種分別 |                      | 11 種分別 | 津山市、高梁市、鏡野町     |
| 19 種分別 | 笠岡市                  | 10 種分別 | 美咲町             |
| 18 種分別 | 総社市、瀬戸内市、浅口市、早島町、新庄村 |        |                 |

#### 4 リサイクル関連法の周知・徹底

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等の趣旨・目的に則した一般廃棄物のリサイクルの推進に向け、市町村、県民及び関係事業者に対して制度の周知を図っている。

##### (1) 容器包装リサイクル法<sup>(※)</sup>の推進

平成 7（1995）年 6 月 16 日に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」が公布、平成 9（1997）年 4 月 1 日から本格施行され、平成 12（2000）年 4 月 1 日から、完全施行されている。

この法律は、市町村が分別収集計画を作成し、消費者が分別排出に協力、市町村が収集、事業者が再商品化（リサイクル）を実施し、それぞれの責任分担に基づき、リサイクルを推進するものである。

県は、市町村が作成した第 10 期の計画（令和 5（2023）年度～ 9（2027）年度）を取りまとめ、分別収集促進計画を策定し、市町村における体制整備などに助言等を行っている。（資料編第 3 章（3）参照）

表 2-6 容器包装リサイクル法に基づく分別収集の状況（令和 4（2022）年度）

| 区分      | R3<br>(2021)   |                 | R4<br>(2022)   |                 |
|---------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|
|         | 分別収集<br>実施市町村数 | 分別収集量<br>(t/年度) | 分別収集<br>実施市町村数 | 分別収集量<br>(t/年度) |
| 無色ガラス   | 27             | 3998.9          | 27             | 3838.3          |
| 茶色ガラス   | 27             | 3228.3          | 27             | 3144.2          |
| その他ガラス  | 27             | 1455.5          | 27             | 1474.7          |
| その他紙    | 12             | 690.1           | 13             | 651.2           |
| PET     | 27             | 2732.4          | 27             | 2718.2          |
| その他プラ   | 26             | 2755.9          | 26             | 2898.7          |
| うち白色トレイ | 8              | 21.6            | 8              | 20.1            |
| スチール    | 27             | 1854.0          | 27             | 1701.4          |
| アルミ     | 27             | 1062.3          | 27             | 995.1           |
| 段ボール    | 27             | 3926.2          | 27             | 3941.8          |
| 紙パック    | 24             | 88.1            | 24             | 84.8            |

## (2) 家電リサイクル法の推進

平成10(1998)年6月5日に「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」が公布、平成13(2001)年4月1日から施行されている。

この法律は、使用済家電製品(ブラウン管テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)について、消費者(排出者)には廃棄の際に収集運搬料金とリサイクル料金の支払い、小売業者には引き取り、製造業者等(製造業者、輸入業者)には再商品化等(リサイクル)を義務付けており、それぞれの役割分担に基づき、廃家電のリサイクルを推進するものである。

県では、県民へ制度の周知を図るとともに、市町村に対して廃家電の不法投棄対策や小売業者に引取義務が課されていないもの(いわゆる義務外品)の回収体制構築等について助言等している。

## (3) 小型家電リサイクル法の推進

使用済みの小型家電には、鉄、アルミ、銅、貴金属、レアメタル<sup>(※)</sup>といった有用な金属が含まれているが、これまでは鉄などの一部の金属を除いてその大半が廃棄物の埋立地に処分され、有用な金属の十分な回収が行われていなかった。

こうしたなか、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、平成24(2012)年8月10日に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」が公布、平成25(2013)年4月1日から施行されている。

この法律は、使用済小型電子機器等(28種類の品目:家電リサイクル法の対象を除くほとんどの使用済み家電)について、市町村等が回収を行い、これを国の認定を受けた認定事業者等に引き渡し、再資源化を行うというものであり、各市町村は、その特性に合わせた回収品目や回収方法を選択し分別収集する。

---

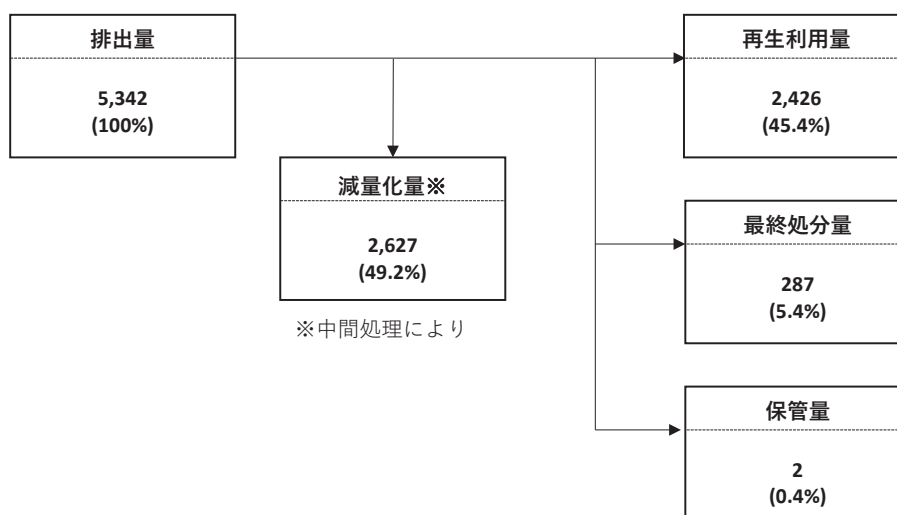
## 第4節 産業廃棄物の3Rの推進

### 1 産業廃棄物の現状

#### (1) 産業廃棄物の排出と処理の状況

令和5(2023)年度に実施した「岡山県産業廃棄物ミニ実態調査」によると、令和4(2022)年度の県内排出量は、5,342千t/年で、令和3(2021)年度と比べると113千t/年(2.1%)減少している。また、最終処分量は287千t/年で、令和3(2021)年度と比べると2千t/年(0.7%)減少している。

(資料編第3章(12)参照)



(注)( )内の数値は、排出量に対する割合

図 2-6 岡山県における産業廃棄物の発生及び処理状況（令和4（2022）年度）

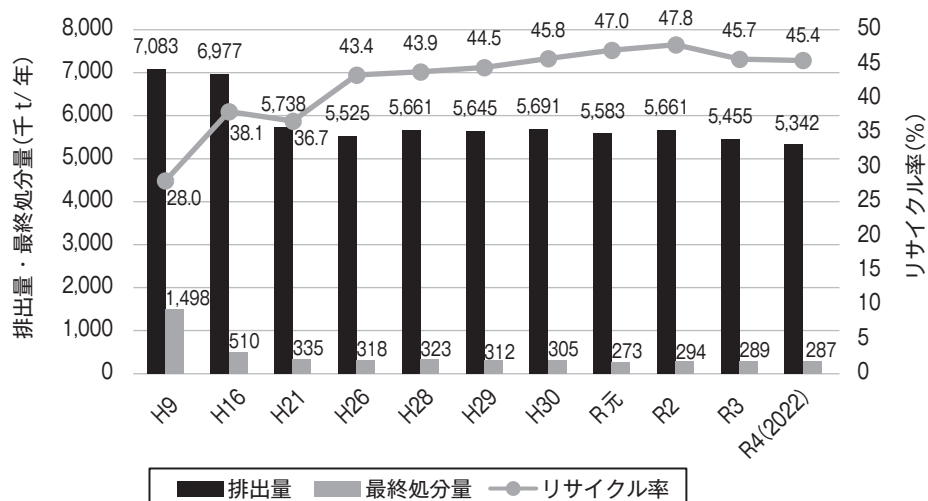


図 2-7 岡山県における産業廃棄物の発生及び処理状況

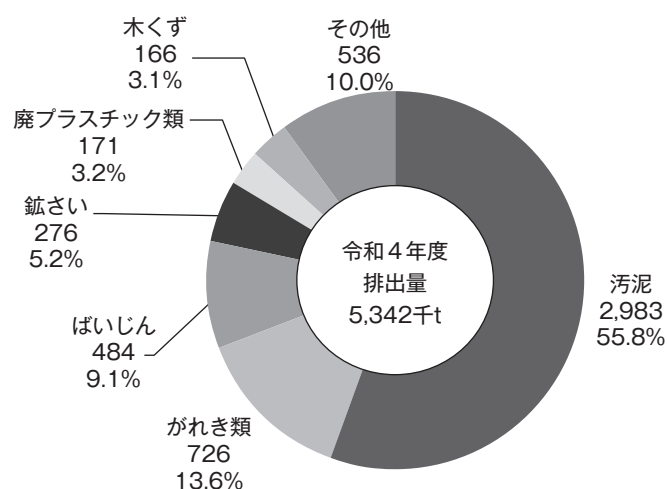


図 2-8 産業廃棄物の種類別排出量（令和4（2022）年度）



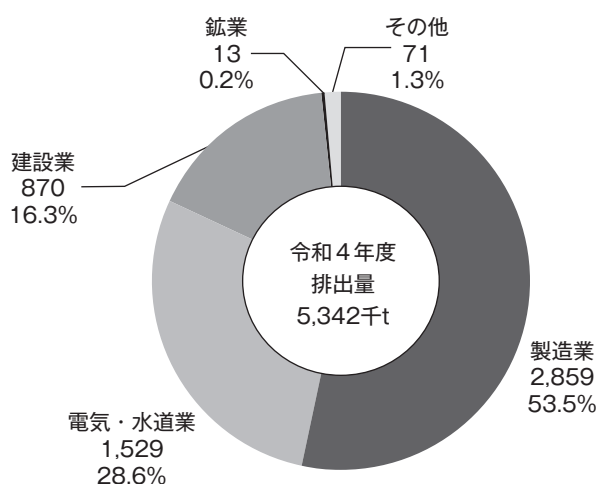


図 2-9 産業廃棄物の業種別排出量（令和4（2022）年度）

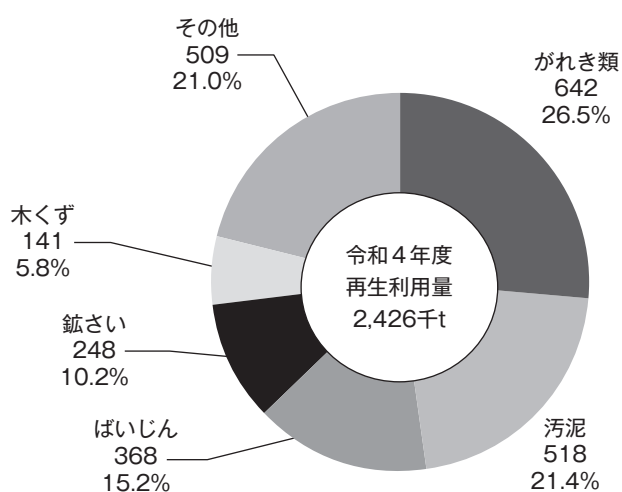


図 2-10 産業廃棄物の種類別再生利用量（令和4（2022）年度）

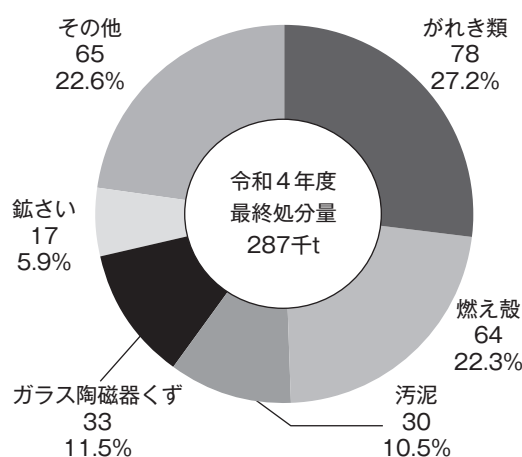


図 2-11 産業廃棄物の種類別最終処分量（令和4（2022）年度）

## (2) 産業廃棄物処理業の許可等

産業廃棄物の処理は、排出者が自ら実施することが原則であるが、自ら実施できない場合には、産業廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託することができる。これら産業廃棄物処理業者の許可に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき厳正な審査を行っている。

（資料編3章（13）参照）

### (3) 産業廃棄物処理施設の状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、県では産業廃棄物処理施設の設置許可を行っている。産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、生活環境影響調査の実施、申請書等の告示・縦覧、関係市町村長の意見の聴取等の許可手続が規定されており、この手続を厳正に運用し、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされた施設の設置を進めていくことが必要である。

(資料編 3 章 (14) 参照)

### (4) 産業廃棄物の最終（埋立）処分

県内で発生する産業廃棄物の最終（埋立）処分量は、実態調査を実施した昭和58(1983)年度1,660千t、平成4(1992)年度1,880千t、平成9(1997)年度1,498千t、平成12(2000)年度1,005千t、平成16(2004)年度510千t、平成21(2009)年度335千t、平成28(2016)年度323千t、令和4(2022)年度287千tとなっており、減量化が進んできているが、なお、一層促進する必要がある。

### (5) (公財) 岡山県環境保全事業団の産業廃棄物処分場

第三セクターとして設立された(公財)岡山県環境保全事業団の産業廃棄物処分場は、昭和54(1979)年に営業を開始して以来、令和5(2023)年度末で埋立処分累計は20,638千tとなっている。

また、昭和58(1983)年度から平成10(1998)年度までは、下水道汚泥などのコンクリート固化処理、平成11(1999)年度からは、下水道汚泥、廃プラスチック類の焼却処理による中間処理事業を実施している。

さらに、平成13(2001)～14(2002)年度に県が策定した基本構想・基本計画に基づき、公共関与臨海部新処分場(第2処分場)の建設に、平成18(2006)年度に着手し、平成21(2009)年4月から利用を開始している。

また、平成30(2018)年7月豪雨災害に際しては、県内で発生した災害廃棄物のうち、不燃物や選別後残さ等の受け入れに尽力するとともに、第1処分場跡地を仮置場用地として提供するなど、被災市町村の適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理に貢献し、公共関与処分場としての役割を果たした。

表 2-7 (公財) 岡山県環境保全事業団の最終処分場の概要

| 場 所   | 倉敷市水島川崎1丁目地先              |                          |
|-------|---------------------------|--------------------------|
| 名 称   | 第1処分場                     | 第2処分場                    |
| 埋立面積  | 962,580 m <sup>2</sup>    | 229,000 m <sup>2</sup>   |
| 埋立容量  | 13,093,000 m <sup>3</sup> | 4,600,000 m <sup>3</sup> |
| 埋立開始  | 昭和 54 年 4 月               | 平成 21 年 4 月              |
| 建 設 費 | 137 億円                    | 107 億円                   |

## 2 排出事業者に対する指導・助言

### (1) 多量排出事業者の状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、産業廃棄物の多量排出事業者には、産業廃棄物処理計画等の提出が義務付けられている。令和5(2023)年度は、産業廃棄物処理計画が161件、特別管理産業廃棄物処理計画が27件提出された(岡山市、倉敷市内の排出事業場を除く。)

## (2) 指導・助言

令和5(2023)年度に実施した「岡山県産業廃棄物ミニ実態調査」によると、令和4(2022)年度は、令和3(2021)年度に比べ、産業廃棄物の排出量は2.1%、最終処分量は0.7%減少しており、今後とも排出事業者に対し、廃棄物の排出量の抑制と再生利用に向けた取組をより一層促していく。

具体的な対策としては、多量排出事業者への指導の徹底や、循環型産業クラスターの形成推進など再生利用に取り組む事業者への支援を行っていく。

また、岡山県循環資源総合情報支援センター（（公財）岡山県環境保全事業団）では、事業活動に伴って生じる循環資源を提供する事業者と、利用する事業者とのマッチング（あっせん）による循環資源の有効活用を図ることを目的に、インターネットによる「循環資源マッチングシステム」を平成18(2006)年度から運用するとともに、平成29(2017)年度からは、環境への取組などに精通している人物をアドバイザーとして企業に派遣し、廃棄物の減量化やリサイクルなどに関し、県内企業のニーズに沿った3Rに関する助言や情報提供等を実施している。

さらに、県内で大量に排出される産業廃棄物のうち、汚泥、鉍さい、ばいじん、燃え殻及び廃プラスチック類について、排出抑制及び循環的な利用の推進が特に必要な循環資源として指定し、排出抑制の目標、事業者が取り組むべき事項等を定めたごみゼロガイドライン<sup>(※)</sup>を策定し、指定した循環資源の排出事業者に対して、同ガイドラインに沿った取組を行うよう指導している。

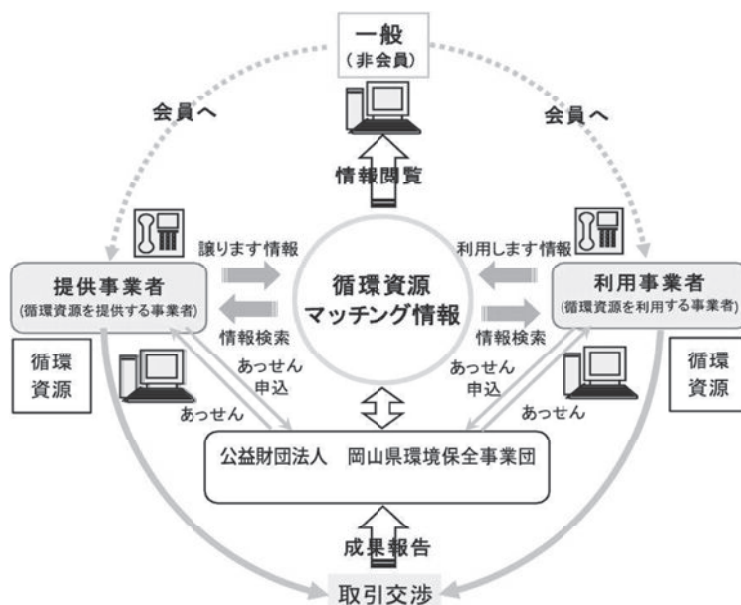


図 2-12 循環資源マッチングシステムの流れ

表 2-8 循環資源マッチングシステムによる紹介・あっせん状況

(単位：件)

| 年度       | 紹介・斡旋 | 取引成立 |
|----------|-------|------|
| H28      | 3     | 1    |
| H29      | 3     | 1    |
| H30      | 6     | 0    |
| R元       | 15    | 2    |
| R2       | 8     | 2    |
| R3       | 24    | 12   |
| R4       | 30    | 16   |
| R5(2023) | 13    | 11   |

### 3 リサイクル関連法の周知・徹底

#### (1) 建設リサイクル法の推進

建築物等の分別解体と解体物等のリサイクルを促進するため、平成12(2000)年5月31日に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」が公布され、平成14(2002)年5月30日から全面施行されている。

県は、平成14(2002)年3月に「岡山県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」を策定し、コンクリート塊等の分別解体や再資源化等に努めている。

また、建設リサイクル法に基づく分別解体・再資源化等の実施状況の把握及び周知を目的に環境部局・土木部局合同で県下一斉パトロールを実施している。

#### (2) 自動車リサイクル法の推進

全国的に最終処分場の残存容量が逼迫する中で、使用済自動車の処理過程で発生するシュレッダーダストの処分費用が高騰し、有価物として流れていた使用済自動車の逆有償化現象が起これ、不法投棄等不適正処理が増加する懸念が生じたため、使用済自動車から発生する廃棄物のリサイクルシステムを構築することを目的として「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が平成14(2002)年7月12日に公布され、平成17(2005)年1月1日から全面施行されている。県としては、各種広報媒体を活用してリサイクルシステムの周知徹底を図るとともに、解体業、引取業等の許可・登録事務、立入検査等を実施している。  
(資料編第3章(15)参照)

### 4 3Rに関する広域ネットワークの形成

中四国地域を中心に3R等に関する新技術やビジネスモデル等について、情報交換や商談等を行う「中四国環境ビジネスネット(B-net)フォーラム」を開催し、県境を越えた広域的な3R等のネットワーク形成を図った。

### 5 公共工事に係る廃棄物の再資源化

県が発注する工事において発生するコンクリート塊等の特定建設資材に係る分別解体や特定建設資材廃棄物の再資源化等を実施している。

### 6 循環型社会形成推進モデル事業の推進

循環型社会の形成を推進すると認められる先進的なリサイクル関係施設等の整備や新たなリサイクル技術の開発等について、事業の承認を行い経費の一部を補助することにより、地域における環境産業の振興を図った。

### 7 その他の取組

#### (1) エコプロダクツ製品化支援事業の推進

県内中小企業者等が、「岡山県エコ製品」への認定を目指すなど循環資源を原料とした競争力ある新製品開発を行う場合に必要とする経費の一部を補助することにより、地域経済を支える中小企業者等の競争力を高め、県内の地域産業を活性化するとともに、循環型社会の形成促進を図った。

## 第5節 廃棄物の適正処理の推進

### 1 一般廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

市町村の一般廃棄物処理施設については、ダイオキシン類対策で整備を進めた焼却施設等が更新時期を迎えるとともに、最終処分量を減らし再資源化率を高めるための取組としてリサイクル施設の需要が高まっている。このため、市町村における廃棄物処理施設の計画的な整備が進むように、市町村に対し、助言等の技術的援助を行うとともに、国の循環型社会形成推進交付金等制度の活用を支援した。

令和5(2023)年度末で稼働中の一般廃棄物処理施設は、焼却施設が21施設で合計処理能力は2,646 t/日、粗大ごみ処理施設が10施設で合計処理能力は336 t/日となっている。

また、資源化等の施設としては、リサイクルセンター、リサイクルプラザ等が10施設で合計処理能力は158 t/日となっている。

最終処分場は、17施設で合計埋立面積263,363 $\text{m}^2$ 、合計埋立容量2,032,369 $\text{m}^3$ となっている。

(資料編第3章(7)参照)

表 2-9 一般廃棄物処理施設の設置状況(令和5(2023)年度末現在稼働中)

| 施設の種類          |          | 施設数 | 合計処理能力                                         |
|----------------|----------|-----|------------------------------------------------|
| ごみ<br>処理<br>施設 | ごみ焼却施設   | 21  | 2,646 t/日                                      |
|                | 粗大ごみ処理施設 | 10  | 336 t/日                                        |
|                | 資源化等の施設  | 10  | 158 t/日                                        |
| し尿処理施設         |          | 20  | 2,183 t/日                                      |
| 最終処分場          |          | 17  | 2,032,369 $\text{m}^3$ (921,928 $\text{m}^3$ ) |

(備考) 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定に基づく届出施設

2 最終処分場の( )内は令和4年度末残余容量

なお、ごみ処理広域化及びごみ処理施設の集約化については、平成18(2006)年度に策定した「新岡山県ごみ処理広域化計画」を踏まえた第5次岡山県廃棄物処理計画に基づき、市町村の「一般廃棄物処理計画」を見直し、計画的な施設整備を行うよう助言等を行っている。

また、一般廃棄物処理施設の適正な維持管理が図られるよう令和5(2023)年度は、ごみ焼却施設15件、粗大ごみ処理施設3件、資源化等の施設5件、し尿処理施設11件、埋立処分地施設20件の立入検査を実施した。

(資料編第3章(10)参照)

### 2 産業廃棄物処理業者等に対する監視・指導

産業廃棄物は、事業者がその処理責任に基づき適正処理することが原則となっており、あらゆる機会を通じてこの原則を徹底させるよう努めている。

また、令和4(2022)年3月に「第5次岡山県廃棄物処理計画」を策定しており、産業廃棄物に関する基本的な施策として、①排出者の責務の徹底・強化、②排出抑制と循環的利用の推進、③適正処理の推進、④廃棄物処理施設の計画的な整備の促進、⑤廃棄物情報の共有化と相互理解を定めている。

処理業者の産業廃棄物の適正処理に関する認識は向上してきているが、一部の者による不法投棄や委託基準違反などの不適正処理の事例もあり、このような行為が産業廃棄物の処理に対する住民の不信感を招いている状況にある。

このため、講習会や立入検査を実施するとともに、関係業界団体などと協力し、処理業者の適正処理意識や処理技術の向上を図っている。



令和 5 (2023) 年度においては、不法投棄や不適正な保管などを防止するため、産業廃棄物排出事業者、処理業者等、839 件の立入検査を実施し、適正処理について指導するとともに、違反業者に対しては厳正に対応し、産業廃棄物処理業の許可取消処分を 5 件行った。

産業廃棄物の処理に関する情報の合理化・透明化や不適正処理の防止に効果のある電子マニフェストシステムの普及を推進するため、平成18(2006)年度から電子マニフェスト普及促進事業を実施しており、令和 5 (2023) 年度も研修会を開催した。

### 3 PCB 廃棄物の計画的な処理の促進

平成13年(2001) 7月15日に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、ポリ塩化ビフェニル(PCB)<sup>(※)</sup> 廃棄物を保管している事業者に対し、保管状況等の届出や政令で定める期限までの処理を義務付けており、県では保管事業者に対する届出指導及び適正保管等の指導を行うとともに、PCB使用製品の所有者に対し、期限内の処理完了を呼びかけている。

高濃度の PCB 廃棄物の処理については、国が平成 15(2003)年 4 月に策定した PCB 廃棄物処理基本計画に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)を活用した拠点的広域処理施設が全国 5 箇所に整備され、岡山県は JESCO 北九州 PCB 処理事業所の処理対象区域であるが、令和 5 年度末で当該処理事業所における処理が終了した。また、低濃度(微量)の PCB 廃棄物についても、環境大臣の認定施設又は都道府県知事の許可施設で処理することとされている。県では、法に基づき平成 20 (2008) 年 3 月に「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、平成 22(2010)年 10 月、平成 27(2015)年 3 月、令和 3 (2021)年 3 月及び令和 5 年 (2023) 年 3 月に改訂しており、この計画に基づき、県内の PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を進めていく。

### 4 農業用使用済みプラスチックの適正処理

市町村、農協等の関係団体と連携し、果樹、野菜、花きのハウス、雨よけ施設等に使用された農業用使用済みプラスチックの回収・処理について、地域における体制を充実させ、適正処理の推進を図る。

### 5 産業廃棄物の広域的な移動に対する対応

県外の事業場で発生した産業廃棄物を県内で処分しようとする事業者に対し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」(昭和 52 年岡山県規則第 61 号)に基づき、知事に事前協議を行うよう求めている。

事前協議に当たっては、県内に搬入する産業廃棄物の種類、量、排出施設等を明らかにさせるとともに、公的な分析機関等による有害物質等の分析証明書を添付させ、安全性などの確認を行っているところであり、令和 5 (2023) 年度は 686 件の事前協議があった。

## 第6節 不法投棄等の根絶と環境美化の推進

### 1 不法投棄等の防止と早期発見

平成15(2003)年度に導入した岡山県産業廃棄物処理税の税収を活用し、不法投棄等の不適正処理に対処するため、産業廃棄物監視指導員(9名)の配置、夜間・休日の監視業務の民間委託、不法投棄110番の設置、不法投棄監視カメラの各県民局への配置などの不法投棄の監視体制強化事業を実施するとともに、新聞広告・ラジオスポットなどによる啓発事業を実施している。

令和 5 (2023) 年度においては、民間委託による監視出動は257回、不法投棄110番への通報は44件であった。また、ヘリコプターによる上空からの監視を 4 回、産業廃棄物運搬車両の路上検問を 2 回(6



箇所) 実施した。併せて、市町村が実施する不法投棄監視、不法投棄防止対策事業などに対する助成(20市町村)を行った。

なお、不法投棄等の行為者に対し、市町村等と連携して撤去等の指導を行うとともに、行政と民間団体が一体となって監視や情報等提供を行う体制を構築している。

また、ボランティアによる清掃活動など、地域美化を推進することによって、不法投棄などの不適正処理をさせない地域づくりを進めている。

表 2-10 不法投棄発見通報協定の締結状況

| 締結年月日     | 発見通報協定締結先                                 |
|-----------|-------------------------------------------|
| H15.5.30  | 岡山県農業協同組合中央会<br>岡山県森林組合連合会<br>中国電力(株)岡山支社 |
| H15.12.17 | 岡山県石油商業組合                                 |
| H16.8.23  | (一社)岡山県トラック協会                             |
| H17.7.7   | (一社)岡山県タクシー協会                             |
| H18.7.24  | (公社)岡山県バス協会                               |
| H30.2.20  | 佐川急便(株)                                   |

産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理に関する苦情処理件数は表 2-11 のとおりであり、関係機関と協力し、苦情の解決に努めている。

主な苦情内容は、不法投棄、野外焼却、大気汚染、水質汚濁などである。

表 2-11 苦情処理件数(過去10年)

| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元  | R2  | R3 | R4 | R5<br>(2023) |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|--------------|
| 件数 | 120 | 148 | 104 | 121 | 89  | 130 | 136 | 92 | 92 | 77           |

## 2 海ごみ対策の推進

海ごみ(漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみ)の対策を推進するため、平成27(2015)年度に「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定し、県、市町村、漁協、NPO等が連携して発生抑制・回収処理を推進している。

また、令和2(2020)年度には県・市町村及び経済団体が共同で「おかやま海ごみクリーンアップ宣言」を行い、県内一丸となった海ごみ対策を推進している。

さらに、瀬戸内沿岸4県(岡山県、広島県、香川県、愛媛県)と日本財団で構成する瀬戸内オーシャンズXでは、瀬戸内海のごみの流入量の70%減、回収量10%以上増を目指して、調査研究、企業・地域連携など様々な角度から海ごみ対策に取り組んでいる。

## 3 地域の活動の促進

私たちの暮らすまち、山、海などがきれいで美しい地域として保たれるよう、環境保全団体や民間ボランティア団体等が行うポイ捨てごみ等の清掃活動や、花いっぱい活動などの環境美化活動を促進している。

令和5年度は、環境美化推進事業として県内45地区において、ごみの一斉清掃活動や環境美化普及啓発事業を実施した。

## 第7節 災害廃棄物に対する備え

### 1 円滑な処理体制づくり

非常災害により生じる廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を図るため、平成 27(2015)年度に策定した「岡山県災害廃棄物処理計画」を平成 30 年 7 月豪雨災害における対応を踏まえて、令和 2(2020)年 3 月に改定するとともに、市町村を含めた職員のスキルアップを目的とした研修会の開催や市町村及び関係団体等と図上訓練などを行っている。

表 2-12 災害廃棄物対策の主な取組状況

| 実施年度       | 区分       | 取組内容                                                                                                                                                                   |
|------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R 元 (2019) | 研修会      | 市町村等職員を対象に対応能力の向上を図るため、次の内容の研修会を実施した。<br>・平成 30 年 7 月豪雨災害の仮置場現場の見学<br>・有識者による講演<br>・県内自治体の平成 30 年 7 月豪雨災害に係る廃棄物処理対応事例の紹介                                               |
|            | 図上訓練等    | 市町村等職員、県職員及び関係団体等が参加し、関係者間の連携を深め、災害時の手順を確認・共有するための図上訓練及びワークショップを実施した。                                                                                                  |
| R2 (2020)  | 仮置場設置訓練  | 災害発生時に、市町村が迅速かつ円滑に仮置場を設置し、適切な運営管理を行うことができるよう、笠岡市と連携し、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会（災害時支援協定締結団体）の協力を得て、仮置場の設置訓練を実施した。<br>また、事業実施内容を事例集としてとりまとめ、県内市町村等に配布し、成果を水平展開した。                 |
|            | マニュアル等改訂 | 令和 2 年 3 月に改訂した県災害廃棄物処理計画の見直し内容を踏まえ、県における具体的な業務内容や手順等を定めた「岡山県災害廃棄物処理対策業務マニュアル」及び市町村における発災初動期を中心とした具体的な業務内容や手順等を示した「市町村災害廃棄物処理対策業務マニュアル作成ガイドライン」を全面改訂した。                |
| R3 (2021)  | 図上訓練等    | 市町村等職員、県職員及び関係団体等が参加し、関係者間の連携を深め、令和 2 年度に作成したマニュアルを基に災害時の手順を確認・共有するための図上訓練及び事前研修会を実施した。                                                                                |
|            | 仮置場設置訓練  | 災害発生時に、市町村が迅速かつ円滑に仮置場を設置し、適切な運営管理を行うことができるよう、真庭市と連携し、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会（災害時支援協定締結団体）の協力を得て、仮置場の設置訓練を実施した。<br>また、事業実施内容を事例集としてとりまとめ、県内市町村等に配布し、成果を水平展開した。                 |
| R4 (2022)  | 仮置場設置訓練  | 災害発生時に、市町村が迅速かつ円滑に仮置場を設置し、適切な運営管理を行うことができるよう、赤磐市と連携し、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会（災害時支援協定締結団体）の協力を得て、仮置場の設置訓練を実施した。<br>また、事業実施内容を事例集としてとりまとめ、県内市町村等に配布し、成果を水平展開した。                 |
| R5 (2023)  | 図上訓練等    | 市町村等職員、県職員及び関係団体等が参加し、関係者間の連携を深め、令和 2 年度に作成したマニュアルを基に災害時の手順を確認・共有するための図上訓練及び事前研修会を実施した。                                                                                |
|            | 仮置場計画検討  | 処理主体となる市町村を中心に、災害支援協定締結団体である一般社団法人岡山県産業資源循環協会等の関係者が一堂に会し、仮置場の設置や管理運営に対する知識の習得、さらに実際の仮置場候補地を題材に、仮置場の設置や管理運営などの検討を行うことを通じて対応力の強化、連携体制の向上を図った。また、その成果を取りまとめ、県下市町村に水平展開した。 |

## 第3章 安全・安心な生活環境の保全と創出

### 第1節 これまでの取組の成果と課題

大気・水・土壌などの汚染・汚濁は、県民の健康や生活環境に直接的な影響を及ぼすため、県では、これら環境の状況を継続的に監視し、環境基準の達成状況等を確認しつつ、様々な施策に反映させている。また、工場等からの排出ガスや排出水が、法令に基づく排出基準に適合しているか立入検査などで確認し、必要に応じて改善指導を行うとともに、自動車排出ガス対策や生活排水対策などの啓発事業などにも取り組んでいるほか、環境放射線の状況についても監視を行っている。

県内の環境の状況は、大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物、主要河川の水質など、環境基準の達成率がほぼ100%となっているものがある一方で、光化学オキシダント、児島湖や瀬戸内海の水質など、環境基準の達成率が低いものや微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)のように継続的な環境基準の達成までには至っていないものも未だ残っている。また、有害物質による土壌汚染や建築物中のアスベストなどへの対応や、産業発展に伴う多様な化学物質の管理、瀬戸内海の栄養塩類の管理など、新たな課題もみられる。

こうした状況も踏まえ、県では、これまで実施してきた県民・事業者・行政等が連携・協働した取組に加え、メール配信による大気汚染情報の即時提供や稲わら等の野焼きを減らすための農業団体と連携した啓発、児島湖の水質やイメージを改善させるための環境用水の導入に向けた取組やテナガエビなどの生物を利用した水質浄化、民間団体と水産事業関係者が連携して取り組む瀬戸内海の藻場の再生など、新たな視点やアイデアも取り入れながら対策を進めているが、なお一層の効果的な施策の展開が求められている。

また、環境問題の未然防止や解決などのためには、事業者と地域住民などが、環境負荷やその低減に関する情報を共有し、対話を行うことによりお互いの理解を深めていく「環境コミュニケーション」が重要であり、県では環境コミュニケーションの推進に取り組んでいるところである。

こうした観点にも立った本県独自の取組として、「太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」を制定し、令和元(2019)年10月に施行した。再生可能エネルギーである太陽光発電の導入拡大は、気候変動対策の有効策の一つだが、一方で、導入に当たっては、安全性の確保や環境保全の面での懸念も指摘される。こうしたことを踏まえ、条例では、事業者に対し、計画作成の初期段階から地域住民への十分な情報提供を行うことなどを求めており、県民の不安を解消し、安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及・拡大を図ることを、条例の目的としている。

### 第2節 大気環境の保全

#### 1 大気環境の状況

##### (1) 環境大気の常時監視

県では、大気汚染<sup>(※)</sup>に係る環境基準<sup>(※)</sup>が定められている二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)<sup>(※)</sup>、一酸化炭素(CO)<sup>(※)</sup>、浮遊粒子状物質(SPM)<sup>(※)</sup>、光化学オキシダント(O<sub>3</sub>)<sup>(※)</sup>、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)<sup>(※)</sup>及び微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)<sup>(※)</sup>の大気環境濃度等について、県下に設置している環境大気測定局で測定している。

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の濃度については、規制の強化、発生源対策の実施などの様々な対策が講じられたことにより昭和40年代をピークに昭和60(1985)年頃までに著しく低下した。その後、一酸化炭素の濃度は低い濃度のまま横ばいで推移しており、二酸化硫黄、浮遊

粒子状物質及び二酸化窒素の濃度は、近年減少傾向にある。

また、光化学オキシダントの濃度については、測定開始以降、横ばいの状況が続いている。

なお、平成 22(2010)年度から常時監視を開始した微小粒子状物質の濃度は、減少傾向にある。

大気汚染状況の監視は、環境基準の達成状況の把握、大気汚染防止施策の企画・立案等のために不可欠であり、大気保全行政の基盤をなすものであることから、県及び岡山市・倉敷市等関係 3 市は、県内の 62 地点において大気汚染の状況を常時監視している。その内訳は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）52 局及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）10 局で、全ての局が大気汚染監視テレメータシステムに接続されている。

測定結果は、1 時間ごとに集められ、即時にデータ処理が行われるとともに、インターネット上にデータが表示されている。また、光化学オキシダントなどの大気汚染物質が高濃度になった際には、県民への周知や工場等に対する大気汚染物質排出量の削減の要請など、緊急時の迅速な対応が可能となっている。

このシステムは、昭和 48(1973)年 10 月に導入したもので、平成 29(2017)年度に 4 回目の更新を行い、通信回線の高速化、データ収集・処理の迅速化、グラフィック表示の充実、緊急時通報機能の強化等が図られている。

また、逐次、自動測定機の整備、更新を行っている。

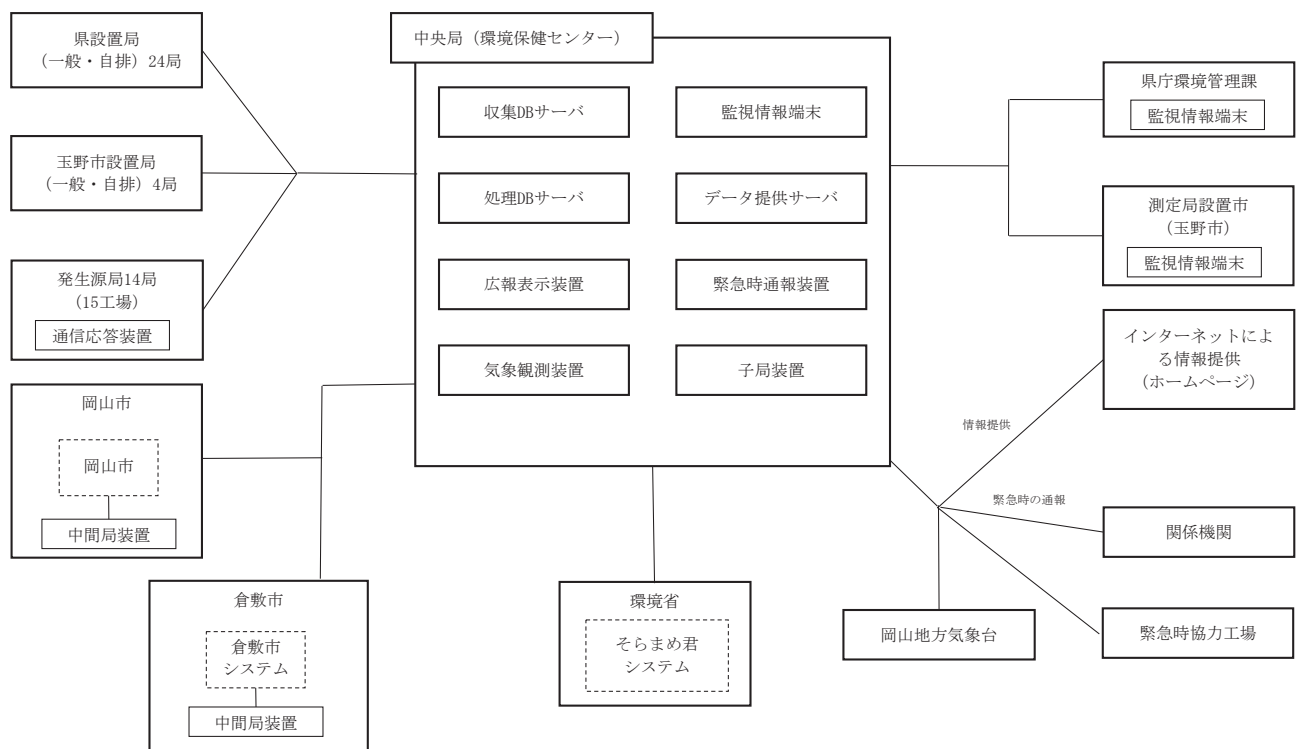


図 2-13 大気汚染監視システムの概要

## (2) 常時監視結果の概要

岡山県の環境大気について、県、岡山市、倉敷市及び玉野市が協力して、一般局 52 局及び自排局 10 局の合計 62 地点及び岡山県環境保健センター（参考）で監視を行った。

令和 5(2023)年度における大気汚染物質の環境基準達成状況は、光化学オキシダントを除き、達成率は 100%であった。

光化学オキシダントは、本県だけでなく、全国的にも環境基準の達成率が極めて低い状況が続いている。（資料編第 4 章（1）～（8）参照）



表 2-13 常時監視結果の概要

| 項目／年度                    | R 元   |       | R2    |       | R3    |      | R4    |       | R5(2023) |      |
|--------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|----------|------|
|                          | 測定局   | 達成率   | 測定局   | 達成率   | 測定局   | 達成率  | 測定局   | 達成率   | 測定局      | 達成率  |
| 二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) | 41/41 | 100%  | 41/41 | 100%  | 41/41 | 100% | 36/36 | 100%  | 36/36    | 100% |
| 一酸化炭素 (CO)               | 7/7   | 100%  | 7/7   | 100%  | 7/7   | 100% | 7/7   | 100%  | 8/8      | 100% |
| 浮遊粒子状物質 (SPM)            | 54/54 | 100%  | 55/55 | 100%  | 55/55 | 100% | 50/50 | 100%  | 49/49    | 100% |
| 光化学オキシダント (Ox)           | 0/45  | 0%    | 0/45  | 0%    | 0/45  | 0%   | 0/45  | 0%    | 0/45     | 0%   |
| 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) | 56/56 | 100%  | 57/57 | 100%  | 56/56 | 100% | 49/49 | 100%  | 48/48    | 100% |
| 微小粒子状物質 (PM2.5)          | 21/26 | 80.8% | 19/27 | 70.3% | 27/27 | 100% | 26/27 | 96.3% | 27/27    | 100% |

(注) 1 「測定局」は、達成局数／測定局数

2 「達成率」は、光化学オキシダントは短期的評価、それ以外の項目は長期的評価によるもの。

3 光化学オキシダント以外の項目のうち、微小粒子状物質を除く項目は、年間測定時間が6,000 時間未満の測定局を除き、微小粒子状物質は、年間測定日数が 250 日未満の 測定局を除く。

## 2 工場・事業場対策の推進

### (1) 大気規制の概要

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設<sup>(※)</sup>については硫黄酸化物<sup>(※)</sup>、ばいじん<sup>(※)</sup>及び有害物質（窒素酸化物<sup>(※)</sup>、カドミウム等の 8 物質）に関して、揮発性有機化合物排出施設については揮発性有機化合物<sup>(※)</sup>に関して、粉じん発生施設については一般粉じん及び特定粉じん（石綿）<sup>(※)</sup>に関して規制を行っている。

また、吹付け石綿等を使用した建築物等の解体作業、ベンゼン<sup>(※)</sup>等 3 物質を排出する指定物質排出施設、有害大気汚染物質などに関して規制又は抑制を行っている。

さらに、大気汚染防止法の適用を受けないばい煙・粉じん発生施設及び有害ガス発生施設等については、環境負荷低減条例により、硫黄酸化物、粉じん、有害ガス等に関して規制を行っている。

このほか、倉敷市水島地区の大規模工場に対しては、県及び倉敷市が公害防止協定等に基づく行政指導により、硫黄酸化物及び窒素酸化物について排出量の上限枠を定めて各工場に配分し、水島地区の大気保全を図っている。（資料編第 4 章（9）参照）

### (2) 監視指導の状況

大気汚染防止法及び環境負荷低減条例に基づき、ばい煙発生施設等を設置する工場・事業場の立入検査を実施し、ばい煙発生施設等の設置状況、排ガスの自主検査結果を確認するとともに、排ガス処理施設の適正な管理、適切な燃料の使用等の指導を行っている。特に、新規に設置された施設や規模の比較的大きい施設等について重点的に立入検査を実施している。

また、立入検査に合わせて使用燃料の抜き取り検査を行い、燃料中の硫黄含有率を分析するほか、排ガスに含まれるばいじん、窒素酸化物、水銀等の濃度検査を実施し、排出基準の遵守状況を確認している。

なお、検査の結果、排出基準違反等が確認された場合は、当該事業者に対し違反内容の通知及び事情聴取を行うとともに、原因の究明及び改善対策の報告を求めた上で、改善後の状況を再検査で確認するなど、厳正な指導を行っている。（資料編第 4 章（10）、（11）参照）

表 2-14 ばい煙等行政検査の実施結果（令和5（2023）年度）

| 区分            | 件数 | 違反件数 |
|---------------|----|------|
| ばいじん          | 9  | 0    |
| 窒素酸化物         | 23 | 0    |
| 塩化水素          | 3  | 0    |
| 燃料中の硫黄含有率     | 4  | 0    |
| 揮発性有機化合物（VOC） | 3  | 0    |
| 水銀            | 4  | 0    |
| 有害ガス          | 3  | 0    |
| 合 計           | 49 | 0    |

（注）岡山市及び倉敷市の実施件数は除く。

岡山市、倉敷市及び玉野市に立地する主要 15 工場について、大気汚染監視テレメータシステムのサブシステムである発生源監視テレメータシステムによるばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物）量の常時監視を行っており、法又は公害防止協定等に基づく総量規制値の遵守について確認している。

表 2-15 発生源監視テレメータシステムによる監視対象工場

| 地域  | 工場名                                                                                                 |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 倉敷市 | ENEOS（A 工場）、ENEOS（B 工場）、中国電力（水島）、中国電力（玉島）、三菱ケミカル、JFE スチール、瀬戸内共同火力、旭化成、三菱瓦斯化学、東京製鐵、ペトロコックス、クラレ倉敷（玉島） |
| 岡山市 | クラレ岡山、テイカ                                                                                           |
| 玉野市 | 日比共同製錬                                                                                              |

### 3 大気汚染防止夏期対策の実施

大気汚染物質の濃度が高くなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある事態が発生したときは、大気汚染防止法第23条及び岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱に基づき、該当する市町村に対し注意報等を発令し、こうした事態の発生を周知するとともに、緊急時協力工場に対して大気汚染物質排出量の削減要請等を行い、健康被害及び農作物被害の未然防止に努めている。また、県際間の対策としても、隣接する香川県、広島県及び兵庫県との間で協力体制をとっている。

このうち光化学オキシダントが高濃度になりやすい夏期には、岡山県大気汚染防止夏期対策本部（本部長：副知事）を設置し、光化学オキシダントによる被害の未然防止に重点を置いた対策を実施している。

対策期間中は、監視体制の強化を行うとともに、ラジオ、ホームページ、リーフレット等により、自動車排出ガス低減のためのマイカー使用自粛や、注意報等の発令情報を迅速に周知するためのメール配信サービスへの登録等についての啓発を行っている。

なお、令和5（2023）年度は、光化学オキシダント情報のみを8回（4日）発令し、光化学オキシダント注意報を14回（4日）発令した。

被害の発生については、農作物被害が昭和60（1985）年度、健康被害が平成29（2017）年度以来報告はない。



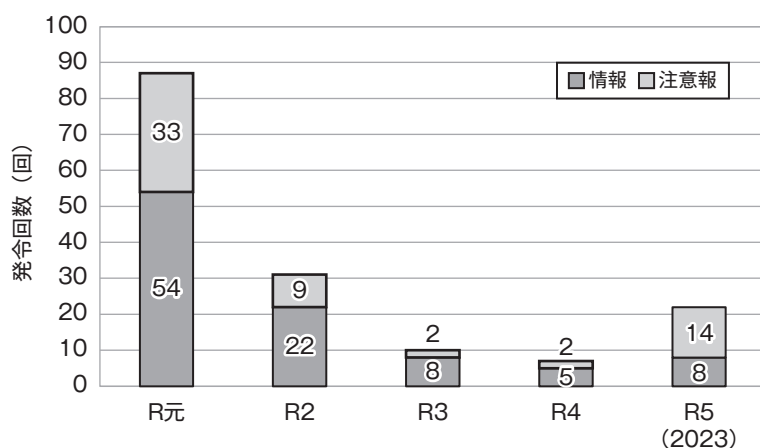


図 2-14 光化学オキシダント情報・注意報の発令状況

## 4 微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進

### (1) 概要

平成21(2009)年度に環境基準が設定されたPM2.5については、平成22(2010)年度から常時監視を行っている。また、PM2.5の発生源は、固定発生源、移動発生源、大気中での生成など多岐にわたるため、濃度の測定に加え成分分析も行うなど科学的知見の集積に努めている。

PM2.5の濃度が国の示した暫定的な指針値（日平均で $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えるおそれがある場合には、県民に注意喚起を行うこととしているが、運用を開始した平成25(2013)年3月以降、注意喚起を行う事態は発生していない。

### (2) 発生源対策（晴れの国ブルースカイ事業）

県内のPM2.5の環境基準達成率は、平成29(2017)年度から4年連続で全国ワースト1位であった。このため、県ではその原因の一つである秋期の稲わらの野焼きの減少に向け、稲わらのすき込みによる有効利用を促進するための支援や農業関係者と連携した啓発等の取組（晴れの国ブルースカイ事業）を令和2(2020)年度から行っている。

稲わらの野焼きが影響する秋期のPM2.5の濃度は、晴れの国ブルースカイ事業の開始前の令和元(2019)年11月と開始後の令和2(2020)年から令和5(2023)年の11月を比較すると、対象地域の測定局において月平均値が低下するとともに、短期基準を超過した日数（高濃度（日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上）となった日数）は概ね減少した。また、衛星写真による調査で令和元(2019)年と令和5(2023)年の稲わらの野焼き面積を比較すると、対象地域では約4割減少した。

表 2-16 晴れの国ブルースカイ事業の概要（令和5（2023）年度取組内容）

| 事業名               | 内 容                                                                                                        |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 稲わら有効活用把握事業       | 稲わらの野焼き状況の衛星写真による調査<br>・対象地域 岡山市、倉敷市、総社市、瀬戸内市、早島町                                                          |
| 岡山県稲わら等有効利用連携推進会議 | 課題解決に向けた協議、情報交換<br>・日 時 令和5年8月1日（火）13:30～14:50<br>・会 場 ピュアリティまきび                                           |
| 稲わら有効利用促進事業       | すき込み時に必要な稲わら分解促進剤の購入支援<br>・補助金交付件数 234 件                                                                   |
| 大気環境改善普及啓発事業      | チラシ、広報媒体、研修会による啓発等<br>・チラシ配布 約 50,000 部<br>・JA 講習会での啓発 14 箇所<br>・山陽新聞紙面掲載 1 回<br>・ラジオ CM 22回<br>・テレビ広報 1 回 |

表 2-17 事業開始前後の児島湾干拓地周辺の測定局における秋期のPM<sub>2.5</sub>の状況

|      | 事業開始前                         |              | 事業開始後                         |              |                               |              |                               |              |                               |              |
|------|-------------------------------|--------------|-------------------------------|--------------|-------------------------------|--------------|-------------------------------|--------------|-------------------------------|--------------|
|      | 令和元年 11 月                     |              | 令和2年 11 月                     |              | 令和3年 11 月                     |              | 令和4年 11 月                     |              | 令和5年 11 月                     |              |
|      | 月平均値                          | 短期基準<br>超過日数 | 月平均値                          | 短期基準<br>超過日数 | 月平均値                          | 短期基準<br>超過日数 | 月平均値                          | 短期基準<br>超過日数 | 月平均値                          | 短期基準<br>超過日数 |
| 茶屋町局 | 20.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 4 日          | 16.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 2 日          | 16.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 2 日          | 15.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 1 日          | 15.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 2 日          |
| 早島局  | 19.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 2 日          | 16.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 1 日          | 16.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 2 日          | 17.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 2 日          | 18.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 4 日          |

## 5 ディーゼル自動車粒子状物質削減対策の推進

自動車交通量の増加に伴い、大気汚染の防止における自動車排出ガス対策は重要な課題となっている。

このため、環境負荷低減条例により、低公害車の使用に努めるなど自動車排出ガスの負荷の低減のための取組を義務付けるとともに、不要なアイドリングの禁止を規定している（平成14(2002)年10月1日施行）。

また、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の削減を目的として、環境負荷低減条例に粒子状物質の削減を規定し、特定事業者（指定地域内で事業用ディーゼル自動車を50台以上保有する者）に対し、粒子状物質削減に係る年次計画書及び実施状況報告書の提出を義務付けている（平成17(2005)年4月1日施行）。

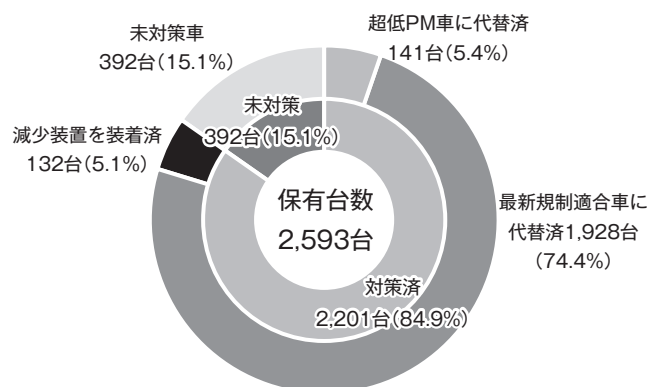


図 2-15 特定事業者における粒子状物質削減状況（令和5（2023）年度）

### 第3節 水環境の保全

#### 1 水環境の状況

##### (1) 環境水質の常時監視

環境水質の監視については、水質汚濁防止法に基づく公共用水域<sup>(※)</sup>及び地下水の水質汚濁<sup>(※)</sup>の常時監視のほか、海水浴場の水質検査や水質汚濁事象に関する水質調査などを行い、その実態把握に努めるとともに、必要な対策を実施している。

県内で環境基準の類型が指定されている河川 31 水域、湖沼 1 水域、海域 10 水域における生物化学的酸素要求量（BOD<sup>(※)</sup>）（河川）及び化学的酸素要求量（COD<sup>(※)</sup>）（湖沼、海域）の過去 10 年の環境基準の達成状況は、河川は良好な状態で推移しているが、海域は 40%程度で推移し、湖沼は基準を達成していない。

また、全窒素及び全りん的环境基準の類型が指定されている湖沼 1 水域、海域 8 水域の過去 10 年の環境基準の達成状況は、海域の全窒素は 100%で、全りんは 50～90%程度で推移しているが、湖沼は令和元(2019)年度的全窒素以外は基準を達成していない。

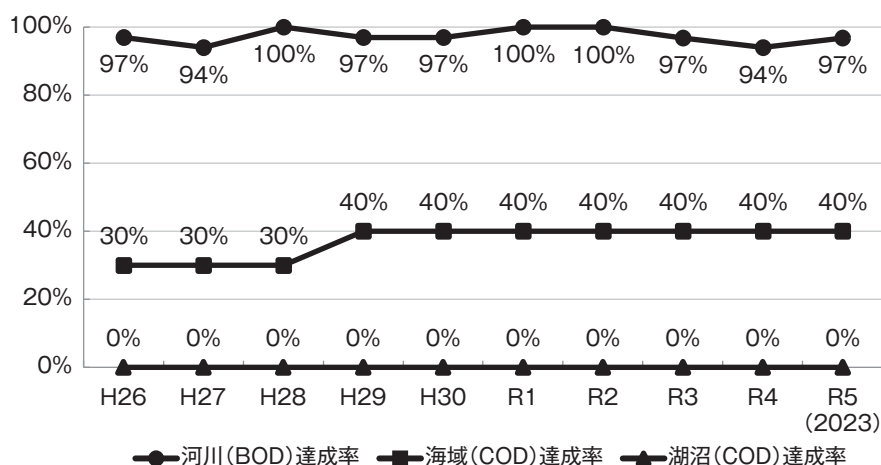


図 2-16 河川のBOD及び湖沼・海域のCODの環境基準達成率の経年変化（過去10年）

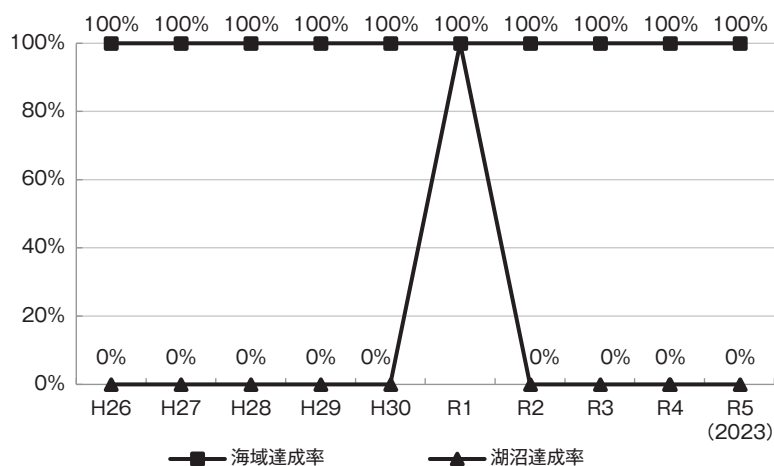


図 2-17 湖沼・海域の全窒素の環境基準達成率の経年変化（過去 10 年）

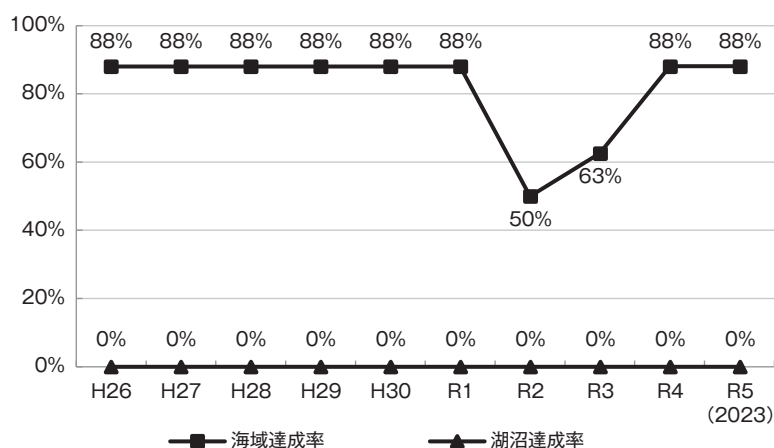


図 2-18 湖沼・海域の全りんごの環境基準達成率の経年変化（過去 10 年）

## (2) 常時監視結果の概要（令和 5 (2023) 年度）

### ① 公共用水域

水質汚濁防止法に基づき、国、岡山市及び倉敷市と協力し、県内 52 水域 160 地点で健康項目（カドミウム等 27 項目）、生活環境項目（BOD、COD 等 13 項目）及び要監視項目（クロロホルム等 32 項目）の測定を実施した。

その結果、健康項目は全水域で環境基準を達成し、河川の BOD は 31 水域中 30 水域で、海域の COD は 10 水域中 4 水域で環境基準を達成した。湖沼の COD は環境基準を達成しなかった。

また、湖沼の全窒素及び全りんごは環境基準を達成せず、海域の全窒素は 8 水域全てで、全りんごは 8 水域中 7 水域で環境基準を達成した。

要監視項目は、ウランが海域 10 地点で国の指針値をわずかに超過したが、原因はいずれも自然由来と考えられた。

今後は、水質総量削減計画、児島湖に係る湖沼水質保全計画に基づく工場・事業場排水対策、生活排水対策などの取組により、環境基準の達成率の向上を図ることとしている。

（資料編第 5 章（1）～（3）参照）

表 2-18 公共用水域測定地点の内訳

| 水域区分 | 調査対象<br>水域 | 調査地点数 |    |     |     |     |
|------|------------|-------|----|-----|-----|-----|
|      |            | 岡山県   | 国  | 岡山市 | 倉敷市 | 計   |
| 河川   | 41         | 51    | 16 | 16  | 4   | 87  |
| 湖沼   | 1          | 0     | 0  | 4   | 0   | 4   |
| 海域   | 10         | 35    | 0  | 13  | 21  | 69  |
| 合計   | 52         | 86    | 16 | 33  | 25  | 160 |

(注)河川 41 水域のうち、31 水域で環境基準の類型が指定されている。

表 2-19 BOD及びCODの環境基準達成状況

| 水域区分・項目 |     | 水域数 | 達成水域数 | 達成率   |
|---------|-----|-----|-------|-------|
| 河川      | BOD | 31  | 30    | 96.8% |
| 湖沼      | COD | 1   | 0     | 0%    |
| 海域      | COD | 10  | 4     | 40%   |

(注)河川 41 水域のうち、31 水域で環境基準の類型が指定されている。

表 2-20 全窒素及び全りん的环境基準達成状況

| 水域区分・項目 |     | 水域数 | 達成水域数 | 達成率   |
|---------|-----|-----|-------|-------|
| 湖沼      | 全窒素 | 1   | 0     | 0%    |
|         | 全りん | 1   | 0     | 0%    |
| 海域      | 全窒素 | 8   | 8     | 100%  |
|         | 全りん | 8   | 7     | 87.5% |

## ② 地下水

水質汚濁防止法に基づき、岡山市及び倉敷市と協力し、環境基準項目（カドミウム等 28 項目）及び要監視項目（クロロホルム等 25 項目）の測定を実施した。

その結果、概況調査は 31 地点のうち 1 地点で環境基準を超過した。継続監視調査は 4 地点のうち 3 地点で依然として環境基準を超過していた。

概況調査で環境基準を超過した地点については、施肥由来と考えられた。

なお、継続監視調査については、4 地点で引き続き調査を実施する。（資料編第 5 章（4）参照）

表 2-21 地下水測定地点の内訳

| 区分     | 岡山県 | 岡山市 | 倉敷市 | 計  |
|--------|-----|-----|-----|----|
| 概況調査   | 19  | 6   | 6   | 31 |
| 継続監視調査 | 2   | 1   | 1   | 4  |
| 合計     | 21  | 7   | 7   | 35 |

表 2-22 環境基準超過地点及び超過項目

| 超過地点   | 超過項目          |
|--------|---------------|
| 岡山市南区郡 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 |



## 2 生活排水対策の推進

### (1) 概要

生活排水<sup>(※)</sup>は河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質汚濁の大きな要因となっているため、クリーンライフ100構想<sup>(※)</sup>等に基づき、生活排水処理施設（下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽）の整備を促進するとともに、下水道への接続促進を図っている。

また、生活排水対策重点地域を中心に水環境保全対策の重要性に関する普及啓発に取り組み、各家庭での実践活動につなげていくことで公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全に努めている。

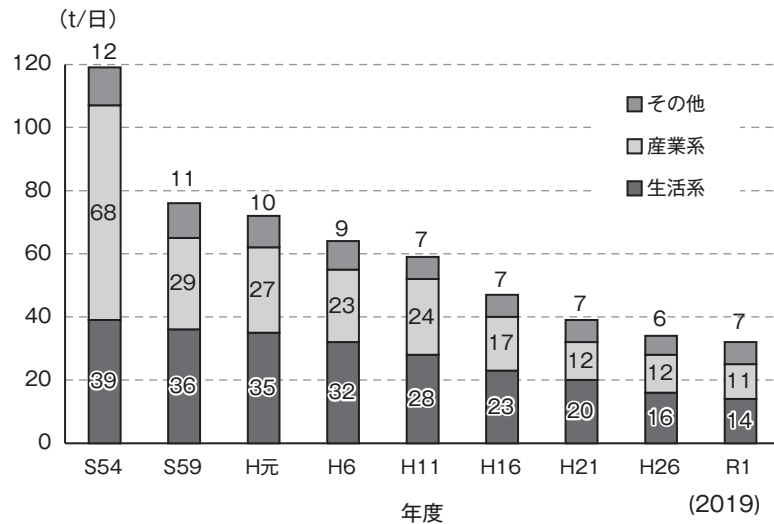


図 2-19 CODの発生負荷量の推移

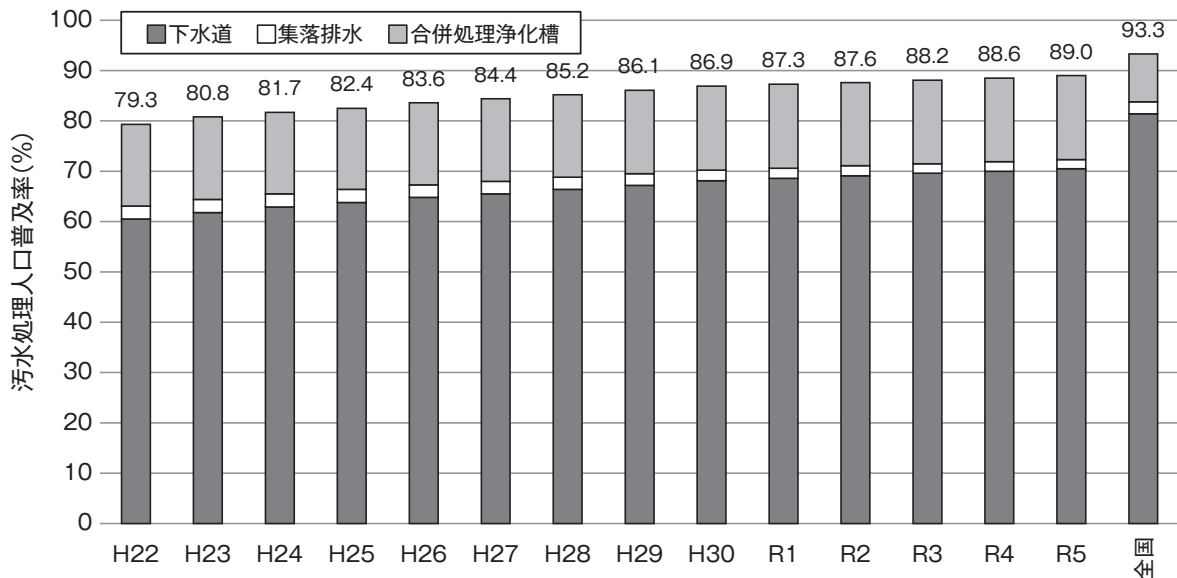


図 2-20 汚水処理人口普及率の推移

### (2) 浄化槽の状況

浄化槽の設置基数は、令和 5 (2023) 年度末現在で約 17 万基である。内訳は、単独処理浄化槽が約 32%で、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽<sup>(※)</sup>が約 68%となっている。

令和 5 (2023) 年度に新設の届出のあった浄化槽は、2,089 基であった。

また、令和 5 (2023) 年度末における生活排水の汚水処理人口普及率は、下水道が 70.5%、集落排水が 1.8%、合併処理浄化槽等が 16.7% となっている。

表 2-23 浄化槽の設置状況（過去 10 年）

（単位：基）

| 年度      | H26     | H27     | H28     | H29     | H30     | R 元     | R2      | R3      | R4      | R5<br>(2023) |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------------|
| 単独処理浄化槽 | 68,182  | 66,176  | 64,700  | 63,103  | 61,706  | 61,141  | 60,039  | 56,324  | 53,827  | 53,229       |
| 合併処理浄化槽 | 103,415 | 105,097 | 106,565 | 108,023 | 108,902 | 110,634 | 112,109 | 113,331 | 112,419 | 114,013      |
| 計       | 171,597 | 171,273 | 171,265 | 171,126 | 170,608 | 171,775 | 172,148 | 169,655 | 166,246 | 167,242      |

表 2-24 浄化槽法定検査結果

| 年度           | 区分 | 7 条検査   | 適正      |       | 概ね適正   |       | 不適正   |      |
|--------------|----|---------|---------|-------|--------|-------|-------|------|
|              |    | 11 条検査  | 件       | %     | 件      | %     | 件     | %    |
| R5<br>(2023) |    | 2,165   | 1,747   | 80.7% | 412    | 19.0% | 6     | 0.3% |
|              |    | 149,934 | 104,776 | 69.9% | 41,925 | 28.0% | 3,233 | 2.2% |

### (3) 浄化槽の適正な設置と管理

浄化槽の機能を維持するためには、適正な設置と定期的な保守点検等が必要である。

令和 5 (2023) 年度末における浄化槽保守点検業者等は、浄化槽工事業者が 553 業者、浄化槽保守点検業者が 38 業者（岡山市・倉敷市内分の登録業者は除く。）、浄化槽清掃業者が 38 業者（岡山市・倉敷市内分の許可業者は除く。）となっており、これらの業者を対象に、「浄化槽法」、「浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例」等関係法令の周知徹底及び技術指導を行っている。

また、県は浄化槽法に基づく指定検査機関として、（一社）岡山環境検査センター、（公社）倉敷環境検査センター及び（公財）岡山県健康づくり財団の 3 機関を指定し、水質検査を実施している。令和 5 (2023) 年度では、7 条検査は 100%、11 条検査は 92.8% の実施率となっており、検査結果に基づく改善指導を行っている。

また、法定検査で不適正と判定された浄化槽及び新設浄化槽等を対象に、適正な管理や使用方法を指導するため令和 5 (2023) 年度は、108 基（岡山市・倉敷市実施分は除く。）について立入検査を実施した。

### (4) 浄化槽設置促進事業

浄化槽は、今や、下水道や集落排水施設とともに、市町村における生活排水対策の柱となっている。

このため、国は、昭和 62 (1987) 年度から浄化槽の設置に対する国庫補助制度（浄化槽設置整備事業）を創設し、さらに平成 17 (2005) 年度からは、循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金の制度を創設し、その普及を図っている。県も、昭和 63 (1988) 年度に国に準じて補助金を交付する制度を創設しており、現在までに 90,967 基に対して補助を行っている。また、近年では、単独処理浄化槽及びくみ取り槽からの合併処理浄化槽への転換に対し、既存の槽の撤去費用及び宅内配管工事費用についても補助対象としており、令和 5 (2023) 年度は 194 基の転換に対し、補助を行っている。さらに、令和 5 (2023) 年度末現在、新見市及び奈義町においては、国庫補助制度を活用して浄化槽市町村整備推進事業に取り組み、市町村自らが設置者となり面的な整備を図っている。

なお、令和元 (2019) 年の浄化槽法の改正に伴い、指定が可能となった浄化槽によるし尿及び雑排水

の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域である「浄化槽処理促進区域」について、令和5(2023)年度末時点で3市2町を指定している。(岡山市、倉敷市、新見市、奈義町、吉備中央町)

表 2-25 浄化槽設置整備事業（県補助分）の実施状況

(単位：千円)

| 年度       | 市町村数 | 設置基数   | 県費補助金      |
|----------|------|--------|------------|
| S63～H26  | -    | 81,653 | 12,489,742 |
| H27      | 20   | 1,271  | 158,411    |
| H28      | 21   | 1,231  | 154,457    |
| H29      | 19   | 1,055  | 131,119    |
| H30      | 20   | 1,101  | 136,159    |
| R 元      | 19   | 1,080  | 134,245    |
| R2       | 18   | 926    | 116,627    |
| R3       | 20   | 863    | 104,944    |
| R4       | 20   | 891    | 110,704    |
| R5(2023) | 18   | 896    | 123,725    |
| 合計       |      | 90,967 | 13,660,133 |

(注)平成21年度から、政令市（岡山市）は県費補助金の対象外としている。

### (5) 生活排水対策重点地域の指定等

水質汚濁防止法に基づき、知事は、環境基準が確保されていないなど、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認められる地域を生活排水対策重点地域に指定しなければならないとされている。

県では、これまでに児島湖流域をはじめとして、6市（10地域）で重点地域の指定を行っている。

また、生活排水対策について県民に広く普及啓発を行うため、令和5(2023)年度は普及啓発用資材として、生活排水対策の啓発用リーフレットの入ったエコスクレーパー1,530セットとキッチンペーパー2,280セットを配布した。

表 2-26 生活排水重点地域の指定状況

| 指定年度 | 市町村名（指定当時）      |
|------|-----------------|
| H3   | 岡山市             |
| H4   | 倉敷市             |
| H5   | 玉野市、総社市、灘崎町、井原市 |
| H6   | 湯原町、川上村、八束村、中和村 |

## 3 工場・事業場対策の推進等

### (1) 水質等の規制の概要

#### ① 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法では、汚水・廃液を排出する施設（特定施設）を定め、特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）に届出の義務を課し、排出水の濃度等について基準を定めて規制している。

国の定めた排水基準（一律排水基準）は、人の健康に被害を生ずるおそれがある「有害物質」と生活

環境に被害を生ずるおそれがある「生活環境項目」に区分されており、有害物質（カドミウム、シアン等28項目）については全ての特定事業場に、生活環境項目（pH、COD、浮遊物質（SS）等15項目）については日平均排水量50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用され、排出水の濃度の測定及び結果の保存が義務付けられている。

瀬戸内海は、東京湾及び伊勢湾と同様に汚濁しやすい閉鎖性の海域であることから、総量規制が行われており、指定地域内の日平均排水量50m<sup>3</sup>以上の特定事業場については、COD、窒素含有量、りん含有量に係る総量規制基準が適用され、汚濁負荷量の測定及び結果の保存が義務付けられている。

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設については、地下水汚染を未然に防止するため、構造基準等の遵守、定期点検、点検結果の保存が義務付けられている。

## ② 上乗せ排水基準条例による規制

---

水質汚濁防止法では、都道府県が実情に応じ、国が定めた排水基準（一律排水基準）よりも厳しい基準（上乗せ排水基準）を条例で定めることができるとされている。

県では、全県を対象に日最大排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に対して、COD等について上乗せ排水基準を設定するとともに、生コンクリート製造業などについては、日最大排水量が50m<sup>3</sup>未満の特定事業場に対しても基準を設けて規制している。

また、児島湖流域内の特定事業場については、他の地域では上乗せ規制をしていない旅館や試験研究機関などの業種についても上乗せ排水基準を設定しており、さらに、日平均排水量が20m<sup>3</sup>以上の小規模な特定事業場に窒素及びりんの上乗せ排水基準を設定するなど、児島湖の水質改善に向けて規制を強化している。

## ③ 瀬戸内海環境保全特別措置法による規制

---

瀬戸内海環境保全特別措置法では、日最大排水量が50m<sup>3</sup>以上の工場・事業場が特定施設を設置（変更）する場合は、事前に環境影響評価を実施し、知事の許可を受けなければならない。特に、汚濁負荷量が増加する場合には、現況を調査した上で環境影響評価を実施する必要がある。県では、汚濁負荷量の削減を図るため、高度処理の導入など、適切な汚水等処理施設の整備等を指導している。

## ④ 湖沼水質保全特別措置法による規制

---

湖沼水質保全特別措置法に基づき、児島湖流域の湖沼特定事業場（日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上）には、COD、窒素及びりんに係る汚濁負荷量規制基準が適用される。

また、小規模畜舎などの指定施設には、届出が義務付けられるとともに、構造及び使用の方法に関する基準が適用される。

## ⑤ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例（環境負荷低減条例）<sup>(※)</sup>等による規制

---

環境負荷低減条例では、全県を対象に、水質汚濁防止法で規制されていない一部の業種等を対象に特定施設を指定し、また、児島湖流域内では、飲食店など8種類の施設について水質汚濁防止法の規制対象規模未満のものを特定施設に指定し、規制基準を設けて規制している。また、この条例では産業型公害への規制に加え、土壌及び地下水の浄化対策の推進や廃食用油の公共用水域への排出の禁止等を内容に盛り込んでいる。

このほか、倉敷市水島地区の大規模工場に対しては、公害防止協定等に基づく行政指導により、CODについて、各工場の排出量の上限枠を定めて配分し、水島地先海域の水質保全を図っている。

## (2) 監視、指導の状況

水質汚濁防止法及び環境負荷低減条例に基づく特定事業場等を対象に立入検査を実施し、特定施設の設置状況の確認、汚水等処理施設の適正な維持管理の指導等を行っている。

排水基準が適用される事業場については、立入検査に合わせて排水検査を行い、排水基準の遵守状況を監視している。さらに、総量規制基準が適用される事業場（日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上）については、汚濁負荷量測定状況の報告を求めるとともに、自動測定装置の設置が義務付けられている事業場（日平均排水量が400m<sup>3</sup>以上）については、重点的に現地に立ち入り、総量規制基準の遵守状況を監視している。

また、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場については、地下水汚染の未然防止の観点から、構造基準等の遵守状況や定期点検義務の履行状況等の検査を行っている。

なお、立入検査の結果、排水基準、構造基準等の違反が確認された場合は、当該事業者に対し違反内容の通知及び責任者からの事情聴取を行うとともに、原因の究明及び改善対策について報告を求めた上で、今後違反を起こすことのないよう改善後の状況を再検査で確認するなど、厳正な指導を行っている。（資料編第5章（6）、（7）参照）

表 2－27 工場・事業場の排水基準監視結果（令和5（2023）年度）

| 法令       | 対象<br>事業場数 | 延べ採水<br>事業場数 | 延べ排水基準<br>不適合<br>事業場数 | 排水基準<br>適合率 |
|----------|------------|--------------|-----------------------|-------------|
| 水質汚濁防止法  | 943        | 229          | 8                     | 96.5%       |
| 環境負荷低減条例 | 5          | 0            | 0                     | -           |
| 計        | 948        | 229          | 8                     | 96.5%       |

（注）岡山市及び倉敷市を除く。

## 4 その他の取組

### (1) 水質汚濁事象への対応

令和5（2023）年度に発生した突発的な水質汚濁事故等は53件で、必要に応じて水質検査等を迅速に実施するなど適切に対応した。

表 2－28 水質汚濁事象の発生状況

（環境管理課調べ）

| 区分    | 発生件数 | 備考        |
|-------|------|-----------|
| 魚のへい死 | 16   | 酸欠、農薬、魚病等 |
| 油の流出  | 24   |           |
| その他   | 13   | 発泡、白濁等    |
| 計     | 53   |           |



## (2) 広域総合水質調査

瀬戸内海における水質汚濁の広域化等に対処するため、総合的な水質汚濁防止対策を実施しているが、その効果を把握するために、環境省の委託を受けて関係府県が一斉に瀬戸内海の水質汚濁の実態調査を行っている。

- ・調査場所：8地点
- ・調査回数：年4回
- ・調査項目：水温、塩分、色相、透明度、pH、溶存酸素量（DO）、COD、全窒素、全りん、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、りん酸態りん、クロロフィルa、プランクトン、イオン状シリカ

## (3) 海水浴場の水質調査

水浴の適否を確認するため、毎年、主要海水浴場を対象に、関係市が実施した海水浴場の水質検査を取りまとめて公表している。

令和5（2023）年度は、開設した9か所の海水浴場ではCOD、ふん便性大腸菌群数、透明度及び油膜の有無について、いずれも水浴上問題ないことが確認された。また、同時に腸管出血性大腸菌0157の検査を実施したが、いずれの海水浴場でも検出されなかった。

（資料編第5章（5）参照）

# 第4節 児島湖水質保全対策の推進

## 1 児島湖再生の推進

### (1) 概要

児島湖は、沿岸農用地の干害、塩害を防止するとともに、低湿地の排水強化及び干拓堤防の安全を確保するため、農林省（現農林水産省）の国営児島湾沿岸農業水利（締切堤防）事業により、児島湾を締め切ってできた人造湖である。締切堤防建設工事は、昭和26（1951）年2月に着手され、昭和34（1959）年2月に完工し、全体事業も昭和37（1962）年3月に完了した。

児島湖には、二級河川である笹ヶ瀬川、倉敷川、鴨川などが流れ込んでおり、その流域は、岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、早島町及び吉備中央町の6市町にわたっている。

閉鎖性水域<sup>(※)</sup>であるため、富栄養化<sup>(※)</sup>や汚濁が進行しやすい特性を持っている上に、流域からの生活排水<sup>(※)</sup>、工場排水、農業排水などの流入により、水質が著しく悪化したことから、児島湖は、昭和60（1985）年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼となっており、5年ごとに策定する湖沼水質保全計画に基づき、国、県、市町、県民、事業者等が一体となり、下水道や合併処理浄化槽の整備等の生活排水対策、流入河川等のしゅんせつ、水生植物の適正管理、アダプト<sup>(※)</sup>推進事業などハード・ソフト両面にわたる対策を総合的かつ計画的に実施している。

### (2) 児島湖の状況

児島湖の水質は、下水道や合併処理浄化槽の普及などにより改善してきたが、生活排水処理率（令和5（2023）年度：87.0％）の伸びの鈍化などにより、近年は横ばいの状況であり、水質の変動は年ごとの気象条件による影響も大きいと推定されている。

令和5（2023）年度の測定結果は、COD（75％値）は8.6mg/L、全窒素（平均値）は1.2mg/L、全りん（平均値）は0.18mg/Lであり、いずれも環境基準を達成してない。

なお、健康項目については測定を行った2地点とも環境基準を達成していた。



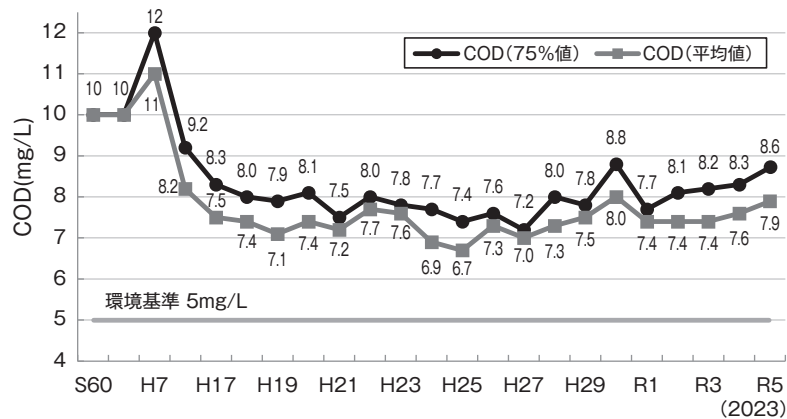


図 2-21 児島湖の水質の経年変化 (COD)

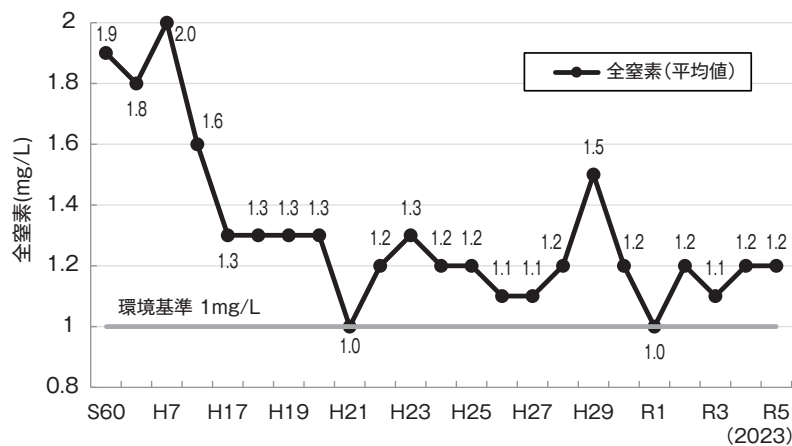


図 2-22 児島湖の水質の経年変化 (全窒素)

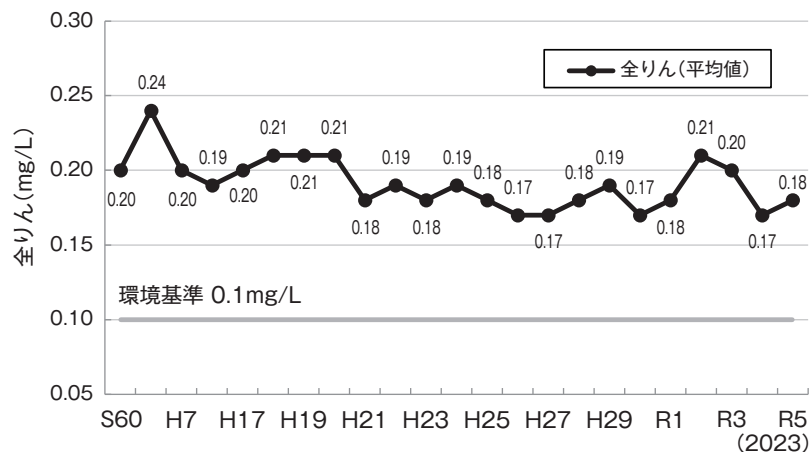


図 2-23 児島湖の水質の経年変化 (全りん)

## 2 児島湖流域下水道事業の推進

児島湖の水質保全と流域の快適な生活環境の創出のため、岡山市、倉敷市、玉野市、早島町の児島湖流域下水道に接続する関連公共下水道の整備促進を図るとともに、これらの整備に伴う流入汚水量の増加に合わせて、児島湖流域下水道浄化センターの処理施設を段階的に増設しているところであり、安定的な下水処理の機能を保持するため、老朽化した施設の改築・更新を実施している。

表 2-29 児島湖流域下水道の概要

|                           | 全体計画    | 事業計画    | R5(2023) |
|---------------------------|---------|---------|----------|
| 処理面積(ha)                  | 13,654  | 11,710  | 9,793    |
| 処理人口(人)                   | 677,000 | 610,100 | 543,000  |
| 処理能力(m <sup>3</sup> /日最大) | 373,000 | 340,400 | 295,300  |

### 3 その他の児島湖環境保全施策

県では、児島湖流域の良好な環境を維持、回復及び創造することを目的とした児島湖環境保全条例を平成3(1991)年に制定し、生活排水対策や普及啓発等を推進するほか、児島湖の水質改善を目的とした農業用水の再利用事業、児島湖畔のヨシ原管理事業、環境用水の導水に向けた調査等を実施している。(詳細は、「児島湖ハンドブック」(岡山県環境管理課 <https://www.pref.okayama.jp/page/727320.html>)に掲載)



## 第5節 瀬戸内海の保全と再生

### 1 瀬戸内海的环境保全

瀬戸内海的环境保全については、令和4(2022)年2月に国が変更した瀬戸内海環境保全基本計画及び令和4(2022)年4月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、播磨灘・備讃瀬戸環境保全岡山県協議会等からの幅広い意見を踏まえ、「瀬戸内海的环境の保全に関する岡山県計画」を令和5(2023)年3月に変更し、きれいで豊かな海の確保に向けて、生活排水対策や産業排水対策、藻場<sup>(※)</sup>・干潟<sup>(※)</sup>・自然海岸の保全等に関する、各種施策・事業の着実な推進を図っている。

また、湾・灘ごと季節ごとの漁業等の実態に応じたきめ細やかな水質管理の取組に資するため、平成29(2017)年9月から下水道業に係る窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準を一部緩和した。

### 2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出

自然海浜は、海水浴、潮干狩りなどの海洋性レクリエーションの場や地域住民の憩いの場として多くの人びとに利用され、県民の健康で文化的な生活を保護するために必要不可欠なものであるため、その利用に好適な状態で保全されるよう、「岡山県自然海浜保全地区条例」に基づき地区指定を行い、指定地区内における建築行為等の規制を行うとともに、清掃などの環境美化活動や生物観察などの環境学習の場として活用することを通じ、県民に海浜の保全の必要性について啓発を図っている。

(資料編第5章(8)参照)

### 3 水質の保全及び管理

瀬戸内海におけるCOD、窒素及びりんの第9次総量削減基本方針に定められた削減目標量を達成するため、令和6(2024)年度を目標年度とした第9次の総量削減計画を令和4(2022)年度に策定した。

計画の主な内容及び削減目標量は、次のとおりである。

- ・発生源(生活排水、産業排水、その他排水)別に削減目標量を設定
- ・生活排水対策として下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備を促進
- ・産業排水対策として工場・事業場に対する総量規制基準の設定等、汚濁負荷量削減のための総合的な対策を推進
- ・生態系に配慮し、藻場・干潟等の保全、再生及び創出の取組を推進

表 2-30 岡山県における発生源別の汚濁負荷量の現状と第9次総量削減計画目標量

①COD

(単位：t/日)

| 区分   | 年度における実績 |     |    |    |     |     |     |     |           | 削減目標量<br>(R6(2024)) |
|------|----------|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----------|---------------------|
|      | S54      | S59 | H1 | H6 | H11 | H16 | H21 | H26 | R 元(2019) |                     |
| 生活排水 | 39       | 36  | 35 | 32 | 28  | 23  | 20  | 16  | 14        | 12                  |
| 産業排水 | 68       | 29  | 27 | 23 | 24  | 17  | 12  | 12  | 11        | 11                  |
| その他  | 12       | 11  | 10 | 9  | 7   | 7   | 7   | 6   | 7         | 7                   |
| 計    | 119      | 76  | 72 | 64 | 59  | 47  | 39  | 34  | 32        | 30                  |

②窒素

(単位：t/日)

| 区分   | 年度における実績 |     |     |     |           | 削減目標量<br>(R6(2024)) |
|------|----------|-----|-----|-----|-----------|---------------------|
|      | H11      | H16 | H21 | H26 | R 元(2019) |                     |
| 生活排水 | 13       | 11  | 10  | 9   | 8         | 8                   |
| 産業排水 | 24       | 10  | 8   | 7   | 7         | 7                   |
| その他  | 24       | 22  | 22  | 21  | 22        | 22                  |
| 計    | 61       | 43  | 40  | 37  | 37        | 37                  |

③りん

(単位：t/日)

| 区分   | 年度における実績 |     |     |     |           | 削減目標量<br>(R6(2024)) |
|------|----------|-----|-----|-----|-----------|---------------------|
|      | H11      | H16 | H21 | H26 | R 元(2019) |                     |
| 生活排水 | 1.3      | 1.1 | 1.1 | 0.9 | 0.9       | 0.8                 |
| 産業排水 | 1.4      | 0.8 | 0.6 | 0.6 | 0.5       | 0.5                 |
| その他  | 0.7      | 0.6 | 0.6 | 0.5 | 0.5       | 0.6                 |
| 計    | 3.4      | 2.5 | 2.3 | 2.0 | 1.9       | 1.9                 |

## 4 瀬戸内海の自然景観及び文化的景観の保全

瀬戸内海一帯は古くから人と自然が共存してきた地域であり、優れた多島海景観と人文景観を特徴として海上及び沿岸陸域の一部が瀬戸内海国立公園に指定されている。

この景観を保全するため、開発行為等に係る各種許認可申請、届出に対し、国、市町村とも連携しながら指導、助言を行い、適正な利用を図っている。

## 5 水産資源の持続的な利用の確保

水産資源は生態系<sup>(※)</sup>の構成要素で、適切な量の漁獲を行えば持続的な利用が可能になるという考えに従い、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理を実施するように努めている。

また、資源増大を図るため、種苗の放流などによる栽培漁業のほか、漁業者が取り組む網目の拡大や一定の大きさに満たない小さな魚の再放流などの資源管理型漁業を漁業団体等と一体となって推進するとともに、遊漁者に対して資源管理型漁業の取組や漁場利用のルール等の周知を図っている。

## 6 その他の取組

### (1) 瀬戸内海の埋立抑制

埋立に当たっては、瀬戸内海環境保全特別措置法等により環境保全に十分配慮する必要があることから、埋立計画に係る環境保全上の審査においては、「瀬戸内海の埋立は厳に抑制すべき」との考え方を基本として、埋立申請の審査を厳重に実施するとともに、やむを得ず埋立を承認する場合については、人工干潟の造成など代替措置を指導している。

## 第6節 騒音・振動・悪臭の防止

### 1 騒音・振動・悪臭の状況

#### (1) 騒音・振動の状況

騒音<sup>(※)</sup>や振動<sup>(※)</sup>は、「感覚公害」といわれ、心理的、精神的な影響が主体となっており、その影響範囲も発生源の近隣地域となっている。特に騒音については、工場騒音からピアノ、ペットなどの近隣騒音<sup>(※)</sup>まで、その発生源も多種多様である。

令和5(2023)年度、県及び市町村に寄せられた苦情は、騒音に係るものが151件、振動に係るものが14件であり、発生源の内訳は、図2-24及び図2-25のとおりで、騒音、振動とも、工場・事業場、建設作業に関するものが主体となっている。

令和5(2023)年度に県内5市が実施した一般地域における環境騒音の測定結果は、図2-25のとおりであり、環境基準を夜間のみ超過した地点が1地点、その他の地点は昼夜ともに環境基準を達成していた。

また、工場・事業場や建設作業に対する立入検査などの規制業務は、騒音規制法及び振動規制法に基づき、市町村が所管しており、工場・事業場及び建設作業から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれていると認める場合、市町村長は、当該工場・事業場に対して改善勧告などを行うことができる。(資料編第6章(1)，(2)，(5)参照)

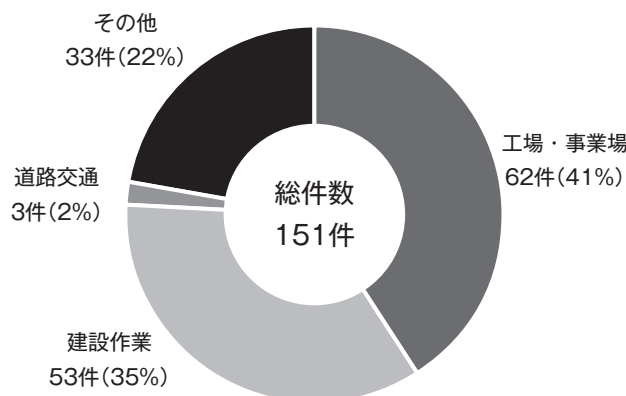


図 2-24 騒音苦情件数 (令和5(2023)年度)

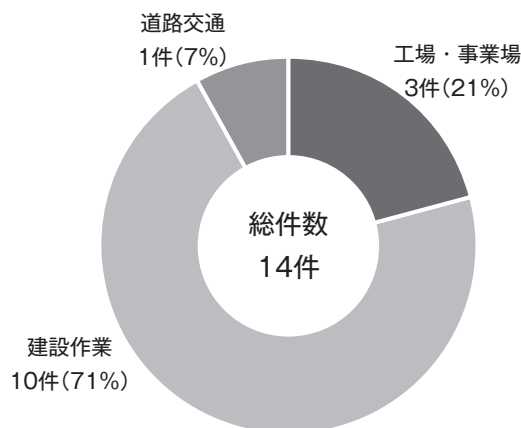


図 2-25 振動苦情件数 (令和5(2023)年度)

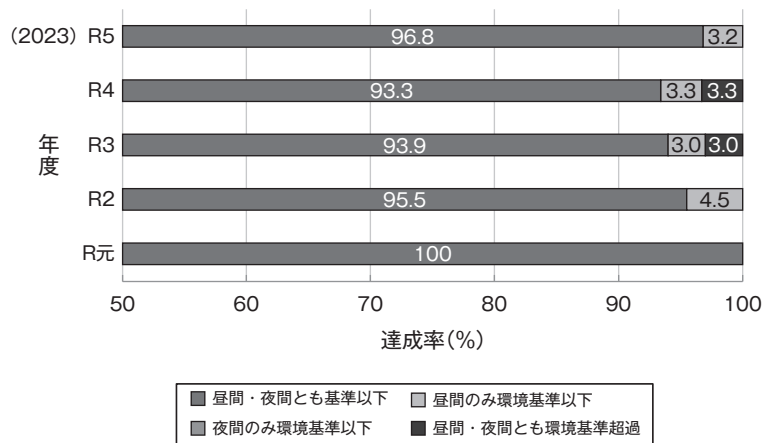


図 2-26 一般地域の騒音環境基準達成状況

## (2) 悪臭の状況

悪臭<sup>(※)</sup>は、騒音や振動と同様に「感覚公害」といわれている。物的被害を生ずることはまれで、多くの場合は心理的、精神的な影響が主体となっており、その発生源は工場・事業場から家庭生活まで多種多様である。

令和5(2023)年度に、県及び市町村に寄せられた悪臭に係る苦情は63件であり、発生源の内訳は、図2-26のとおりである。

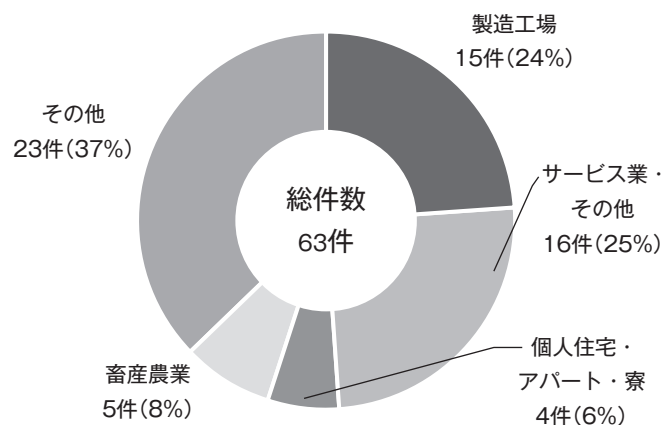


図 2-27 悪臭苦情件数（令和5(2023)年度）

## 2 道路交通騒音・振動、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動対策

騒音規制法・振動規制法では、市町村長は騒音、振動を規制する地域（指定地域）内の騒音・振動の大きさを測定することとされている。また、市町村長は、指定地域内において、自動車騒音や道路交通振動が要請限度<sup>(※)</sup>を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認める場合は、県公安委員会への道路交通規制の要請や、道路管理者への道路構造の改善等の意見を述べることができる。

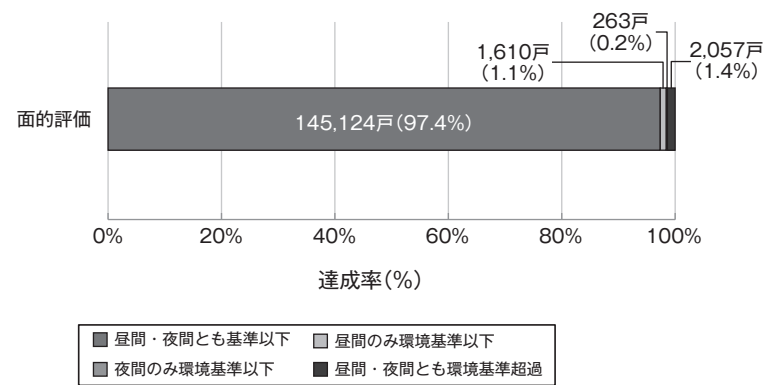
道路交通騒音（自動車騒音）については、騒音規制法により、県（町村の区域）及び市が、常時監視しなければならないとされている。令和5(2023)年度は、延長2,732kmの道路に面する地域について、149,054戸の住宅等を対象に評価がなされている。

また、道路交通振動については、倉敷市、玉野市及び赤磐市が、22地点で測定を行ったが、全ての地点で要請限度以下であった。（資料編第6章（3），（4），（6）～（8），（15）参照）

航空機騒音については、岡山空港周辺に環境基準の類型を当てはめており、空港の西側と東側の2地点で測定を行った結果、次のとおり環境基準を達成していた。

新幹線鉄道は、騒音については環境基準が、振動については新幹線鉄道振動指針値が定められており、令和5(2023)年度は、県、岡山市及び倉敷市で分担して8地点で騒音及び振動の測定を行った。騒音については、7地点で環境基準を超えており、振動については、全ての地点で指針値以下であった。

(資料編第6章(3)、(4)、(7)、(8)参照)



※四捨五入の関係で、百分率の合計が100%にならない場合がある。

図 2－28 道路に面する地域の騒音環境基準達成状況

表 2－31 岡山空港周辺地域における航空機騒音の測定結果

| あてはめ<br>累計 | 環境基準 (L den) | 測定結果 (L den)                   |
|------------|--------------|--------------------------------|
| Ⅱ          | 62 デシベル以下    | 西側固定点：50 デシベル<br>東側固定点：51 デシベル |

3 騒音・振動・悪臭に係る規制地域の適切な指定

(1) 騒音・振動に係る規制地域の指定等

工場・事業場等に係る騒音・振動を規制するため、騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域については、関係機関と協議の上、順次、拡大を図ることとしている。

また、騒音については、環境基本法に基づき、県(町村の区域)及び市は、用途地域や土地の利用状況を勘案し、地域の実情に応じた環境基準の類型を当てはめている。

令和5(2023)年度末現在、県内20市町において類型を当てはめた地域が指定されているが、土地の利用状況の変化等を踏まえ、順次、当てはめ地域の拡大を図っている。

(資料編第6章(9)～(13)参照)

(2) 悪臭に係る規制地域の指定

工場・事業場から発生する悪臭は、悪臭防止法に基づき知事(町村の区域)及び市長が指定する地域(規制地域)において、悪臭原因物質の排出が規制されている。



規制地域については、特定悪臭物質<sup>(※)</sup>の濃度による規制を行う地域と、臭気指数<sup>(※)</sup>による規制を行う地域があり、令和5(2023)年度末現在でそれぞれ21市町、6市町が指定されている(4市町は両方の規制地域あり)。(資料編第6章(16),(17)参照)

臭気指数規制は、人の嗅覚を用いて悪臭を測定する方法で、濃度規制では十分対応できなかった複合臭の問題や、悪臭の原因となる多種多様な未規制物質への実効性のある対応ができるため、県では、臭気指数による規制拡大に向け、市町村担当者を対象とした説明会の開催などを行っている。

## 4 その他の取組

### (1) 立入検査等

令和5(2023)年度に市町村が実施した立入検査は、騒音関係が126件、振動関係が39件、悪臭関係が21件で、これらのうち、測定を行ったものは騒音が6件、振動が1件、悪臭関係が0件であり、改善勧告などの法的措置はなかった。

## 第7節 土壌・地下水汚染の防止

### 1 土壌・地下水汚染の状況

地下水は、水質が良好で比較的安定しており、水温の変化が少なく安価で容易に利用できることから、飲用はもとより農業用水や工業用水など、身近にある貴重な水資源として広く活用されているほか、湧水や伏流水として河川の源にもなっている。また、土壌は、土地として樹木や建物を支持する地盤であり、蓄えた地下水や養分により農作物を育てる重要な機能を有している。

しかしながら、有害物質による地下水汚染や土壌汚染<sup>(※)</sup>が懸念されるようになり、平成元(1989)年の水質汚濁防止法の一部改正により、カドミウム等の健康項目について評価基準が設定されるとともに常時監視することが義務付けられ、平成3(1991)年8月には「土壌の汚染に係る環境基準」が、平成9(1997)年3月には「地下水の水質汚濁に係る環境基準」が設定され、平成14(2002)年5月には「土壌汚染対策法」が制定された。

なお、地下水については、毎年度測定計画を策定して常時監視を行っている。

(資料編5章(4)参照)

### 2 工場・事業場対策の推進

土壌汚染対策法では、汚染土壌の直接摂取や汚染土壌から有害物質が溶出した地下水を飲用する間接摂取による健康被害を防止するため、土壌汚染状況調査や土地の形質変更時の届出などが義務付けられ、汚染が確認された土地を区域指定することとしている。令和5(2023)年度は、法第4条第1項の規定による土地の形質変更の届出が136件あり、区域指定は1件(岡山市、倉敷市を除く。)であった。

また、環境負荷低減条例でも、有害物質取扱事業者に対し土壌・地下水汚染発見時の届出等を義務付けており、必要に応じ浄化計画の策定などを指導している。

有害物質を取り扱っている事業者に対しては、化学物質等の適正な管理など汚染の未然防止対策について指導するとともに、法及び条例に基づく汚染事案について定期的な汚染状況の把握を行っている。

## 第8節 有害化学物質による環境汚染の防止

### 1 PRTR制度

現在、製造等が行われている化学物質は、非常に種類が多く、人の健康や生態系への影響に関する科学的知見の整備に、きわめて長い時間と膨大な費用を要するため、従来の規制を中心とした法律による対応には限界があることが指摘されてきた。このような状況を踏まえ、化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中に排出されたかを把握・集計し、公表する仕組み（PRTR<sup>(※)</sup>制度）が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に定められている。

PRTR制度では、一定の要件を満たす事業者は、自らが取り扱った化学物質の環境中への排出量等を把握し、都道府県を経由して、国に届け出る必要があり、令和5(2023)年度は、令和4(2022)年度の化学物質の排出量等について、全国で32,209事業所、県内では743事業所から届出があった。

県では、届出のあった化学物質の排出量等を物質別、市町村別等で詳細に集計し、その結果をホームページで公表することなどにより、事業者による化学物質の自主管理の促進を図っている。

表 2-32 PRTR集計概要（令和4(2022)年度排出量等）

|                       | 岡山県    | (全国比)   | 全国      |
|-----------------------|--------|---------|---------|
| 届出事業所数 (箇所)           | 743    | (2.31%) | 32,209  |
| 届出排出量(a) (t/年)        | 3,505  | (2.87%) | 122,313 |
| 届出移動量(b) (t/年)        | 18,016 | (7.29%) | 247,081 |
| 届出排出・移動量(a)+(b) (t/年) | 21,521 | (5.83%) | 369,395 |
| 届出外排出量(推計値)(c) (t/年)  | 2,922  | (1.56%) | 186,938 |
| 合計排出量(a)+(c) (t/年)    | 6,427  | (2.08%) | 309,252 |

(注) 1 四捨五入により合計が一致しないことがある。

2 届出排出量は、大気や公共用水域などの環境に排出される量

3 届出移動量は、下水や廃棄物として事業場の外に移動する量

4 届出外排出量は、届出対象とならない事業者や家庭、自動車などから環境に排出される量

表 2-33 物質別排出量の概要（令和4(2022)年度排出量）

| 順位 | 物質名                  | 排出量<br>(t/年) | 内訳                 |                         |
|----|----------------------|--------------|--------------------|-------------------------|
|    |                      |              | 届出<br>排出量<br>(t/年) | 届出外<br>排出量<br>(推計値:t/年) |
| 1  | トルエン                 | 1,806        | 1,154              | 652                     |
| 2  | キシレン                 | 1,214        | 663                | 551                     |
| 3  | ノルマル-ヘキサン            | 672          | 557                | 115                     |
| 4  | エチルベンゼン              | 586          | 356                | 229                     |
| 5  | ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル | 296          | 1                  | 294                     |
|    | その他の物質               | 1,853        | 774                | 1,081                   |
|    | 合計                   | 6,427        | 3,505              | 2,922                   |

(注) 四捨五入により合計が一致しないことがある。

表 2-34 市町村別の届出排出量の概要（令和4（2022）年度排出量）

| 順位 | 市町村     | 届出排出量(t/年) | 届出事業所数 | 届出排出量の多い物質               |
|----|---------|------------|--------|--------------------------|
| 1  | 倉敷市     | 1,824      | 159    | キシレン、ノルマルーヘキサン、トルエン      |
| 2  | 岡山市     | 633        | 190    | トルエン、N,N-ジメチルホルムアミド、キシレン |
| 3  | 矢掛町     | 149        | 9      | トルエン、キシレン、エチルベンゼン        |
| 4  | 玉野市     | 138        | 19     | キシレン、ノルマルーヘキサン、エチルベンゼン   |
| 5  | 津山市     | 133        | 39     | ジクロロメタン、トリクロロエチレン、トルエン   |
|    | その他の市町村 | 627        | 327    | －                        |
|    | 合計      | 3,505      | 743    | －                        |

## 2 有害大気汚染物質対策の推進

### (1) 常時監視結果の概要

大気汚染防止法の規定により、県、岡山市及び倉敷市が県内13地点で、国が定めるジクロロメタンなどの優先取組物質等22物質の測定を実施した。

令和5（2023）年度は環境基準が定められているジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びベンゼンは、13地点全てで環境基準を達成した。（資料編7章（4）、（5）参照）

### (2) 発生源対策

倉敷市水島地区でベンゼンの環境基準の超過が継続していたことから、平成14（2002）年10月に同地区を環境負荷低減条例に基づき、「ベンゼン等の大気中への排出又は飛散に伴う環境への負荷が著しいと認められる地域」に指定し、ベンゼンの製造・使用を行う事業者、排出施設の設置の届出、削減計画の作成、排出抑制対策の実施などを義務付けており、倉敷市による事業者及び関係団体への指導などにより、一層の排出抑制対策の推進を図っている。（資料編第7章（6）参照）

また、ヒ素及びその化合物については、玉野市内で指針値超過が継続していることから、詳細な調査を実施するとともに、発生源と考えられる事業者に対して、排出抑制対策を実施するよう指導している。

## 3 有害化学物質対策の推進

化学物質等の使用の増大に伴って、残留性が高く有害性が疑われるさまざまな化学物質が水環境中から検出されており、これらの化学物質の公共用水域における存在状況を把握するため、平成11（1999）年度から県独自に環境調査を実施している。また、環境省の委託を受けて環境調査を実施するなど、化学物質による汚染の実態把握に努めている。

令和5（2023）年度は、20項目を対象に、令和4年度～6年度に計画している27地点（固定点：6地点、準固定点：21地点）のうち、12地点（河川10地点、湖沼1地点、海域1地点）で調査を実施した。

水質調査ではビスフェノールA等10項目、底質調査ではDDT（ジクロロジフェニルトリクロロエタン）等12項目が検出された。（資料編第7章（7）参照）

化学物質の人への作用の程度やメカニズムは未解明な部分が多く、評価を行える状況にはないが、今回の調査結果は、環境省等が実施している全国調査結果の範囲内であった。

また、県では、超微量化学物質分析施設の活用等による調査体制の充実や調査の継続によりデータの蓄積を図り、新たな知見の収集に努めている。

表 2-35 岡山県化学物質環境モニタリング調査結果の概要（令和5（2023）年度）

| No. | 項目                     | 水質（12 地点） |                | 底質（7 地点）  |                 |
|-----|------------------------|-----------|----------------|-----------|-----------------|
|     |                        | 検出<br>地点数 | 濃度範囲<br>(ng/L) | 検出<br>地点数 | 濃度範囲<br>(μg/kg) |
| 1   | PCB（ポリ塩化ビフェニル）         | 0         | N.D.           | 5         | N.D.～5.7        |
| 2   | ヘキサクロロシクロヘキサン          | 6         | N.D.～4.3       | 5         | N.D.～1.4        |
| 3   | クロルデン                  | 1         | N.D.～0.1       | 4         | N.D.～0.82       |
| 4   | DDT（ジクロロジフェニルトリクロロエタン） | 1         | N.D.～0.1       | 4         | N.D.～0.09       |
| 5   | デイルドリン                 | 0         | N.D.           | 1         | N.D.～0.05       |
| 6   | HCB（ヘキサクロロベンゼン）        | 0         | N.D.           | 1         | N.D.～0.53       |
| 7   | ペンタクロロベンゼン             | 0         | N.D.           | 1         | N.D.～1.6        |
| 8   | ベンゾ[a]ピレン              | 4         | N.D.～0.6       | 6         | N.D.～25         |
| 9   | シアナジン                  | 5         | N.D.～17        | 0         | N.D.            |
| 10  | アルキルフェノール類（C5～C9）      |           |                |           |                 |
|     | ノニルフェノール               | 0         | N.D.           | 1         | N.D.～27         |
| 11  | ビスフェノールA               | 7         | N.D.～73        | 3         | N.D.～9          |
| 12  | PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）  | 12        | 0.2～4.4        | 2         | N.D.～0.2        |
| 13  | PFOA（ペルフルオロオクタン酸）      | 12        | 0.3～10         | 1         | N.D.～0.1        |
| 14  | ダイアジノン                 | 5         | N.D.～5.2       | 0         | N.D.            |
| 15  | フェンバレート                | 0         | N.D.           | 0         | N.D.            |
| 16  | りん酸トリフェニル              | 0         | N.D.           | 0         | N.D.            |
| 17  | 1-ナフトール                | 0         | N.D.           | 0         | N.D.            |
| 18  | ペンタクロロフェノール            | 0         | N.D.           | 0         | N.D.            |
| 19  | PFHxS（ペルフルオロヘキサンスルホン酸） | 6         | N.D.～2.3       | 0         | N.D.            |
| 20  | メトキシクロル                | 0         | N.D.           | 0         | N.D.            |

（注） 1 「N.D.」とは、検出下限値未満のことである。  
2 アルキルフェノール類については、検出下限値以上の検出が確認された物質のみ表示している。  
3 調査対象物質、調査地点、地点別の調査結果は資料編を参照

4 アスベスト対策の推進

(1) 岡山県アスベスト対策協議会

平成 17(2005)年 7 月に設置した行政機関の対策連絡会議（県、労働局、地方環境事務所、岡山市、倉敷市等で構成）に建設業協会や医師会など民間団体を加えて平成 18(2006)年 1 月に「岡山県アスベスト対策協議会」を設立し、アスベスト対策を総合的に推進している。

令和 5（2023）年度は、令和 6（2024）年 3 月 14 日に連絡会議を開催し、大気汚染防止法及び政省令の改正、石綿障害予防規則の改正等について情報共有を行った。

(2) 飛散防止対策

県内の道路周辺や市街地等24地点において一般環境大気のアスベスト濃度について測定を実施（岡山市及び倉敷市については各市が実施）した。

令和 5（2023）年度の測定結果は、いずれの地点においても、アスベスト以外の繊維も含む総繊維数濃度は特に問題は認められなかった。（資料編第 7 章（8）参照）

また、大気汚染防止法により、アスベストが使用されている建築物等の解体等工事を行う場合は、特定粉じん排出等作業の届出が義務付けられるとともに、作業基準が定められており、立入検査や現場内の環境大気のアスベスト濃度測定を実施した。

(3) 啓発

県民の不安を解消するため、ホームページやハンドブックによるアスベストに関する情報提供を行った。

## 5 ダイオキシン類対策

### (1) 概要

ダイオキシン類<sup>(※)</sup>は、人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイオキシン法」という。）に施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等が定められている。

このため、環境測定（常時監視）や、発生源となる工場・事業場に対する指導・監視を行っている。

### (2) 環境測定の概要

ダイオキシン法の規定により、国、県、岡山市及び倉敷市が、大気 12 地点、公共用水域水質 57 地点、公共用水域底質 46 地点、地下水質 21 地点及び土壌 30 地点について測定を実施した。その結果、地下水の継続監視調査を実施している 1 地点を除き、全地点で環境基準を達成した。

（資料編第 7 章（2）参照）

表 2-36 ダイオキシン類環境測定結果の概要（令和 5（2023）年度）

| 媒体      | 調査地点数 | 平均値  | 濃度範囲          | 環境基準     | 単位                    |
|---------|-------|------|---------------|----------|-----------------------|
| 大気      | 12    | 0.01 | 0.0045 ～ 0.02 | 0.6 以下   | pg-TEQ/m <sup>3</sup> |
| 公共用水域水質 | 57    | 0.15 | 0.03 ～ 0.86   | 1 以下     | pg-TEQ/L              |
| 公共用水域底質 | 46    | 3.4  | 0.11 ～ 24     | 150 以下   | pg-TEQ/g              |
| 地下水質    | 21    | 0.27 | 0.032 ～ 3.4   | 1 以下     | pg-TEQ/L              |
| 土壌      | 30    | 0.31 | 0.0012 ～ 2.8  | 1,000 以下 | pg-TEQ/g              |

（注）岡山市及び倉敷市の調査結果を含む。

### (3) 発生源対策

ダイオキシン法の規制対象となる特定施設を設置する工場・事業場への立入検査を実施し、特定施設の設置・使用の状況、発生ガス及び汚水等の処理状況等を確認するとともに、事業者による自主測定結果を確認し、施設の管理や排出基準の遵守等を指導した。（資料編第 7 章（3）参照）

また、令和 5（2023）年度に特定施設の設置者から報告された自主測定結果では、排出基準を超過した施設はなかった。

なお、排出基準の超過等が確認された場合は、原因究明及び改善対策を実施させるなど厳正な指導を行っている。

## 第 9 節 環境放射線の監視

### 1 環境放射線の監視測定の実施

#### (1) 概要

苫田郡鏡野町上齋原の人形峠には、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター<sup>(※)</sup>が立地し、ウランの製錬転換、濃縮等に関する研究開発が行われてきた。

県では、人形峠周辺の環境を保全するため、昭和 54（1979）年に鏡野町及び人形峠環境技術センターの 3 者間で締結した環境保全協定に基づき、人形峠周辺の環境放射線等の監視測定を行っている。

また、昭和 63（1988）年に問題となった捨石堆積場に対しても監視測定を行っている。



これらの監視測定の結果については、学識経験者等で構成される「岡山県環境放射線等測定技術委員会」において詳細に検討され、令和5(2023)年度の測定結果については、「異常なし」と判断された。

## (2) 事業所周辺の環境放射線等の監視測定

事業所周辺の監視測定については、鏡野町内の「人形峠」「赤和瀬」「天王」の3箇所の観測局で空間ガンマ線線量率等の連続測定を実施している。これらの観測局は岡山市にある県環境保健センターとテレメータシステムで接続されており、常時監視されている。また、大気、河川水、土壌等の各種試料を採取して、測定を実施している。

これらの測定の結果、従来とほぼ同じレベルで異常は認められなかった。

(資料編第8章(1)参照)

## (3) 中津河捨石堆積場周辺の監視測定

中津河捨石堆積場周辺の監視測定の結果については、従来とほぼ同じレベルで異常は認められなかった。

(資料編第8章(2)参照)

## 2 原子力の広報・調査等

人形峠環境技術センターに関連して、原子力に関する正しい知識や監視測定結果等の県の施策について広く県民に広報した。主な内容は、次のとおりである。

- ・人形峠アトムサイエンス館の原子力広報展示物の維持、更新
- ・環境監視のあらましに関するパンフレットの作成、配布



## 第4章 自然と共生した社会の形成

### 第1節 これまでの取組の成果と課題

本県の豊かな自然環境は、多くの野生生物を育むとともに、様々な公益的機能を有しており、人々に安らぎと潤いを提供している。こうした豊かな自然環境は、県民共通の財産であり、子どもたちに自然とふれあう機会を提供するなどして、より良い形で次代に引き継ぐことが重要である。

近年、様々な人間活動が、かけがえのない自然環境に大きな負荷を与え、深刻な影響をもたらし、多くの野生生物の種が絶滅の危機に瀕しており、その一方で、イノシシやニホンジカなど一部の野生鳥獣が農林水産業に大きな被害を与えている。

ツキノワグマについても、生息数の増加に伴い、人里への出没が数多く報告され、県民の精神的被害だけでなく、人身被害発生のおそれも高まっていることから、県民の安全・安心の確保を第一に、市町村等と連携し、住民への注意喚起や被害防除に努めながら、適切に対策を講じていく必要がある。

多様な生物によって構成される生態系は、県民に様々な恵みをもたらすと同時に、全ての生物の生存基盤となっており、生物多様性<sup>(※)</sup>を将来にわたって確保するとともに、安全・安心のもとで人と自然との共生関係を構築することが求められている。

こうした課題認識の下、県では、これまで、自然公園の保護や自然環境学習の推進、希少野生動植物の保護などに取り組んできたが、引き続き、自然公園など本県の豊かな自然を維持・保全するとともに、施設・設備の管理を適切に行いながら、その魅力発信を図ることとしている。

### 第2節 自然公園等の保護と利用促進

#### 1 概要

かけがえのない郷土の自然や生態系<sup>(※)</sup>を守るため、先人の知恵を受け継ぎつつ、適正な利用を図り、自然との共生を目指しながらそれを次代に引き継いでいくことは、現代に生きる我々の重要な責務といえる。

国においては、平成20（2008）年に生物多様性基本法を制定し、令和5（2023）年には同法に基づく「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定している。

県では、昭和46（1971）年に「岡山県自然保護条例」を制定し、これに基づき昭和47（1972）年に「自然保護基本計画」を策定して自然環境の保全に努めてきた。その後、数次にわたる改訂を経て、令和3（2021）年3月の改訂においては、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略として平成25（2013）年3月に策定した「自然との共生おかやま戦略」を統合し、自然の保護と生物多様性の保全を一体的に推進している。

#### (1) 自然公園の指定等の状況

自然は、人間の暮らしを支えるものであり、健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復させていかななくてはならない。特に、優れた風景地は天与の宝ともいえるべきものであり、こうしたすばらしい自然を保護し適正な利用を図るため、自然公園法及び岡山県立自然公園条例により、国立・国定公園及び県立自然公園の指定を行っている。

全国では、国立公園34地域、国定公園58地域、都道府県立自然公園311地域が指定されており、これらの合計面積は国土面積の約15%を占めている。

本県には、国立公園2地域、国定公園1地域、県立自然公園7地域があり、その面積は県土面積の

11%を占めている。こうした自然公園は、自然の風景地の保護に資するとともに、自然環境学習や野外レクリエーションの場として重要な役割を果たしている。

国立公園は原則として国が管理しており、環境省の出先機関である中国四国地方環境事務所（岡山市北区下石井）がこれを担い、国定公園や県立自然公園は県が管理している。国立・国定公園内では、環境省の委嘱を受けて自然公園指導員（19人）が、主要地域で指導に当たっている。

自然公園の保護及び適正な利用を図るため、自然公園法及び岡山県立自然公園条例に基づき特別保護地区及び特別地域では、特定行為を許可制としており、普通地域での特定行為は事前届出制としている。許可申請に対する審査や届出受理は、特定行為の内容に応じて、環境省や県（県民局）等が行っている。

（資料編第9章（6）参照）

表 2-37 岡山県の実然公園

| 公園別    | 名称           | 面積(ha) | 県土面積に<br>対する割合 | 指定<br>年月日 |
|--------|--------------|--------|----------------|-----------|
| 国立公園   | 瀬戸内海         | 4,963  | 0.70%          | S9.3.16   |
|        | 大山隠岐         | 6,534  | 0.92%          | S38.4.10  |
|        | 小計           | 11,497 | 1.62%          |           |
| 国定公園   | 氷ノ山後山<br>那岐山 | 15,024 | 2.11%          | S44.4.10  |
| 県立自然公園 | 高梁川上流        | 13,478 | 1.89%          | S41.3.25  |
|        | 吉備史跡         | 2,524  | 0.35%          | S41.3.25  |
|        | 湯原奥津         | 16,537 | 2.32%          | S45.5.1   |
|        | 吉備路<br>風土記の丘 | 888    | 0.12%          | S47.1.11  |
|        | 備作山地         | 8,176  | 1.15%          | S54.12.25 |
|        | 吉備清流         | 4,428  | 0.62%          | S58.3.29  |
|        | 吉井川中流        | 8,112  | 1.14%          | H3.3.30   |
|        | 小計           | 54,143 | 7.59%          |           |
| 自然公園合計 |              | 80,664 | 11.32%         |           |

## (2) 県自然環境保全地域等の指定と整備

岡山県自然保護条例に基づき、優れた自然の地域などを「県自然環境保全地域<sup>(※)</sup>」等に指定し、その保護に努めている。

現在までに「県自然環境保全地域」として天然林や野生動物の生息地など優れた自然の地域（面積10ha以上）を3地域、「環境緑地保護地域」として都市周辺の良好な生活環境を形成する緑地の地域（面積5ha以上）を2地域、「郷土自然保護地域」として自然と一体となって郷土色豊かな風土を形成し、県民に親しまれている地域（面積2ha以上）を37地域、また「郷土記念物」として樹木及び地質鉱物で、県民に親しまれているもの又は由緒あるものを38件指定している。

県自然環境保全地域等に指定した地域については、解説板や案内板を設置することとしている。

（資料編第9章（3）参照）

自然公園・県自然環境保全地域等位置図



図 2-29 自然公園・県自然環境保全地域等位置図

## 2 自然公園等の魅力向上に向けた取組

自然公園は、優れた自然景観を保護し、野外レクリエーション活動や自然教育の場として利用することを目的としている。このため、園地、キャンプ場、休憩所、遊歩道など公園施設の適正な維持管理に努めるとともに、国の国立公園満喫プロジェクトと連携して自然公園の魅力向上や利用促進を図っている。

令和6年（2024）年3月には、瀬戸内海国立公園が指定90周年を迎えたことから、これを記念して、香川県と連携し鷺羽山にてウオーキングイベントを開催した。

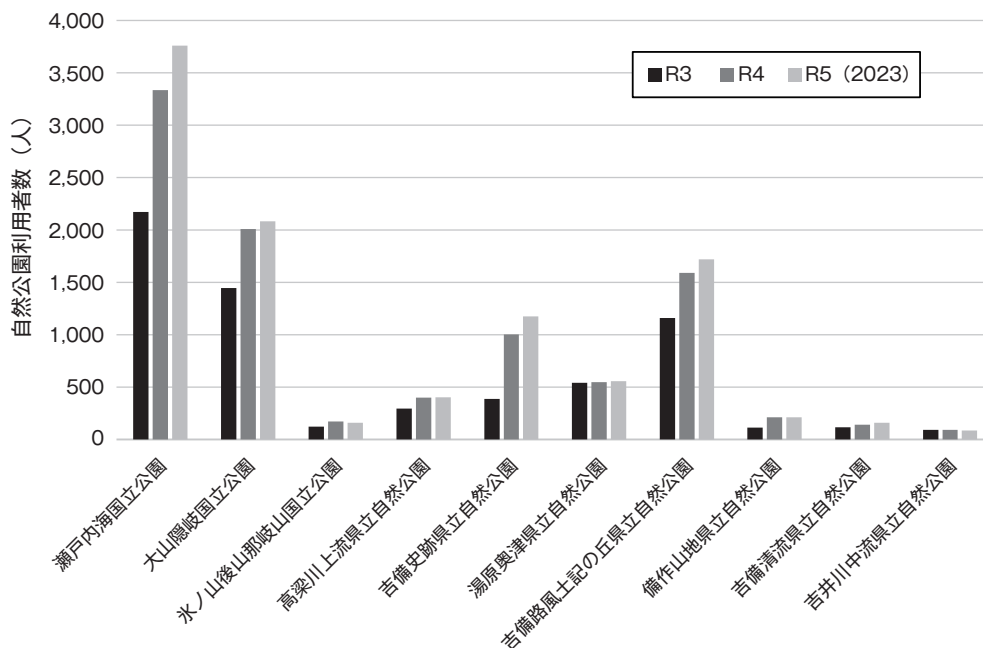


図 2-30 自然公園利用者数（過去3年）

## 3 自然と調和した開発の誘導

無秩序な開発を防止し、開発と自然環境保全との調和を図るため、岡山県自然保護条例に基づき、太陽光発電事業などの大規模な開発（10ha以上）に際しては、県、市町村及び事業者の間で自然保護協定を締結し、現存植生の保全や改変地の緑化、希少動植物の保護などについて指導を行っている。

令和5（2023）年度末現在で、自然保護協定の締結実績は、ゴルフ場48件、住宅団地19件、別荘団地4件、工場敷地27件、その他（総合的レジャー団地等）11件の合計109件である。

## 4 その他の取組

### (1) 大規模天然林の保全

真庭郡新庄村の毛無山一帯は、100年生前後のブナを中心とする天然林が広がる、県下でも貴重な森林であるとともに、多様な植生からなる希少な動物及び昆虫の生息地であり、学術的にも貴重な存在である。

県では、この貴重な森林を保護するためその一部約264haを公有化（平成5（1993）年度約191ha、平成7（1995）年度約3ha、平成14（2002）年度約70ha）し、保全に努めている。

### (2) 温泉の保護と利用

温泉は、天然資源として極めて重要なものであり、古くから保養、療養に広く利用されている。県には、特に美作三湯として有名な3つの温泉地があるが、そのほかにも多くの泉源がある。令和5（2023）



年度末現在、県内の温泉ゆう出泉源数は221箇所あり、令和5(2023)年度における温泉利用施設の宿泊者数は約61万人にのぼるなど、その温度、泉質に応じた利用がなされている。

温泉は、温泉地の発達や乱掘によりゆう出量が減少又は枯渇する場合があるため、貴重な資源である温泉を保護し、安全で適正な利用を図る必要がある。このため、温泉法に基づき、その掘削、増掘、動力装置、採取に係る指導、許可などを行っている。

第3節 野生生物の保護と適正な管理の促進

1 レッドデータブックの充実と活用

希少野生動植物について、絶滅の危機の原因を明らかにし、適切な保護施策を図るために、岡山県野生生物目録の情報整理を行い、データベース化を図るとともに、レッドデータブック<sup>(※)</sup>改訂に向けた情報収集・基礎調査を進めている。

また、開発行為と自然保護との調整における基礎資料としてレッドデータブックを活用するとともに、その内容を公表し、希少野生動植物の保護について、県民の理解を深め、身近な地域における保護活動を推進している。  
(資料編第9章(5)参照)

2 希少野生動植物の保護

岡山県希少野生動植物保護条例に基づき、特に保護を図る必要のあるものを指定希少野生動植物に指定(令和5(2023)年度末現在7種)し、捕獲などを規制するとともに、指定希少野生動植物保護巡視員など様々な主体と連携し、その生息・生育環境を含め、保護活動を推進している。

表 2-38 指定希少野生動植物の指定状況

| 種別 | 指定希少野生動植物名 | 指定年月日    |
|----|------------|----------|
| 動物 | カワバタモロコ    | H24.3.30 |
|    | ナガレタゴガエル   | H25.3.15 |
| 植物 | マルバノキ      | H16.7.16 |
|    | ミズアオイ      |          |
|    | エヒメアヤメ     | H17.8.26 |
|    | サクラソウ      | H21.4.14 |
|    | ミチノクフクジュソウ |          |

3 鳥獣保護対策の推進

(1) 概要

人と野生鳥獣の共生の確保及び生物多様性の保全を図るため、岡山県鳥獣保護管理事業計画に基づき鳥獣保護事業を実施するなど鳥獣保護対策を推進している。

(2) 鳥獣保護区等の指定

野生鳥獣の保護繁殖、狩猟の危険防止などのため、鳥獣保護区<sup>(※)</sup>等を指定し、野生鳥獣の生息環境の保全管理に努めている。また、鳥獣保護区等におけるキジの増殖を図るため、放鳥を実施している。

表 2-39 鳥獣保護区等の指定状況（令和5（2023）年度末）

| 区分            | 個所数 | 面積(ha) |
|---------------|-----|--------|
| 鳥獣保護区         | 65  | 26,608 |
| 特別保護地区        | 11  | 1,224  |
| 休猟区           | 0   | 0      |
| 特定猟具使用禁止区域(銃) | 63  | 35,303 |
| 計             | 128 | 61,911 |

表 2-40 キジ放鳥状況

（単位：羽）

|         | R3  | R4  | R5(2023) |
|---------|-----|-----|----------|
| 120 日 齢 | 300 | 0   | 0        |
| 成鳥      | 720 | 500 | 500      |

### （3）鳥獣生息状況調査

野生鳥獣の保護管理対策の基礎資料とするため、生息分布調査や希少鳥獣の生息調査などを毎年度実施している。

- ・鳥獣生息分布調査
- ・ガン・カモ科鳥類生息調査

### （4）鳥獣保護センター

傷ついた野生鳥獣の保護看護のため、県内2箇所の施設を鳥獣保護センター<sup>(※)</sup>として指定し、救護活動を実施している。

表 2-41 鳥獣保護センター

| 名称          | 所在地     |
|-------------|---------|
| 岡山県自然保護センター | 和気郡和気町  |
| 株式会社池田動物園   | 岡山市北区京山 |

### （5）鳥獣保護思想の普及啓発

野生鳥獣の保護は、県民の理解と協力が必要であり、保護思想の普及啓発に取り組んでいる。5月10日から16日までの愛鳥週間<sup>(※)</sup>を中心に、県下の小・中・高等学校の児童・生徒を対象とする愛鳥に関するポスターコンクールを行い、制作過程を通じて保護意識を高めている。

鳥獣保護団体の県内組織として（公財）日本鳥類保護連盟岡山県支部や、日本野鳥の会岡山県支部が活動しており、これらの組織とも連携して普及啓発を行っている。

## 4 特定鳥獣保護・管理対策の推進

### （1）ツキノワグマの被害防止対策

絶滅のおそれのあるツキノワグマについて、管理計画に基づき、県民の安全・安心の確保を第一に、人身被害ゼロを目指し、併せて地域個体群の維持を図ることを目標とし、人とクマとのすみ分けを図るゾーニング管理により、区分ごとに被害防止対策を実施している。



## (2) ニホンジカの管理対策

農林業被害等の深刻なニホンジカについて、管理計画に基づき、生息密度の低減及び農林業被害の軽減を図ることを目標とし、狩猟期間の延長等の規制緩和による捕獲促進をはじめ、有害鳥獣の捕獲や防護対策の推進を図る。  
(資料編第9章(10)、(11)参照)

## (3) イノシシの管理対策

農作物被害等の深刻なイノシシについて、管理計画に基づき、生息密度の低減及び農作物被害の軽減を図ることを目標とし、狩猟期間の延長等の規制緩和による捕獲促進をはじめ、有害鳥獣の捕獲や防護対策の推進を図る。

## (4) ニホンザルの管理対策

農作物被害等の深刻なニホンザルについて、管理計画に基づき、加害性の高い群れの無害化、生息密度の低減、農林業被害の軽減を図ることを目標とし、捕獲強化に加え、誘引物除去や防護柵の設置、追い払いなど地域ぐるみの総合的な対策の推進を図る。

## 5 狩猟者の確保

狩猟は、厳しい法規制の下に許されている。このため、特に人身事故の絶滅、法令違反の絶無、マナーの確立を重点目標として指導する。

狩猟免許を受けようとする者に対して、狩猟免許試験及び更新検査を実施し、狩猟免許を交付するほか、法定猟具を使用して狩猟を行う者に対して、必要な審査を行い、狩猟者登録証を交付している。また、警察と連携しながら鳥獣行政関係職員や鳥獣保護管理員を中心に、人身事故の絶滅、法令の遵守、マナーの確立を目標として、狩猟者に適正な狩猟の指導を行うとともに、狩猟者の法令違反の取締りを実施している。  
(資料編第9章(8)、(9)参照)

## 6 外来生物に関する普及啓発等の推進

近年、本来の生息・生育地以外の場所から人為によって意図的・非意図的に導入された「外来生物」が、地域固有の生物相や生態系に深刻な影響を及ぼしている。

こうしたことから、平成17(2005)年6月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(通称：外来生物法<sup>(※)</sup>)が施行され、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある侵略的な外来生物を、特定外来生物<sup>(※)</sup>として指定し、飼育、販売、輸入などを規制するとともに、防除などを行って被害防止を目指すこととなった。

さらに、令和4(2022)年5月には同法が改正され、特に緊急に措置を行う必要がある特定外来生物を要緊急対処特定外来生物として、また、規制の一部を適用除外とする特定外来生物を条件付特定外来生物として指定する制度が新設された。

県では、同法に基づき、外来生物対策について県民の正しい理解と協力を得るために普及啓発等に努めている。

## 7 その他の取組

### (1) 有害鳥獣の駆除

農林水産物等に被害を及ぼす鳥獣については、迅速かつ適確に駆除するため、捕獲許可の権限を知事から市町村長に移譲しており、権限移譲した捕獲対象種は、次のとおりである。

キジバト、ニューナイスズメ、スズメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ノウサギ、イノシシ、ヌートリア（昭和 56(1981)年度から）、ドバト、ニホンザル（昭和 61(1986)年度から）、ヒヨドリ、タヌキ、ニホンジカ（平成 8 (1996)年度から）、カワウ、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヒドリガモ、トビ（平成 18(2006)年度から）、アナグマ、アライグマ、ハクビシン（平成 25(2013)年度から）、ツキノワグマ（平成 30(2018)年度から美作市、令和元(2019)年度から奈義町、令和 3 (2021)年度から津山市、鏡野町及び勝央町に限る。）

### (2) 駆除班による駆除の推進

適正な駆除を行うとともに駆除効果を高めるため共同駆除を推進している。県下に結成されている駆除班に対し、活動奨励補助金（30,000円以内/班：令和 5（2023）年度156班）、同活動実績加算補助金（20,000円以内/班：令和 5（2023）年度146班）、相互連携加算補助金（20,000円以内/班：令和 5（2023）年度12班）及び豚熱防疫対策補助金（25,000円以内/班：令和 5（2023）年度81班）について市町村を通じて交付している。

## 第4節 自然とのふれあいの推進

### 1 自然環境学習等の推進

子どもたちが自然を学ぶ体験活動を推進するため、みどりの少年隊やこどもエコクラブ等<sup>(※)</sup>の支援のほか、体験型講座を重視した環境学習出前講座やエコツアーなどに取り組んでいる。

また、平成 3（1991）年11月、和気町に開設した岡山県自然保護センターでは、センターの有する優れた里山環境を活用し、各種自然観察会、一般研修会をはじめ、指導者やボランティアを対象とした研修会を開催するほか、要請に応じ講師の派遣を行い、さらに自然学習リーダー養成講座により、自然とのつきあい方や里山の現状について学び、自然学習のリーダーとして活動ができる人材の育成に努めている。

〔自然保護センターの事業概要〕

- ・自然観察会（昆虫、野草、野鳥の観察等）
- ・自然学習リーダー養成講座
- ・講師派遣
- ・「自然保護センターだより」の発行
- ・自然保護センター友の会の育成
- ・特別天然記念物タンチョウの飼育（令和 5（2023）年度末現在36羽）
- ・傷病鳥獣の保護
- ・入場者37,818人（令和 5（2023）年度）
- ・管理形態

指定管理者：（公財）岡山県環境保全事業団（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）

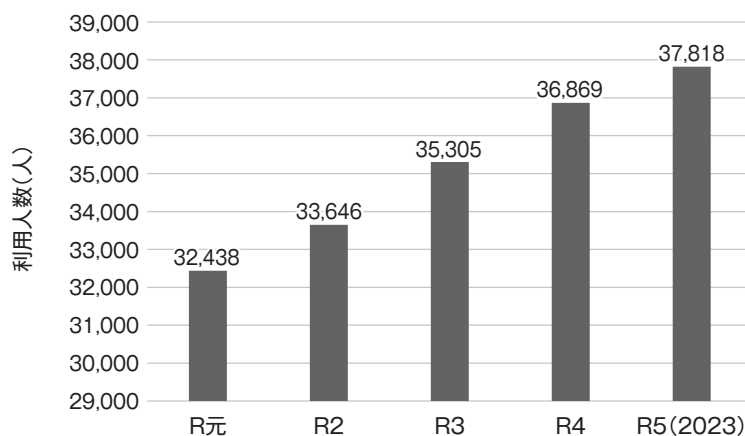


図 2-3 1 自然保護センター利用者数

## 2 自然とふれあえる体験の場や機会の充実

中国自然歩道や自然公園を訪れる人が安全で快適に利用できるよう、施設の整備や維持管理を実施するとともに、パンフレットやホームページによる情報提供を行い、自然とふれあえる体験の場や機会の増加につなげるよう努めている。

(資料編第9章(7)参照)

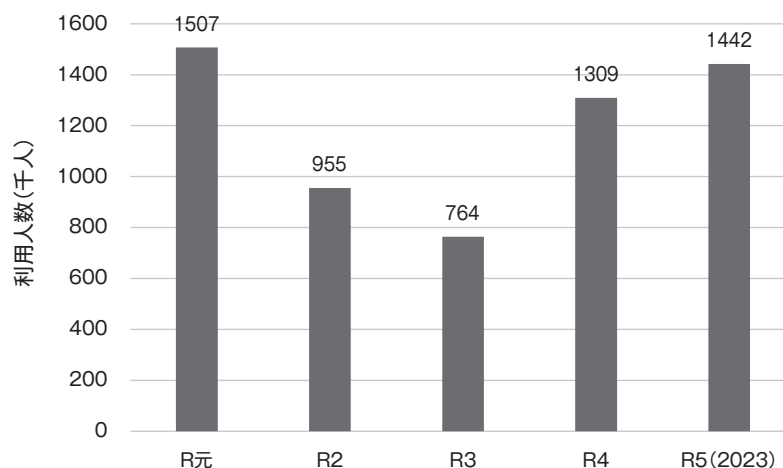


図 2-3 2 中国自然歩道利用状況

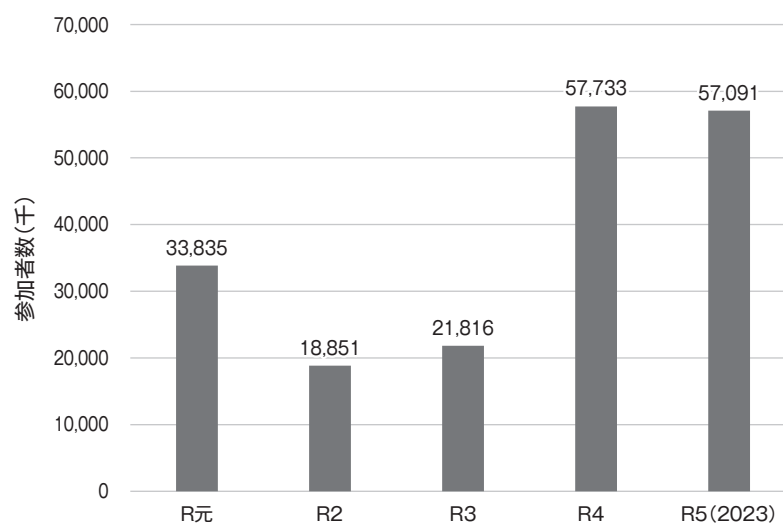


図 2-3 3 身近な自然体験プログラムの参加者数

3 その他の取組

(1) 環境に配慮した水辺づくり

多自然川づくりにより、自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮し、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出に努めている。

また、「ふれあいの川づくり」をテーマとして、地域住民の参画のもと、地域の人々が川にふれあい、親しみを持つことができる川づくりを進めている。

第5節 里地・里山の保全

1 農地・農業用水等の保全

水源の涵養や県土の保全等、農業・農村が持つ多面的機能を維持・発揮させるため、地域ぐるみで農地や水路等の保全活動に取り組んでいる。

2 都市と農村との交流推進

本県の都市と農村の魅力を発信し、本県への移住を促進するため、鳥取県と連携した移住ツアーを開催し、都市と農村の交流と移住を促進している。

表 2－4 2 移住体験ツアーの実施状況

| 名称                           | 対象市町村              | 参加者数 |
|------------------------------|--------------------|------|
| 令和5年度鳥取県・岡山県連携ワーケーションモニターツアー | 美作市、<br>鳥取県鳥取市、智頭町 | 3組   |

3 その他の取組

(1) 環境保全型農業の推進

農業が有する環境保全機能の発揮や、環境への負荷軽減に資するため、「環境保全型農業直接支払交付金」等を活用し、有機農業や化学肥料・化学合成農薬の低減などに取り組む農業者を支援している。

第6節 水とみどりに恵まれた環境の保全の創出

1 森林の整備による快適な環境の保全

水源の涵養、県土の保全、地球温暖化の防止等、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、利用期を迎えた人工林において、主伐や利用間伐と併せて、伐採跡地に少花粉苗木による再生林を推進し、人工林資源の回復を図るほか、針広混交林の育成や間伐の遅れた人工林の解消等により多様で健全な森林を育成している。

また、木材を利用することは地球温暖化の防止や、森林の保全・整備につながることから、県産材の建築物一般への利用促進、木造住宅等の普及、販路開拓など幅広く利用を促進している。

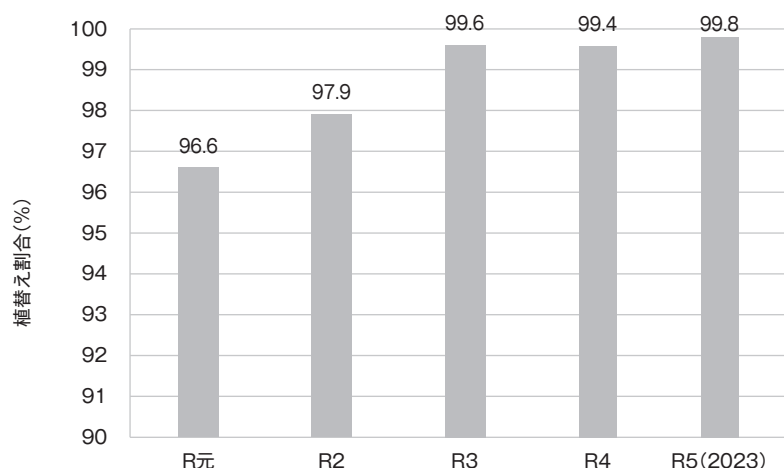


図 2-34 少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えの割合

## 2 都市と近郊のみどりの創出

(公社)岡山県緑化推進協会と連携し、緑の募金を原資とした事業により、市町村等の公共施設の緑化を進めている。

## 3 緑化推進体制の充実

みどりに対する意識の高揚を図るため、市町村をはじめ(公社)岡山県緑化推進協会など等推進団体との連携により、県民総参加による運動を実施している。

毎年4月1日から5月31日までの「春のみどりの月間」では、街頭募金や企業・団体などからの募金により緑化推進の協力を呼びかける緑の募金運動をはじめ、緑化運動ポスターコンクールなどを実施している。

毎年10月1日から31日までの「秋のみどりの月間」では、自然体験プログラム等を通じてみどりについて学ぶため「岡山県みどりの大会」を開催している。

### (1)「みどりの少年隊」の育成

次代を担う少年たちを対象に、みどりの必要性や重要性についての普及啓発を図り、地域の緑化推進の先駆けとなる「みどりの少年隊」の育成及び新規少年隊の結成を促進している。

令和5(2023)年度末において、岡山県緑の少年隊連絡協議会に加入している「みどりの少年隊」は21隊が結成されており、毎年「みどりの少年隊交流集会」を開催している。(資料編第9章(12)参照)

## 4 全国植樹祭の開催を通じた緑化意識の醸成

令和6(2024)年の「第74回全国植樹祭」の本県開催に向け、関係団体等と連携しながら、県民の緑化意識の醸成はもとより、本県の魅力の発信につながるよう準備を進めた。

令和5(2023)年度は、関係市町の協力を得て、1年前、200日前及び100日前イベントの開催や県内5箇所、計821名の県民の方がヤマザクラやイロハモミジ等を植樹した地域植樹、全市町村参画の首長による植樹や木製地球儀の巡回展示を実施した。また天皇皇后両陛下にお座りいただく御座所背面・御机や招待者をお迎えするCLTゲート、木製ベンチなどの木製品の制作を進めたほか、式典アトラクション等への出演者の発表、合同練習会の実施等、開催に向けての準備を加速させた。





図 2-35 地域植樹の様子

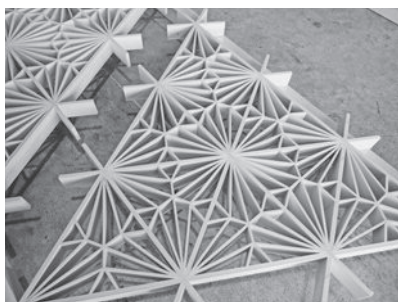


図 2-36 木製品の制作状況

<1年前イベント>

## 5 その他の取組

### (1) 「おかやま自然ずかん」の開設

岡山の自然に関する情報を発信し、「身近な自然にふれる・考える」きっかけとなるサイトを目指して、平成27(2015)年3月、岡山県自然情報ポータルサイト「おかやま自然ずかん」を開設した。

県内の自然とふれ合い、学び、楽しめるイベント、森林公園など自然とふれ合える施設、自然情報についてより詳しく知ることができるサイトなどの紹介や、自然と生きものに関する普及啓発を進めている。

## 第5章 環境の未来を支える担い手づくり

### 第1節 これまでの取組の成果と課題

環境保全の取組を進める上では、県民や事業者、関係団体、NPO等の活動団体、行政など、あらゆる主体の積極的な関わりが欠かせない。そのため県では、これまでも”参加と協働”の場の提供や、環境学習・環境教育を通じた意識の醸成などに取り組んできた。

また、「景観」の保全についても、住民の生活により近い市町村の主体的な取組を促すとともに、県民、企業等の参加のもとで、地域特性を生かした良好な景観の保全と形成、創造に努めている。

これらの取組のうち、特に、環境学習・環境教育については、小学校等への出前講座やエコツアーの実施回数・参加者数が目標を上回るなど、高く評価されるとともに、継続して取り組むべきとの県民の意見も多い。さらに今後は、これまでの取組とともに、指導者の育成や関係者間のネットワークづくり、県民の関心の高い気候変動等に関する情報の発信などについても、より積極的に取り組むことが求められている。

### 第2節 協働による環境保全活動の促進

#### 1 環境パートナーシップの形成促進

「岡山県地球温暖化対策実行計画」に基づく地球温暖化防止活動をはじめとする環境保全活動に、県民団体、事業者団体、行政が協働して取り組むことを目的とする「エコパートナーシップおかやま」の活動を展開し、環境パートナーシップの形成を促進している。

#### 2 地域課題解決ビジネスの支援

環境問題など地域や社会の課題をビジネスの手法で解決するため、起業支援金制度を創設し、ビジネスプランの募集を行っている。また、それに伴って、起業支援金制度説明会や専門家派遣によるアドバイス等を実施し、地域課題解決ビジネスの普及と起業支援を行った。

#### 3 アダプト事業の推進

住民グループ等と県、市町村との協働による道路や河川、海岸、公園等の環境美化活動（アダプト事業）を推進することにより、美しい空間の創造や環境保全意識の高揚を図っている。

また、児島湖の環境保全を推進するため、平成14(2002)年度から児島湖畔環境保全アダプト推進事業として、湖畔の清掃美化活動等を行う住民等団体に対して、支援等を行っている。（令和5(2023)年度：16団体）

#### 4 イベント等のエコ化の推進

地域や事業所で開催される各種イベントにおいて、企画の段階からごみの減量、公共交通の利用、騒音の抑制等、環境に配慮した取組が行われるよう、平成21(2009)年10月に「グリーンイベントガイドラインおかやま」を策定し、グリーンイベントの普及を図っている。

表 2-43 グリーンイベント登録件数

(単位：件)

| 年度   | R元 | R2 | R3 | R4 | R5(2023) |
|------|----|----|----|----|----------|
| 登録件数 | 17 | 9  | 13 | 11 | 13       |

## 5 県民局での協働事業

### (1) 備前県民局

環境月間行事として、6月に瀬戸内市と共催で「環境フェスタinせとうち」を開催し、地域における環境問題の一層の理解と認識を深める普及啓発を実施した。

また、循環型社会の形成に向け、11月に赤磐市と共に「あかいわeco・いいものまるしえ／消防フェス」を開催し、シーグラスや貝殻等を活用したアクセサリ作りや海ごみをテーマとしたパネル展示を行った。

### (2) 備中県民局

地域における環境保全意識の高揚を図るため、6月の環境月間に井原市において「井原市環境フェア」を、10月の3R推進月間には、笠岡市において「笠岡市環境フェスティバル」を各市や関係団体と共催した。

開催にあたっては、3Rや食品ロス、海ごみ、地球温暖化などに関するパネル展示を行い、展示内容に関するクイズを通じて参加者に楽しんで考えてもらうことで、環境問題を身近に感じ、地球に優しい暮らし方を考え、気づき、行動するきっかけづくりに繋げた。

### (3) 美作県民局

住民の環境問題への理解を深め、環境保全意識の高揚を図るため、管内市町村や環境団体と協働し、「親子エコフェスタ2023」を津山市内で開催し、管内の小学4年生を対象に募集した地球にやさしい生活を描いた「環境絵馬」や海ごみ等に関するパネルを展示した。また、鏡野町内において、体験型の環境イベントとして「1日環境大学」を実施し、自然豊かな森林公園内でのトレッキングや養蜂場における採蜜体験などを通し、森林が持つ水源かん養等の機能や生物多様性について学び、環境保全についての関心と理解を深めた。

---

## 第3節 環境学習・環境教育の充実

### 1 環境学習の機会の提供

#### (1) 環境学習出前講座等の実施

持続可能な社会の構築に向け、環境保全等のため自ら行動できる人材を育てるためには、身近な体験を通じて環境問題を学べる機会を提供することが必要である。県では、学校や公民館等に講師を派遣し、様々な体験等を通じて環境について学ぶ環境学習出前講座を実施するなど、環境学習の機会の提供に努めた。令和5(2023)年度は、環境学習出前講座を363件実施した。

平成10(1998)年度末に環境学習の拠点施設として指定した環境保健センターや自然保護センターでは、専門性を活かした環境学習の講座や各種の自然観察会、研修会等を実施している。

また、実体験を通じた環境問題に対する理解と環境保全意識の高揚、普及啓発を図るため、平成16(2004)年度から、資源循環を推進している先進企業や廃棄物処理施設等の環境関連施設を見学体験する環境学習エコツアーを実施しており、令和3(2021)年度からは、自宅で学習できるオンラインエコツアーを実施している。

表 2-44 環境学習出前講座・環境学習エコツアー参加人数

(単位：人)

| 年度   | R 元    | R2     | R3     | R4     | R5(2023) |
|------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 参加人数 | 27,593 | 11,315 | 17,370 | 17,022 | 20,988   |

## (2) 移動環境学習車の活用

平成21(2009)年3月に山陽新聞社及び山陽会から寄贈を受けた移動環境学習車「さんよう号」は、本県の環境学習事業のシンボリックな存在として活用されており、令和5(2023)年度は合計25回の利用があった。

2tトラックがベースの移動環境学習車には、多様な体験学習ができる様々な環境学習機材の搭載が可能であり、環境学習出前講座への出動や各種環境啓発イベント等への出展PRのほか、学校、公民館、市町村、NPOといった地域団体等への貸出などを行っている。

## (3) 環境学習協働推進広場の活動推進

環境保全活動に取り組むNPO・企業・大学等が集い、効果的な環境学習を協働して推進する場として設置した岡山県環境学習協働推進広場では、環境教育ミーティングの開催等により参加団体が環境に関する情報交換・共有を行ったほか、幅広いアイデアや知恵を出し合い、効果的な環境学習についての事業企画を県に提案する等の活動を行った。

また、県が行う環境学習出前講座については、広場関係団体等の指導者を登録して行う協働事業として実施している。

## 2 子どもたちの環境活動への支援

こどもエコクラブは、幼児(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブで、令和5(2023)年度は県内で1,677名(36クラブ)の子どもたちが自然観察やリサイクル活動などを行った。

県では、こどもエコクラブへのイベント案内や市町村への事業周知などにより、子どもたちの環境活動を支援するとともに、県事務局独自で絵日記・壁新聞コンクールを開催した。

## 3 スーパーエンバイロメントハイスクールの指定

廃棄物のリサイクル技術の研究・開発などに重点的に取り組む学校において、実践的な研究を行うとともに、各種啓発活動を実施するなど、環境問題を正しく理解し、環境保全に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図った。

令和5(2023)年度は、高松農業高校、水島工業高校を指定し、高松農業高校は「畜糞並びに植物残渣によるバイオマスペレットを活用した廃棄資源活用の実用化に関する研究開発」、水島工業高校は「廃プラスチック等の再利用による有効活用をととした環境問題解決のための研究」に取り組んだ。

## 4 環境学習指導者の育成・活用

地域における環境学習の指導者のスキルアップや人材育成・確保のため、NPO等環境団体の環境学習指導者や新規指導者を目指す者を対象に、基礎・専門講座を実施するとともに、協働による環境学習出前講座等の指導者として登録し、活動を行った。



表 2－45 環境学習指導者登録数

(単位：人)

| 年度      | R3  | R4  | R5(2023) |
|---------|-----|-----|----------|
| 登録数（累計） | 130 | 150 | 154      |

## 5 その他の取組

### (1) 学校教育における環境教育の推進

学習指導要領では、全体の内容に係る前文及び総則において「持続可能な社会の創り手」に必要な資質・能力を育成することが掲げられている。そのため、学校教育では、教育活動の全体を通じて、各教科間の関連に配慮しながら環境教育を進めたり、児童生徒の発達段階に応じ、体験を通じて環境について学ぶ機会が充実したりするよう努めている。

小学校では、各教科等において、相互の関連を図りながら、環境の保全にかかわる内容を教育計画の中に位置付けている。また、水生生物による水質調査等、地域の自然と触れ合ったり、クリーン作戦への参加など、地域社会との連携を図ったりしながら、持続可能な社会づくりに主体的に参加しようとする意欲を育てることを目指した教育を推進している学校もある。

中学校では、例えば「社会」において瀬戸内工業地域と環境との関係を取り上げた学習、「理科」において身の回りの水環境を調査研究する学習などのように、身近な環境の事例を取り入れた取組や各教科の特色を生かした取組を実践している学校がある。また、総合的な学習の時間、学級活動、生徒会活動等において環境保全活動への参加意識の向上を目指す取組も行っている。

高等学校では「現代社会」、「公共」、「科学と人間生活」及び理科の基礎を付した科目や、専門学科における「課題研究」、工業科の「地球環境化学」、農業科の「農業と環境」などのように、学科の特色を生かした教科・科目の指導において、環境問題やエネルギー問題への関心や理解を高める工夫をしている。また、環境問題をテーマにしたホームルーム活動、生徒会活動、身近な環境調査等を研究課題にした部活動や、環境をテーマとした総合的な探究の時間における取組も見られる。

## 第4節 景観の保全と創造

### 1 現状

県の優れた景観を次世代に引き継ぐため、昭和63（1988）年3月「岡山県景観条例」を制定し、県土の均衡ある景観形成に取り組んできたが、平成16（2004）年の景観法制定を契機に、これまでの行政主体の取組から県民主体の活動へと前進させ、企業、NPO等との協働による「おかやまの景観づくり」をより一層効果的に推進するため、平成19（2007）年9月には景観法に基づく「晴れの国おかやま景観計画」を策定し、岡山県景観条例の改正を行った。条例及び計画に基づき、優れた景観を守り育て、快適で文化の薫り高い景観の創造に努めている。なお、県民、事業者に対し、ホームページ等により景観形成施策の普及啓発を行っている。

#### (1) 大規模行為の届出

景観法・景観条例に基づき、周囲の景観に大きな影響を与える大規模な建築物の新築などの大規模行為について、事前の届出を義務付けている。県は、大規模行為と周囲の景観の調和を図るために定めた「景観形成基準」により届出内容を審査し、必要に応じて届出者との協議を行うとともに、指導、助言、勧告等を通じ、周囲との調和のとれた景観づくりを進めており、令和5（2023）年度は、64件の大規模行為届出を受理した。  
(資料編第10章（1）参照)



## (2) 景観モデル地区

県内にある多くの優れた景観を有する地域の中でも、特に県民に親しまれ県民の誇りとなる地域や、新たに優れた景観づくりを行うべき地域を「景観モデル地区」として指定しており、「吉備高原都市地区」、「渋川・王子が岳地区」の2地区をモデル地区として指定している。

景観モデル地区内では、景観に影響を与えるおそれのある建築行為等について届出を受け、指導、助言、要請を通じ、優れた景観づくりを進めている。令和5(2023)年度は、吉備高原都市景観モデル地区で33件届出があり、渋川・王子が岳景観モデル地区では届出がなかった。

表 2-46 景観モデル地区の指定状況

| 名称                 | 市町村名  | 指定年月日      |
|--------------------|-------|------------|
| 吉備高原都市<br>景観モデル地区  | 吉備中央町 | H5.6.15    |
|                    |       | H8.3.8 拡張  |
|                    |       | H9.7.25 拡張 |
| 渋川・王子が岳<br>景観モデル地区 | 玉野市   | H6.7.29    |

## (3) 背景保全地区

歴史的・文化的に優れた施設等の背景・借景を保全するため、「背景保全地区」として「閑谷地区」を平成4(1992)年6月2日に指定し、大規模行為の計画構想段階からの事前指導により、景観誘導を行っている。令和5(2023)年度は、背景保全地区事前指導申出はなかった。

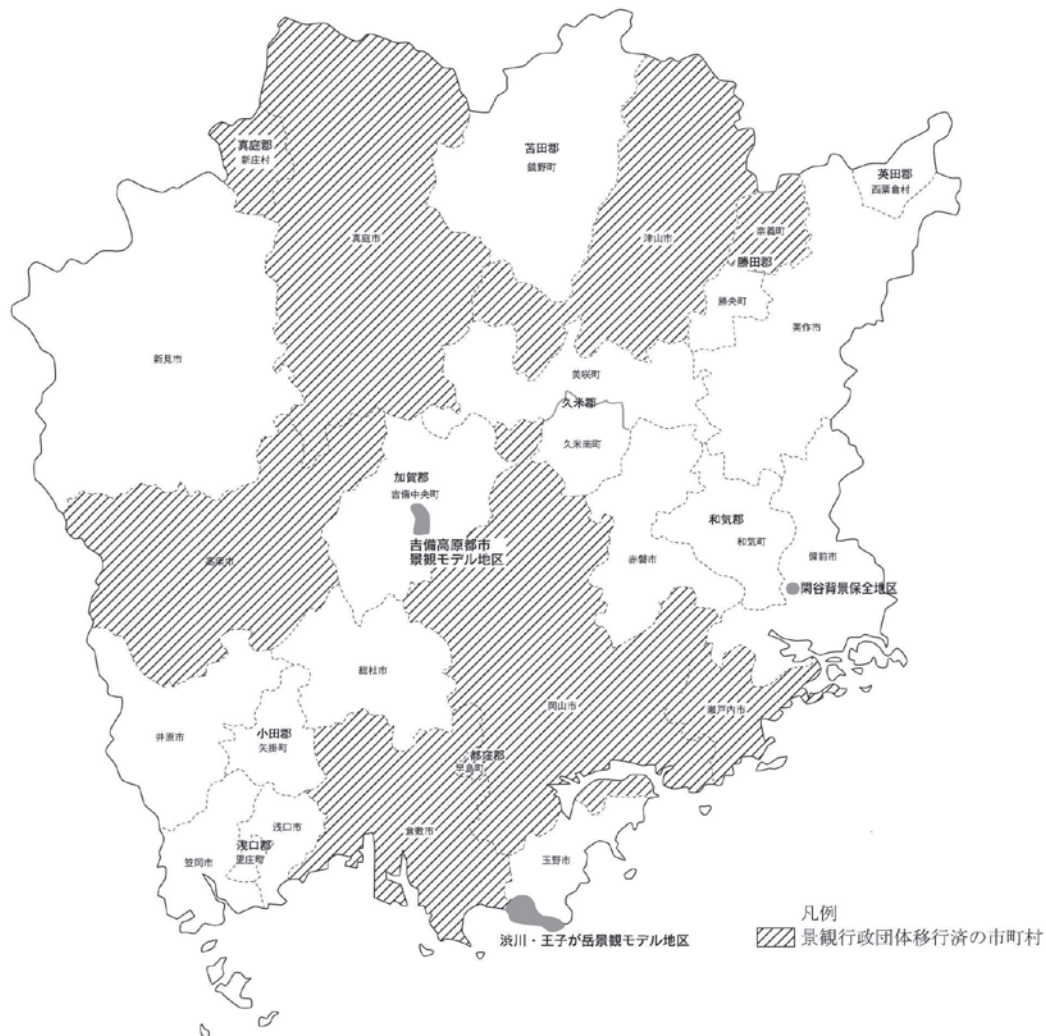


図 2-37 岡山県景観条例に基づく指定地区位置図

## 2 景観行政団体となる市町村の拡大と連携強化

良好な景観形成は、住環境など住民の生活に密接に関係しており、地域の特色に応じたきめ細かな施策が有効であることから、市町村が景観行政団体<sup>(※)</sup>となり、最も住民に身近な自治体である市町村を中心とした景観行政が推進されるよう努めている。

表 2－47 景観行政団体移行状況

| 市町村名 | 移行日      |
|------|----------|
| 岡山市  | (指定都市)   |
| 倉敷市  | (中核市)    |
| 早島町  | H18.3.1  |
| 新庄村  | H18.3.1  |
| 瀬戸内市 | H20.9.1  |
| 真庭市  | H22.7.1  |
| 高梁市  | H25.11.1 |
| 津山市  | H27.7.1  |
| 奈義町  | R2.1.1   |

## 3 快適な生活環境の保全

県では、快適な環境づくりを推進するため、特に美観や清潔さを損なう落書きや空き缶等の投棄、自動車等の放置及び光害を防止することを目的とした「岡山県快適な環境の確保に関する条例」を平成14年(2002)年4月に制定し、支援や啓発等を行っている。

落書き防止・消去活動の推進として、まちの美観や清潔さを損なう落書きや空き缶などの投げ捨てを防止するためには、被害者だけではなく地域ぐるみでの取組が何より効果的であることから、県民への普及啓発を行っている。

光害<sup>(※)</sup>に配慮した屋外照明設備の普及啓発として、防犯その他の生活上の安全性を確保した上で、光害の防止に配慮した屋外照明設備の設置等が促進されるよう啓発等を行っている。

## 4 その他の取組

### (1) 無電柱化の推進

防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成を図るため、岡山県無電柱化推進計画に基づき、国や市町村、電力・通信事業者等と協力して無電柱化を進めている。

## 第6章 環境の未来を創る経済振興

### 第1節 これまでの取組の成果と課題

環境・経済・社会の諸課題は、密接に関連し合っており、環境の保全は、経済の成長や産業の振興を図りながら、同時に進められることが重要である。そうした視点に立ち、県ではこれまでも、環境等関連分野において、産学官が連携して高機能・高付加価値な技術や環境負荷の少ない製品やサービスを積極的に選択することにより、需要や市場の拡大が図られ、その結果、環境ビジネスが発展し、さらに環境改善が進むことを期待し、省エネ性能の高い製品の購入促進や、県内で製造されているリサイクル製品等の認定・周知を行うとともに、県自らも率先して再生品等の積極的な調達（グリーン調達）に取り組むことで一層の普及拡大を図ってきた。

また、森林資源を活かした木質バイオマスの利活用促進や、環境保全型農業の推進など、農林水産分野においても、環境への負荷を減らすための取組を進めており、業種や分野を問わず、環境保全の取り組みが広がりつつある。

一方で、環境マネジメントシステムの普及拡大など伸び悩んでいる取組も見られ、企業・事業者のより主体的・積極的な行動につながるよう、成功事例の紹介や関連情報の提供など、取組の工夫が課題となっている。

今後、環境経営へのシフトなど世界の潮流を捉えつつ、環境と経済が両立する社会の構築に向け、さらなる意識の改革や効果的な施策の展開が必要である。

### 第2節 環境等関連分野の産業の振興

#### 1 中小企業の新エネルギー設備導入等の支援

岡山県中小企業者向け融資制度に、新エネルギー利用設備の設置やクリーンエネルギー自動車の導入等に必要な資金を融資する新エネ・環境対策資金を設け、中小企業の新エネルギー導入を支援している。

#### 2 新エネルギー分野等に関する新技術等の研究開発の支援

今後の成長が見込まれる分野のうち、新エネルギーに関連する分野において、企業と大学等との産学連携での技術開発や製品開発への支援を行うとともに、セミナー等を開催し、関係者の交流や情報共有を図った。

#### 3 電気自動車等（EV・PHEV・FCV）の普及と技術開発

「岡山県におけるEVシフトへの対応方針（第2期）」に基づき、令和5（2023）年度から産学金官の連携による取組をさらに充実させ、「全国をリードするEVシフトに対応した産業と地域の実現」を目指すため、充電環境の整備、開発人材の育成及び企業間連携等を促進することで、EVの普及促進を図るとともに、県内サプライヤーにおけるEVシフトへの円滑な対応を支援している。

#### 4 循環型産業クラスターの形成

産学官で構成する中四国環境ビジネスネット（B-net）を活用し、企業や大学等の技術シーズと企業ニーズとのマッチング等により、中四国地域を視野に入れた環境産業の振興と循環型社会の形成促進を図った。

表 2-48 循環型産業クラスター形成促進事業を活用した製品開発等への取組件数

|          | R3 | R4 | R5<br>(2023) |
|----------|----|----|--------------|
| 取組件数(累計) | 50 | 52 | 56           |

**(1) 環境産業支援コーディネーター**

(公財)岡山県産業振興財団内に環境産業支援コーディネーターを配置し、中四国環境ビジネスネットの運営、環境産業に係る情報の収集・提供や事業化に向けた産学官のマッチングを推進している。令和5(2023)年度は、61件のビジネスマッチングがあった。

**(2) 環境産業推進員**

(公財)岡山県産業振興財団内に環境産業推進員を配置し、県内企業等を訪問し、企業間、企業と大学等とのビジネスマッチングに必要なシーズ・ニーズ情報等の基礎データの収集・蓄積を行っている。令和5(2023)年度は、186社の企業を訪問した。

**(3) 中四国環境ビジネスネット(B-net)フォーラム**

中四国地域の環境関連企業、研究者による環境関連の新技术・新製品の情報発信を行い、参加者相互の交流を図るフォーラムを令和6(2024)年2月20日に開催し、123人が参加した。

**(4) プロジェクト会議**

環境産業推進員が企業訪問等により収集した県内企業等のシーズ・ニーズ情報、ホームページ等を活用して収集した広域の企業情報、大学発シーズ等を基に、プロジェクト会議を開催し、環境産業支援コーディネーターが中心となって、新商品の研究開発、事業化に向けたビジネスマッチングを行っている。令和6(2024)年3月8日に県内企業2社を視察、21人が参加した。

**5 木質バイオマスの活用推進**

資源循環型社会の形成、地域産業の活性化に資する新産業の創出を目指す「おかやまグリーンバイオ・プロジェクト」により、未利用間伐材等の木質バイオマス資源を原料とするセルロースナノファイバー及びセルロースナノファイバー利用製品の実用化に向けた研究開発を支援した。

**6 総合特区制度を利用した高効率・省資源型コンビナートの実現**

平成23(2011)年12月に、県産業の中核である水島コンビナートが、地域活性化総合特区の指定を受けた。水島コンビナート総合特区構想では、高度な企業間連携による高効率・省資源型コンビナートの実現を目指している。

また、令和4(2022)年11月に、「水島コンビナート発展推進協議会カーボンニュートラルネットワーク会議」を設立し、令和5(2023)年3月に策定した「水島コンビナートの2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組方針」に基づき、産官連携により各種取組を推進している。

### 第3節 環境と好循環した農林水産業の振興

#### 1 環境保全型農業の推進

農業が有する環境保全機能の発揮や、環境への負荷軽減に資するため、「環境保全型農業直接支払交付金」等を活用して、有機農業や化学肥料・化学合成農薬の低減などに取り組む農業者を支援している。

#### 2 魅力ある林業の実現

持続可能な魅力ある林業を実現するため、森林経営の集約化や、林道等生産基盤の整備を行っている。

また、県産材の需要拡大や木質バイオマスの利用促進を図り、林業・木材産業の活性化を通じて、森林の適正な整備を促進している。

### 第4節 環境保全に貢献する認証・認定制度の普及促進

#### 1 環境マネジメントシステムの普及拡大

環境マネジメントシステム<sup>(※)</sup>の国際認証ISO14001<sup>(※)</sup>については、製造業をはじめとする事業者において、広く認知が進んでいる。また、国内認証のエコアクション21<sup>(※)</sup>についても、中小企業等を中心に取り組まれている。

認証取得者には、公共工事や物品調達等での入札参加資格審査において優遇措置を講じるとともに、優良産廃処理業者認定制度の優良認定項目となっていることなどの周知に努めており、エコアクション21については、認証・登録の支援等を行い県内事業者への普及拡大を図っている。

表 2-49 エコアクション21 認証・登録事業者数

(単位：者)

| 年度        | R元  | R2  | R3  | R4  | R5(2023) |
|-----------|-----|-----|-----|-----|----------|
| 認証・登録事業者数 | 110 | 102 | 105 | 105 | 106      |

#### 2 「岡山県エコ製品」の認定・周知

県内で製造されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表するとともに、これらの製品を積極的に展示・PRし、県内におけるグリーン購入等の一層の普及拡大に努めている。

表 2-50 岡山県エコ製品の認定品目数

|       | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元  | R2  | R3  | R4  | R5<br>(2023) |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|
| 認定品目数 | 374 | 350 | 364 | 370 | 381 | 372 | 369 | 377 | 385 | 363          |

(注)当該年度末の認定品目数

#### 3 「岡山エコ事業所」の認定・周知

グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表するとともに、県民や事業者、市町村等への積極的なPRに努め、環境にやさしい事業所づくりを推進している。



表 2-51 岡山エコ事業所の認定件数

|          | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R 元 | R2  | R3  | R4  | R5<br>(2023) |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|
| ゼロエミッション | 56  | 57  | 57  | 56  | 56  | 54  | 52  | 52  | 51  | 49           |
| 一般事業所    | 42  | 42  | 42  | 42  | 40  | 40  | 37  | 35  | 33  | 29           |
| 小売店      | 176 | 165 | 160 | 158 | 158 | 162 | 155 | 202 | 200 | 196          |
| 合計       | 274 | 264 | 259 | 256 | 254 | 256 | 244 | 289 | 284 | 274          |

(注)当該年度末の認定件数

## 第5節 環境に配慮した事業者の育成・拡大

### 1 事業者による環境コミュニケーションの推進

環境コミュニケーション<sup>(※)</sup>とは、事業者と地域住民などが、環境に関する情報を共有し対話を行うことにより、お互いの理解を深め、環境問題の未然防止や解決などに結び付けていくための取組である。事業者による環境コミュニケーションが進むことで、基準超過や苦情、事故発生時の問題の深刻化を防ぐことが可能であり、また、事業者の自主的な化学物質等の管理が進むことで、環境保全の推進につながることが期待される。

令和5(2023)年度は、県内の事業者を対象としたセミナーをオンラインで開催し、101名が参加した。

### 2 環境影響評価の適正な実施

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に関し、その事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表して、関係地域住民等の意見を聴き、十分な環境保全対策を講じようとするものである。

令和5(2023)年度末までの審査件数の累計は176件(内訳：県要綱・条例148件、国要綱・法28件)である。

環境影響評価の審査に当たっては、学識経験者10人で構成する岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を聴き、対象事業に係る環境影響評価等の指導及び審査を厳正に実施するとともに、環境影響評価の手続について一層の周知を図ることとしている。

また、対象事業の実施状況、環境管理の実施状況等を調査し、事業実施に伴う環境影響の回避・低減に一層努めるよう指導を行った。  
(資料編第11章(1)、(2)参照)

### 3 「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づく取組の推進

毎年度、新たな製品等に対応した「岡山県グリーン調達ガイドライン」を定め、県が率先してグリーン調達に努めることにより、県内の事業者等のグリーン購入を促進している。

### 4 その他の取組

#### (1) 中小企業の環境対策の促進

岡山県中小企業者向け融資制度に公害防止施設の整備等に必要な資金を融資する新エネ・環境対策資金を設け、中小企業の環境対策の促進を図っている。

## (2) 環境保全のための費用負担意識の普及

### ① 岡山県産業廃棄物処理税

循環型社会の形成を目指し、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理を促進するため、平成15(2003)年4月1日から産業廃棄物処理税（法定外目的税）を導入している。

税収は、「産業活動の支援」「適正処理の推進」「意識の改革」を3つの柱として、循環型社会の形成推進に資する事業に活用している。これまで、不法投棄の早期発見・未然防止、リサイクルの取組推進、環境教育等の推進、ごみ減量化対策の推進等の面で大きな役割を果たしている。

なお、令和5(2023)年度末現在、本県を含め27道府県及び1政令市が産業廃棄物税を導入している。

### ② おかやま森づくり県民税

すべての県民が恩恵を受ける森林を保全するための財源として平成16(2004)年度に「おかやま森づくり県民税」を導入し、「森林の持つ公益的機能を高める森づくり」「担い手の確保・育成・定着と木材の利用促進」「各種情報の提供と森づくり活動の推進」を3つの柱として、森林保全に関する施策を推進している。

なお、令和5(2023)年度末現在、本県を含め37府県が森林保全のための独自税制を導入している。

また、国税として、令和6(2024)年度から森林環境税の課税が始まり、これに先行して、令和元(2019)年度から森林環境譲与税が県及び市町村に譲与されている。

## 環境関係年表

| 年            | 月  | 岡山県の動き                                                          | 国・全国の動き                              |
|--------------|----|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 昭和9年 (1934)  | 3  | 瀬戸内海国立公園が、全国初の国立公園3公園の1つとして指定される。                               |                                      |
| 昭和18年 (1943) | 9  | 三菱重工業㈱が水島で航空機製造工場の操業を開始                                         |                                      |
| 昭和23年 (1948) | 3  | 岡山県史跡名勝天然記念物保存顕彰条例を制定                                           |                                      |
|              | 7  |                                                                 | 農薬取締法を制定                             |
| 昭和25年 (1950) | 6  | 国が児島湾締切堤防建設事業に着手                                                |                                      |
|              | 7  | 県が岡山市南部（岡南地区）の工業地帯整備に着手                                         |                                      |
| 昭和26年 (1951) | 2  | 県営旭川ダムの建設に着手                                                    |                                      |
|              |    | 児島湾締切堤防建設工事に着手                                                  |                                      |
| 昭和27年 (1952) | 3  | 岡山県企業誘致条例を制定                                                    |                                      |
|              | 9  | 県が水島地域の国有地を買収                                                   |                                      |
|              |    | 水島港の整備と臨海工業地帯整備に着手                                              |                                      |
| 昭和28年 (1953) | 12 |                                                                 | 熊本県で水俣病第1号患者が発生                      |
| 昭和29年 (1954) | 5  | 県営旭川ダムが完工                                                       |                                      |
|              | 8  | 県下初の飛行機による空中農薬散布が藤戸町（現倉敷市）と勝央町で行われる。                            |                                      |
|              | 9  | 倉敷市の三吉鉱山で我が国初のウラン鉱床が発見される。                                      |                                      |
| 昭和30年 (1955) | 11 | 人形峠でウラン鉱床の露頭が発見される。                                             |                                      |
|              | 11 | 日本興油㈱が水島港整備後の最初の企業として水島に立地。以後、石油精製、電力、鉄鋼、石油化学等の重化学工業の工場が多数立地する。 |                                      |
| 昭和32年 (1957) | 6  |                                                                 | 自然公園法を制定                             |
|              | 8  | 上齋原村（現鏡野町）に原子燃料公社（後の動力炉・核燃料開発事業者、現日本原子力研究開発機構）人形峠出張所が開設される。     |                                      |
| 昭和33年 (1958) | 2  | 倉敷市玉島で油臭のするアサリがとれる。                                             |                                      |
|              | 4  |                                                                 | 下水道法を制定                              |
|              | 12 |                                                                 | 公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律を制定 |
| 昭和34年 (1959) | 2  | 児島湾淡水湖化締切工事完了                                                   |                                      |
| 昭和35年 (1960) | 7  | 岡山県公害対策調査会を設置                                                   |                                      |
| 昭和36年 (1961) | 3  |                                                                 | 三重県四日市市でぜん息患者が多発                     |
| 昭和37年 (1962) |    | 備前市でブドウの葉枯れ、倉敷市でい草の先枯れが発生                                       |                                      |
|              | 3  | 児島湾締め切り堤防が完成し、児島湖が誕生                                            |                                      |
|              | 6  |                                                                 | ばい煙の排出の規制等に関する法律（ばい煙規制法）を制定          |
|              | 10 | 岡山空港（現岡南飛行場）が開所                                                 |                                      |
|              | 12 | 県営寄島干拓事業に着手                                                     |                                      |
| 昭和38年 (1963) | 3  |                                                                 | 狩猟法を改正し、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律を制定             |
|              | 4  |                                                                 | 大山隠岐が国立公園に指定される。                     |
|              | 11 | 県が、岡山市と倉敷市で硫酸酸化物及び降下ばいじん量の測定を開始                                 |                                      |
| 昭和39年 (1964) | 1  | 岡山県南地区が新産業都市に指定される。                                             |                                      |
| 昭和40年 (1965) | 2  | 倉敷市が窒素酸化物の測定を開始                                                 |                                      |
|              |    | 笠岡市、井原市、芳井町を、備後地区工業整備特別地域に追加指定                                  |                                      |
|              |    | 岡山県公害対策審議会を設置                                                   |                                      |
| 昭和41年 (1966) | 6  | 倉敷市呼松地区の住民が水島工業地帯の公害について県と市に抗議                                  |                                      |
|              |    | 硫酸酸化物の発生源の通報連絡基準と自主規制等を内容とする「水島地区い草等農作物被害防止応急対策」を開始             |                                      |
|              | 3  | 高梁川上流、吉備史跡を県立自然公園に指定                                            |                                      |
|              | 4  | 倉敷市に一般環境大気測定局を設置。二酸化硫黄の自動測定が開始される。                              |                                      |
|              | 9  | 県の木に「アカマツ」が決定                                                   |                                      |
| 昭和42年 (1967) | 10 | 岡山県公害防止条例（旧条例）を制定                                               |                                      |
|              | 1  | 岡山県企画部に公害課を設置                                                   |                                      |
|              | 4  | 岡山市及び川上村（現真庭市）で「第18回全国植樹祭」を開催                                   |                                      |
|              | 8  |                                                                 | 公害対策基本法を制定                           |
|              | 9  | 通産省、県、倉敷市による、水島地区大気汚染防止対策協議会を設置                                 |                                      |
| 昭和43年 (1968) |    | 岡山県大気汚染防止対策協議会を設置                                               |                                      |
|              | 10 |                                                                 | 動力炉・核燃料開発事業団発足                       |
| 昭和43年 (1968) | 3  | 倉敷市がばい煙規制法の指定地域となる。                                             |                                      |

| 年              | 月  | 岡山県の動き                                                                                               | 国・全国の動き                                                                                                                   |
|----------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 43 年 (1968) | 3  | 県が倉敷市に大気汚染監視テレメータを設置し、常時監視測定を開始(昭和 45 年 4 月、倉敷市公害監視センター設立に伴い廃止)<br>倉敷市水島地区大気汚染防止対策を公表                |                                                                                                                           |
|                | 6  |                                                                                                      | 大気汚染防止法(硫黄酸化物K値第一次規制)及び騒音規制法を制定                                                                                           |
|                | 10 | 笠岡湾干拓に着手                                                                                             |                                                                                                                           |
| 昭和 44 年 (1969) | 2  |                                                                                                      | 硫黄酸化物に係る環境基準設定                                                                                                            |
|                | 4  | 移動測定車による大気測定開始                                                                                       | 水ノ山後山那岐山が国定公園に指定される。                                                                                                      |
|                | 5  |                                                                                                      | 初めての「公害白書」が国会に提出される。                                                                                                      |
|                | 9  |                                                                                                      | 自動車排出ガス規制(一酸化炭素)が実施される。                                                                                                   |
| 昭和 45 年 (1970) | 2  |                                                                                                      | 一酸化炭素に係る環境基準及び水質汚濁に係る環境基準設定                                                                                               |
|                | 5  | 湯原奥津地域を県立自然公園に指定                                                                                     |                                                                                                                           |
|                | 6  |                                                                                                      | 公害紛争処理法を制定                                                                                                                |
|                | 7  |                                                                                                      | 田子の浦港のヘドロ公害が問題となる。                                                                                                        |
|                | 8  | 岡山県公害対策本部が発足<br>高梁川水系、水島海域が、公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。                                             | BHC、DDT の稲作への使用が全面禁止される。                                                                                                  |
|                | 10 | 岡山県公害防止条例の旧条例を廃止し、新条例を制定<br>岡山県公害紛争処理条例を制定                                                           |                                                                                                                           |
|                | 11 | 公害紛争処理法に基づき、岡山県公害審査会を設置するとともに、県の公害苦情相談員、公害監視員を設置                                                     |                                                                                                                           |
|                | 12 | 水島地域公害防止計画を策定<br>(計画期間：昭和 46 年～50 年。以後、対象地域の見直しを受けながら、岡山・倉敷地域公害防止計画となった。)                            | いわゆる「公害国会」で、公害対策基本法、大気汚染防止法、騒音規制法等の大幅な改正及び水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律等の制定など、公害関係法律多数が制定及び改正される。 |
| 昭和 46 年 (1971) | 2  | 旭川・吉川水系、児島湾水域が、公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。                                                          |                                                                                                                           |
|                | 4  | 岡山県環境部を設置<br>岡山県公害研究所が開所                                                                             |                                                                                                                           |
|                | 5  |                                                                                                      | 騒音に係る環境基準設定                                                                                                               |
|                | 6  |                                                                                                      | 悪臭防止法を制定<br>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の制定                                                                                    |
|                | 7  |                                                                                                      | 環境庁が発足<br>第 1 回瀬戸内海環境保全知事・市長会議が神戸市で開催される。                                                                                 |
|                | 9  | 岡山県公害防止条例を改正                                                                                         |                                                                                                                           |
|                | 10 | 県が、備前市のブドウ葉枯れの原因はふっ素系ガスの疑いと発表                                                                        |                                                                                                                           |
|                | 11 | 倉敷地区・備前地区農作物被害対策協議会が発足<br>川崎製鉄(株)、水島共同火力(株)が、県、倉敷市と公害防止協定を締結。以後、県内の主要企業と協定を締結。                       |                                                                                                                           |
|                | 12 | 岡山県環境部に公害苦情処理局を設置<br>大気汚染防止法に基づくばいじん排出基準(上乗せ)条例、水質汚濁防止法に基づく排水基準(上乗せ)条例、自然保護条例を制定                     | 水質汚濁に係る環境基準及び水域類型を設定                                                                                                      |
|                |    |                                                                                                      |                                                                                                                           |
| 昭和 47 年 (1972) | 1  | 吉備路風土記の丘を県立自然公園に指定                                                                                   | 浮遊粒子状物質に係る環境基準設定                                                                                                          |
|                | 3  | 山陽新幹線、新大阪―岡山間が開通(昭和 50 年 3 月、全線開通)                                                                   |                                                                                                                           |
|                | 5  | 水島地域大気汚染夏期特別対策実施要綱を制定<br>県内 10 市の都市公害対策協議会が発足<br>備前市内の耐火煉瓦工場で排煙脱硫装置の稼働が始まる。<br>県酪農試験場に家畜ふん尿処理実験装置が完成 | 環境庁が初の環境白書を公表                                                                                                             |
|                | 6  | 水質汚濁防止法に基づく県の上乗せ排水基準条例が全面施行                                                                          | 公害被害者の救済を図るため、大気汚染防止法が改正され、無過失損害賠償責任制度が導入される。自然環境保全法を制定ストックホルムで「国連人間環境会議」開催「人間環境宣言」を採択                                    |
|                | 7  | 三菱席宇(株)に県下初の排煙脱硫装置が設置される。                                                                            |                                                                                                                           |
|                | 8  | 瀬戸内海に大量の赤潮が発生                                                                                        |                                                                                                                           |
|                | 12 | 岡山県自然保護基本計画を策定                                                                                       | 国連環境計画(UNEP)設立                                                                                                            |
|                |    |                                                                                                      |                                                                                                                           |
| 昭和 48 年 (1973) | 2  | 笠岡湾干拓の東堤防が締め切られる。<br>寄島干拓の潮止め工事が完成                                                                   |                                                                                                                           |

| 年             | 月  | 岡山県の動き                                                                                                          | 国・全国の動き                                  |
|---------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 昭和 48 年（1973） | 3  | 全国に先駆け、開発行為を許可制とする岡山県県土保全条例を制定<br>岡山県立自然公園条例を制定                                                                 |                                          |
|               | 4  | 備後地域公害対策協議会を設置                                                                                                  |                                          |
|               | 5  | 松くい虫の被害が拡大し、県に駆除推進本部を設置                                                                                         | 二酸化窒素、光化学オキシダントに係る環境基準設定。二酸化硫黄に係る環境基準改定。 |
|               | 6  | 岡山県水銀汚染対策推進本部を設置<br>水島の 4 工場が県漁連等の要求を受け、水銀使用部門の操業を停止（26 日に操業停止。交渉妥結により 28 日から操業再開。）                             | 工場排水による水銀汚染魚騒ぎが起こる。                      |
|               | 7  | 岡山県公有水面埋立協議会が発足                                                                                                 |                                          |
|               | 8  | 岡山県公害防止センターを設置                                                                                                  |                                          |
|               | 10 | 岡山県公害防止センターに大気汚染監視テレメータ中央局を設置し、常時監視を開始（環境 47 局、発生源 8 工場）                                                        | 瀬戸内海環境保全臨時措置法、公害健康被害補償法を制定               |
|               | 11 | 塩滝（落合町）と大平山権現山（有漢町）が県自然環境保全地域に、竜の口（岡山市）が県環境緑地保護地域に、大滝山（備前市）ほか 4 箇所が県郷土自然保護地域に、曹源寺の松並木（岡山市）ほか 3 箇所が県郷土記念物に指定される。 |                                          |
|               | 12 | 全国に先駆け、行政指導による水島地域の硫黄酸化物及び窒素酸化物の総量規制を実施                                                                         | 航空機騒音に係る環境基準を設定                          |
| 昭和 49 年（1974） | 1  | 県が、児島湖流域下水道計画を発表<br>岡山県農業試験場がい草の先枯れは硫黄酸化物が原因と発表                                                                 |                                          |
|               | 5  | 備前海域、玉野、児島、笠岡、牛窓の各海域、倉敷川、笹ヶ瀬川等の中小重要河川が公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。                                              |                                          |
|               | 6  | 岡山県警察本部が瀬戸内海汚濁事犯取締本部を設置                                                                                         | 大気汚染防止法が改正され、硫黄酸化物に係る総量規制制度を導入           |
|               | 9  | 笠岡・福山両市区域の大気汚染防止について、岡山県と広島県が覚書を交換<br>岡山県公害防止条例施行規則を一部改正                                                        | 総水銀、アルキル水銀の水質環境基準強化                      |
|               | 10 | （財）岡山県環境保全事業団を設立<br>中国自動車道、美作－落合間が開通（昭和 53 年 10 月県内全線開通）                                                        |                                          |
|               | 11 | 倉敷市水島地区が硫黄酸化物に係る総量規制地域に指定される。<br>水島の企業の硫黄酸化物による県南一帯のい草先枯れ被害の補償問題が解決（13,000 戸を対象に総額 10 億 3,000 万円を支払う。）          |                                          |
|               | 12 | 三菱石油水島製油所で、大量の重油流出事故が発生。流出量は 44,000kL に上り、瀬戸内海東半分に広がった。<br>備後地域公害防止計画を策定（現在に至る。）                                |                                          |
| 昭和 50 年（1975） | 2  | 岡山県大気汚染緊急対策実施要綱を施行<br>県が緑化総合計画を作成                                                                               | PCB に係る水質環境基準を設定                         |
|               | 4  | 県・沿線市町・国鉄で、新幹線騒音問題連絡会議を設立                                                                                       |                                          |
|               | 7  | 岡山県立森林公園が開園                                                                                                     | 新幹線鉄道騒音に係る環境基準を設定<br>新幹線鉄道振動対策指針値が示される。  |
|               | 8  | 香川県直島町にある三菱金属直島製錬所の越境公害問題で、岡山・香川両県、玉野市、直島町の 4 者が環境保全確認書に調印                                                      |                                          |
|               | 10 |                                                                                                                 | 環境庁が瀬戸内海富栄養化の調査に着手                       |
|               | 12 | 公害病地域として、水島・児島地区の一部、玉島乙島、玉野市日比・向日比・渋川、備前市の片上湾周辺が指定される。<br>水島以外の倉敷市が硫黄酸化物総量規制地域に指定される。                           |                                          |
| 昭和 51 年（1976） | 1  | 県が、瀬戸内海の富栄養化対策のため、1 日 50t 以上産業排水を排出する 175 工場に窒素、リンの削減を要請<br>第 1 回目の岡山県公害健康被害認定審査会を開催                            |                                          |
|               | 2  | 岡山・備前地域公害防止計画を策定（昭和 60 年度、地域見直しにより岡山地域公害防止計画となる。）                                                               |                                          |
|               | 3  | 笠岡湾干拓の干陸開始式が行われ、排水が始まる。                                                                                         |                                          |
|               | 4  | 岡山県公害防止センターと衛生研究所を統合し、岡山県環境保健センターを設置<br>三菱化成工業㈱（現三菱化学㈱）に県下初の排煙脱硝装置が設置される。                                       |                                          |
|               | 6  |                                                                                                                 | 振動規制法を制定                                 |
|               | 12 | 岡山県産業廃棄物処理基本計画を策定                                                                                               |                                          |
| 昭和 52 年（1977） | 1  |                                                                                                                 | 社団法人瀬戸内海環境保全協会が設立                        |
|               | 2  | 県が、県中部を横断する中国自然歩道の県内ルート案を発表                                                                                     |                                          |
|               | 3  | 県が、石油コンビナート等防災計画を定める。<br>県土利用の基本的指針となる、国土利用計画（岡山県計画）を策定                                                         |                                          |
|               | 4  | 山陽新幹線沿線地域に新幹線鉄道騒音に係る環境基準をあてはめ                                                                                   |                                          |
|               | 5  | 岡山県、広島県等が、福山・笠岡地域硫黄酸化物排出許容総量等の設定に合意                                                                             |                                          |



| 年              | 月  | 岡山県の動き                                                                                                                       | 国・全国の動き                              |
|----------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 昭和 52 年 (1977) | 5  | 岡山県環境保全事業団が産業廃棄物処分場（水島）の建設に着手<br>成羽町（現高梁市）吹屋の街並みが重要伝統的建造物群保存地区に選定される。                                                        |                                      |
|                | 6  | 倉敷市に係る硫黄酸化物総量削減計画を策定                                                                                                         |                                      |
|                | 8  |                                                                                                                              | 国連砂漠化防止会議開催。砂漠化防止行動計画を採択。            |
|                | 9  | 備前市に係る硫黄酸化物総量削減計画を策定                                                                                                         |                                      |
| 昭和 53 年 (1978) | 1  | 瀬戸大橋に係る環境影響評価書(案)に関する知事意見書を本四公団総裁に回答                                                                                         |                                      |
|                | 5  |                                                                                                                              | 瀬戸内海環境保全基本計画を閣議決定                    |
|                | 6  |                                                                                                                              | 瀬戸内海環境保全臨時措置法を瀬戸内海環境保全特別措置法に改正し、恒久法化 |
|                | 7  |                                                                                                                              | 二酸化窒素に係る環境基準を改定                      |
|                | 8  | 吉備高原都市、前期事業実施計画がまとまる。                                                                                                        |                                      |
|                | 9  | 瀬戸大橋の環境保全協定が岡山・香川両県の関係 6 自治体と本州四国連絡橋公団の間で締結される。<br>岡山県、香川県が、玉野市、直島町の硫黄酸化物排出総量の設定等に合意                                         |                                      |
|                | 10 | 瀬戸大橋着工                                                                                                                       |                                      |
|                | 11 | 県は、新岡山空港基本計画調査結果に基づき、岡山市日応寺地区を新岡山空港候補地に決定                                                                                    |                                      |
|                | 12 | 環境保全に関する環境影響評価指導綱を制定                                                                                                         |                                      |
| 昭和 54 年 (1979) | 3  | 国の天然記念物に鯉が窪湿性植物群落（旧哲西町）が指定される。                                                                                               |                                      |
|                | 5  | 水島に岡山県環境保全事業団の産業廃棄物処分場が完成                                                                                                    |                                      |
|                | 7  | 県、上齋原村（現鏡野町）、動力炉・核燃料開発事業団（現日本原原子力研究所）との間で、人形峠事業所周辺環境保全等に関する協定書を締結<br>岡山県環境保健センターに環境保車線監視テレメータシステムが完成し、動燃人形峠事業所周辺の環境放射線の監視を開始 |                                      |
|                | 9  | 動燃人形峠事業所で、ウラン濃縮試験工場が運転を開始                                                                                                    |                                      |
|                | 10 |                                                                                                                              | 滋賀県で琵琶湖富栄養化防止条例を制定し、合成洗剤を追放          |
|                | 11 | 岡山県郷土文化財団を設立                                                                                                                 |                                      |
|                | 12 | 備作山地地域を県立自然公園に指定                                                                                                             |                                      |
| 昭和 55 年 (1980) | 2  | 岡山県合成洗剤対策推進要綱を制定し、石けん等の使用を普及させるために必要な事項を定める。                                                                                 |                                      |
|                | 3  | 第 1 次水質（COD）総量削減計画を策定                                                                                                        |                                      |
|                | 5  | 第 1 期りん及びその化合物に係る削減指導方針を策定                                                                                                   | 幹線道路の沿道の整備に関する法律を制定                  |
| 昭和 56 年 (1981) | 2  | 岡山県、広島県等が、福山・笠岡地域窒素酸化物排出許容総量等の設定に合意                                                                                          |                                      |
|                | 3  | 岡山県自然海浜保全地区条例を制定                                                                                                             |                                      |
|                | 4  | 岡山県環境部と衛生部を統合し、環境保健部を設置<br>岡山県自然保護推進員設置要綱を制定                                                                                 |                                      |
|                | 5  | 吉備高原都市の建設に着手邑久町（現瀬戸内市）大平山に「野鳥の森」が完成県が、第 2 次総合緑化計画を策定倉敷地域窒素酸化物総量削減計画を策定し、行政指導による総量規制を実施                                       |                                      |
|                | 6  |                                                                                                                              | 窒素酸化物に係る総量規制制度を導入                    |
|                | 7  | 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関する県計画を公表                                                                                       |                                      |
|                | 11 | 本州四国連絡橋公団が岡山県等の要請を受け、景観上の配慮から瀬戸大橋の鷺羽山地区をオープンカットではなくトンネル方式に変更                                                                 |                                      |
| 昭和 57 年 (1982) | 3  | 西脇、宝伝、銚島、北木島楠及び北木島西の浦を自然海浜保全地区に指定                                                                                            |                                      |
|                | 5  |                                                                                                                              | ばいじん排出規制を強化                          |
|                | 6  | 児島湖流域下水道浄化センターの建設工事に着手                                                                                                       |                                      |
|                | 7  | 県が、空き缶散乱防止対策会議を設立                                                                                                            |                                      |
|                | 12 |                                                                                                                              | 湖沼の窒素及びりんに係る環境基準を設定                  |
| 昭和 58 年 (1983) | 1  | 中国四国歩道の県内ルートが完成                                                                                                              |                                      |
|                | 3  | 旭川中流地域を吉備清流県立自然公園に指定<br>沙美東及び前泊海岸を自然海浜保全地区に指定                                                                                |                                      |
|                | 5  |                                                                                                                              | 浄化槽法を制定                              |
|                | 9  | 新岡山空港の本体造成工事に着手                                                                                                              |                                      |
|                | 11 | 倉敷市の公害病認定患者等が、水島コンビナート大手企業 8 社を相手取り、大気汚染物質の排出差し止めと損害賠償を求め、岡山地裁に提訴（倉敷公害訴訟第 1 次訴訟）                                             |                                      |

| 年             | 月  | 岡山県の動き                                                                                         | 国・全国の動き                                       |
|---------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 昭和 59 年（1984） | 3  | 産業排水及び生活排水について、窒素、リンの排出抑制を図るため、岡山県公共用水域の富栄養化防止対策推進要綱を制定<br>岡山県騒音規制条例を制定<br>唐琴の浦を自然海浜保全地区に指定    |                                               |
|               | 7  |                                                                                                | 湖沼水質保全特別措置法を制定<br>トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針設定    |
|               | 8  | 使用済み乾電池の効果的な回収を行うため、県と乾電池の卸・小売業界等による岡山県乾電池等対策協議会を設立                                            | 環境影響評価実施要綱を制定                                 |
| 昭和 60 年（1985） | 1  | 環境庁の名水百選に塩釜冷泉（八束村・現真庭市）と雄町の冷泉（岡山市）が選ばれる。                                                       |                                               |
|               | 3  | 名水百選に岩井（上齋原村・現鏡野町）が追加選定される。                                                                    | オゾン層の保護に関するウィーン条約を採択                          |
|               | 4  | 騒音に係る環境基準のあてはめを開始                                                                              |                                               |
|               | 5  | 岡山県環境保健センターの大気汚染監視テレメータシステムを更新し、大気汚染監視体制を強化                                                    | 水質汚濁防止法施行令が一部改正され、窒素、リンが規制される。                |
|               | 6  | 県下の緑の少年隊の連携を深めるため、岡山県緑の少年隊連絡協議会を設立                                                             |                                               |
|               | 7  | 岡山県鷺羽山ビジターセンターが完成                                                                              |                                               |
|               | 8  | 県が、町並み保存地区整備事業を開始                                                                              |                                               |
|               | 12 | 勝山町（現真庭市）勝山地区を町並み保存地区に指定<br>児島湖が湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定される。                                     |                                               |
| 昭和 61 年（1986） | 2  | 岡山・備前地域公害防止計画の地域を見直し、岡山地域公害防止計画を策定                                                             |                                               |
|               | 3  | 第2次岡山県産業廃棄物処理計画を策定                                                                             |                                               |
|               | 4  | 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく、それぞれの規制地域及び規制基準を設定                                                       |                                               |
|               | 5  | 第2期りん及びその化合物に係る削減指導方針を策定                                                                       |                                               |
|               | 6  | 児島湖浄化対策本部を設置                                                                                   |                                               |
|               | 7  | 人形峠アトムサイエンス館が開館                                                                                |                                               |
|               | 8  | 岡山県児島湖浄化対策推進協議会が発足                                                                             |                                               |
|               | 11 | 倉敷市下津井地区を町並み保存地区に指定                                                                            |                                               |
| 昭和 62 年（1987） | 1  | 渋川海岸（玉野市）が白砂青松百選に選定される。                                                                        |                                               |
|               | 2  | 児島湖に係る湖沼水質保全計画（第1期）を策定                                                                         |                                               |
|               | 3  | 化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量規制基準を設定                                                                        |                                               |
|               | 5  | 岡山城跡と岡山後楽園が国の史跡に指定される。<br>第2次水質（COD）総量削減計画を策定                                                  |                                               |
|               | 6  |                                                                                                | 絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡等の規制に関する法律を制定                |
|               | 8  | 児島湖浄化対策推進協議会が「児島湖浄化推進月間」を実施<br>高梁市の「美観地区道路」が日本の道百選に選定される。                                      |                                               |
|               | 9  |                                                                                                | オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書を採択                  |
|               | 10 | 大原町（現美作市）古町地区を町並み保存地区に指定                                                                       |                                               |
|               | 12 | 瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更                                                                        |                                               |
| 昭和 63 年（1988） | 3  | 新岡山空港が開港。旧空港は岡南飛行場に改称<br>岡山県景観条例を制定                                                            |                                               |
|               | 4  | 瀬戸大橋が開通。瀬戸大橋鉄道騒音が社会問題化                                                                         |                                               |
|               | 5  |                                                                                                | 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律を制定                   |
|               | 8  | 上齋原村（現鏡野町）中津河捨石堆積場で自然界レベルより高い放射線量を検出し、動燃に恒久対策を講じさせる。                                           |                                               |
| 平成元年（1989）    | 2  | 県が、ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要領を策定                                                                  |                                               |
|               | 3  | 岡山県鳥獣生息分布調査報告書を作成<br>水島地域公害防止計画と岡山地域公害防止計画を統合し、岡山・倉敷地域公害防止計画を策定、現在に至る。<br>児島湖流域下水道浄化センターの供用を開始 | 水質汚濁防止法施行令を一部改正し、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に指定 |
|               | 4  |                                                                                                | 四塩化炭素の排出に係る暫定対策指導指針等を設定                       |
|               | 6  | 児島湖の水質浄化活動への支援や水質浄化に関する調査研究を行う（勸児島湖流域水質保全基金を設立                                                 | 石綿を特定粉じんとして規制する大気汚染防止法を一部改正                   |
|               | 9  |                                                                                                | 「地球環境保全に関する東京会議」開催                            |
|               | 10 | 津山市城東地区を町並み保存地区に指定                                                                             |                                               |
|               | 11 | 県は、景観に配慮した公共事業を行う上での指針となる「公共事業等景観形成基準」を指定                                                      |                                               |

| 年           | 月  | 岡山県の動き                                                                                                                      | 国・全国の動き                                                                                    |
|-------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成元年 (1989) | 11 | 美星町(現井原市)が全国に先駆けて、「美しい星空を守る美星町光害防止条例」を制定                                                                                    |                                                                                            |
|             | 12 | 瀬戸内海景観研究会が県知事に対し「瀬戸内海における景観の保全、形成を図るための共通の指針について(提言)」を提出                                                                    |                                                                                            |
| 平成2年 (1990) | 1  | 高梁地区を岡山県景観条例に基づく景観モデル地区に指定                                                                                                  |                                                                                            |
|             | 3  | 笠岡湾干拓が完成<br>岡山空港周辺地域に航空機騒音に係る環境基準をあてはめ                                                                                      |                                                                                            |
|             | 5  | 県が、酸性雨の実態調査を県下10箇所で開催                                                                                                       | ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁防止に係る暫定指導指針を設定                                                          |
|             | 6  |                                                                                                                             | モントリオール議定書第2回締結国会合でフロン等の全廃を決定<br>生活排水対策を視診するため、水質汚濁防止法を一部改正                                |
|             | 7  | 邑久町(現瀬戸内市)の産業廃棄物処分場で自然界レベルより高い放射線量を検出                                                                                       |                                                                                            |
|             | 8  | 岡山市足守地区を町並み保存地区に指定                                                                                                          |                                                                                            |
|             | 10 |                                                                                                                             | 地球環境保全関係閣僚会議で、地球温暖化防止行動計画を改定                                                               |
| 平成3年 (1991) | 2  | 建設省、県、関係市町村等で構成する岡山三川水質汚濁防止連絡協議会を設立<br>県内の産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の適正な処理等を推進するため、岡山県産業廃棄物協会を設立                                       |                                                                                            |
|             | 3  | 児島湖の総合的な環境保全を目的とした児島湖環境保全条例を制定<br>吉井川中流域を県立自然公園に指定<br>第3次水質(COD)総量削減計画を策定                                                   |                                                                                            |
|             | 4  |                                                                                                                             | 再生資源の利用の促進に関する法律を制定                                                                        |
|             | 5  | 建部町(現岡山市)で「全国野鳥保護のつどい」を開催<br>第3期りん及びその化合物に係る削減指導方針を策定                                                                       |                                                                                            |
|             | 7  | 児島湖環境保全審議会が発足。(平成6年7月に環境審議会に合併)                                                                                             | 水質汚濁防止法施行令を一部改正し、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンに係る特定施設を追加                                           |
|             | 8  |                                                                                                                             | 土壌の汚染に係る環境基準を設定                                                                            |
|             | 10 |                                                                                                                             | 廃棄物処理法の一部改正                                                                                |
|             | 11 | 岡山県自然保護センターを佐伯町(現和気町)に開設<br>県が環境影響評価項目に地球環境保全対策を追加<br>児島湖流域の環境保全に関する基本方針を策定                                                 |                                                                                            |
| 平成4年 (1992) | 1  | 公用車としては初の電気自動車を岡山県環境保健センターに配置                                                                                               |                                                                                            |
|             | 3  | 県が、第2期児島湖に係る湖沼水質保全計画を策定                                                                                                     |                                                                                            |
|             | 5  | 県域レベルで地球環境保全に貢献することを目的とした「県における地球環境問題への取組方針」を策定                                                                             | 気候変動枠組条約を採択                                                                                |
|             | 6  | 岡山後楽園、成羽町吹屋地区、旧閑谷学校の背後地などを県景観条例に基づく背景保全地区に指定<br>瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更                                                     | 「地球環境開発会議(地球サミット)」を開催<br>生物多様性条約、アジェンダ21等を採択<br>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律を制定<br>自動車Nox法を制定 |
|             | 12 | 県が「地球環境保全に配慮した県事業等の指針」を策定                                                                                                   |                                                                                            |
| 平成5年 (1993) | 3  | 県議会が、環境に配慮した行動を通じて人と他の生物との共存共栄を図ることを目的とする「環境宣言」を決議<br>児島湖流域を対象に窒素含有量及びりん含有量に係る上乗せ排水基準及び汚濁負荷量規制基準を設定<br>吉備高原都市の前期計画区域の基盤整備完了 | 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目を追加                                                               |
|             | 6  |                                                                                                                             | 悪臭防止法施行令を一部改正し、10物質を追加<br>水質汚濁防止法施行令を一部改正し、海域の窒素及びりんの排水基準を設定                               |
|             | 7  | 生活排水対策に重点を置いた清流保全対策を行うため、湯原ダム・旭川ダムの流域及び新成羽川ダムの流域にそれぞれ水質浄化対策推進協議会を設立                                                         |                                                                                            |
|             | 11 | 矢掛町矢掛地区を町並み保存地区に指定                                                                                                          | 環境基本法を制定                                                                                   |
|             | 12 |                                                                                                                             | 水質汚濁防止法施行令を一部改正し、13項目の有害物質を追加<br>生物の多様性に関する条約発効                                            |
| 平成6年 (1994) | 3  | 玉野市と倉敷市にまたがる渋川・王子が岳地区を県景観条例に基づく景観モデル地区に指定<br>倉敷公害訴訟第1次訴訟の一審判決。工場排煙による因果関係を認め、企業                                             |                                                                                            |

| 年              | 月  | 岡山県の動き                                                                                                                                                             | 国・全国の動き                                                                        |
|----------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 6 年 (1994)  | 3  | 8社に約1億9千万円のしはらいを命じる。(控訴)<br>県が、自然保護のため毛無山(新庄村)周辺に広がるブナ林約191haを買収<br>県が「地球にやさしい地域づくり指針」を策定                                                                          |                                                                                |
|                | 4  | 岡山県環境保健部を環境部門と保健部門に分離し、環境部門を地域振興部に移す。                                                                                                                              |                                                                                |
|                | 6  |                                                                                                                                                                    | 第1回「環境の日」のキャンペーンが開催される。                                                        |
|                | 7  |                                                                                                                                                                    | 瀬戸内海環境保全基本計画の一部を変更する閣議決定                                                       |
|                | 8  | 新庄村新城地区を町並み保存地区に指定                                                                                                                                                 |                                                                                |
|                | 9  |                                                                                                                                                                    | 廃棄物処理法を一部改正し、有害物質を追加                                                           |
|                | 12 |                                                                                                                                                                    | 第一次環境基本計画を閣議決定                                                                 |
| 平成 7 年 (1995)  | 3  | 第3次岡山県産業廃棄物処理計画を策定<br>公募により「県民の鳥」をホトトギスからキジに変更                                                                                                                     |                                                                                |
|                | 4  | 岡山県建設副産物対策基本計画(おかやまりサイクルプラン21)を策定                                                                                                                                  | 悪臭防止法施行令を一部改正し、臭気指数規制を導入                                                       |
|                | 6  |                                                                                                                                                                    | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)を制定                                      |
|                | 7  | 県が景観モニター制度を導入。92人の景観モニターを委嘱                                                                                                                                        |                                                                                |
|                | 8  | 行政機関と家電量販店などによる、岡山県フロン回収等推進会議を発足                                                                                                                                   |                                                                                |
|                | 9  | 倉敷市玉島地区を町並み保存地区に指定                                                                                                                                                 |                                                                                |
|                | 10 |                                                                                                                                                                    | 地球環境保全に関する関係閣僚会議で、生物多様性国家戦略を決定                                                 |
| 平成 8 年 (1996)  | 12 |                                                                                                                                                                    | 在来鉄道の騒音対策指針を設定                                                                 |
|                | 2  | 中国四国農政局が、児島湖へドロしゅんせつ工事を開始                                                                                                                                          |                                                                                |
|                | 3  | 第2次岡山県自然保護基本計画を策定岡山県緑の環境づくり計画を策定                                                                                                                                   |                                                                                |
|                | 4  | 岡山県地域振興部に環境保全局を設置<br>「廃冷蔵庫等からのフロン回収マニュアル」を作成                                                                                                                       |                                                                                |
|                | 5  |                                                                                                                                                                    | 大気汚染防止法を一部改正し、有害大気汚染物質対策推進の規定を整備                                               |
|                | 6  |                                                                                                                                                                    | 水質汚濁防止法の一部改正                                                                   |
|                | 7  | 「日本の音景観百選」に「諏訪洞・備中川のせせらぎと水車」(北房町・現真庭市)と「新庄宿の小川」(新庄村)が選定される。<br>「日本の渚・百選」に渋川海岸(玉野市)と沙美海岸(倉敷市)が選定される。<br>第4次水質(COD)総量削減計画を策定<br>第4期窒素及びその化合物並びにりん及びその化合物に係る削減指導方針を策定 |                                                                                |
|                | 8  | 児島湖に流入する笹ヶ瀬川、倉敷市川、妹尾川の河口付近で「淡水赤潮」が異常発生                                                                                                                             |                                                                                |
|                | 10 | 岡山県環境基本条例を制定                                                                                                                                                       |                                                                                |
|                | 12 | 倉敷公害訴訟が、被告企業8社の和解金13億200万円の支払いにより13年ぶりに和解成立                                                                                                                        |                                                                                |
| 平成 9 年 (1997)  | 2  | 岡山県分別収集促進計画を策定                                                                                                                                                     |                                                                                |
|                | 3  | 岡山県清流保全条例総合指針(おかやま清流ガイドライン)を策定<br>児島湖水辺環境整備基本計画を策定<br>第3期児島湖に係る湖沼水質保全計画を策定                                                                                         | 地下水の水質汚濁に係る環境基準を設定                                                             |
|                | 4  | 岡山県環境基本条例を施行                                                                                                                                                       | 容器包装リサイクル法本格施行<br>瀬戸内海の全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型指定(播磨灘北西部、水島港区水島地先海域、備讃瀬戸(イ)(ロ)(ハ)) |
|                | 6  |                                                                                                                                                                    | 環境影響評価法を制定<br>廃棄物処理法の一部改正公布                                                    |
|                | 8  |                                                                                                                                                                    | ダイオキシン類の規制のため廃棄物処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法の省令等改正                                     |
|                | 9  | 瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更                                                                                                                                            | ダイオキシン類の大気環境指針値の設定                                                             |
|                | 12 |                                                                                                                                                                    | 地球温暖化防止京都会議(COP3)が開催され、「京都議定書」を採択                                              |
| 平成 10 年 (1998) | 2  | 岡山県フロン回収・処理推進協議会を設置                                                                                                                                                |                                                                                |
|                | 3  | 岡山県環境基本計画(エコビジョン2010)を策定<br>平成9年版岡山県環境白書を作成(以後、毎年作成)<br>瀬戸内海の全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型指定(児島湾、児島湾沖、牛窓地先海域)                                                               |                                                                                |

| 年              | 月  | 岡山県の動き                                                                                                                                                                                                                                        | 国・全国の動き                                                                                      |
|----------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 10 年 (1998) | 3  | 岡山県ごみ処理広域化計画を策定<br>「日本の水浴場 55 選」に渋川海水浴場が選定される。                                                                                                                                                                                                |                                                                                              |
|                | 4  | 岡山県地域振興部を再編整備し、生活環境部を設置                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                              |
|                | 6  |                                                                                                                                                                                                                                               | 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）を制定                                                                    |
|                | 9  |                                                                                                                                                                                                                                               | 騒音に係る環境基準を改正                                                                                 |
|                | 10 |                                                                                                                                                                                                                                               | 核燃料リサイクル開発機構発足<br>地球温暖化対策の推進に関する法律を制定                                                        |
|                | 11 | グリーンオフィス推進プログラム（GOP）を策定                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                              |
|                | 12 |                                                                                                                                                                                                                                               | ダイオキシン暫定排出基準の施行                                                                              |
| 平成 11 年 (1999) | 2  |                                                                                                                                                                                                                                               | 人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質に係る環境基準項目に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素、ふっ素の 3 項目を追加                              |
|                | 3  | 岡山県環境影響評価等に関する条例を制定<br>岡山県フロン回収・処理マニュアルを策定<br>騒音に係る新環境基準の類型指定を見直し                                                                                                                                                                             |                                                                                              |
|                | 4  | グリーンオフィス推進プログラムを出先機関を含め全面实施<br>騒音に係る新環境基準の類型指定を施行                                                                                                                                                                                             | 騒音に係る新環境基準を施行<br>地球温暖化対策の推進に関する法律（※）を全面实施                                                    |
|                | 6  | 岡山県環境影響評価等に関する条例を施行                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                              |
|                | 7  | リサイクル推進店制度を創設第 2 期岡山県分別収集促進計画を策定                                                                                                                                                                                                              |                                                                                              |
|                | 9  | 岡山県アイドリングストップ指針を策定                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                              |
|                | 12 | 岡山県フロン回収実施店表示制度を発足                                                                                                                                                                                                                            | 原子力災害対策特別措置法を制定                                                                              |
| 平成 12 年 (2000) | 1  |                                                                                                                                                                                                                                               | ダイオキシン類対策特別措置法を施行<br>尼崎公害訴訟判決                                                                |
|                | 3  | 第 4 次岡山県産業廃棄物処理計画を策定<br>岡山エコ・ドライブ 2010 を公募（平成 13 年 3 月末まで）<br>ツキノワグマ保護管理計画（平成 12 年度～14 年度）を策定                                                                                                                                                 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）を部分施行                                              |
|                | 4  |                                                                                                                                                                                                                                               | 自動車騒音の要請限度を定める省令（改正）を施行<br>容器包装リサイクル法を完全実施                                                   |
|                | 6  |                                                                                                                                                                                                                                               | 廃棄物処理法を一部改正<br>食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）を制定<br>浄化槽法を一部改正（単独浄化槽の原則禁止）<br>循環型社会形成推進基本法を制定 |
|                | 8  | 岡山県環境マネジメントシステムに係る環境方針及び環境目的・目標を設定しシステムの運用を開始                                                                                                                                                                                                 |                                                                                              |
|                | 9  | 第 12 回「星空の街・あおぞらの街」全国大会を美星町（現井原市）で開催                                                                                                                                                                                                          |                                                                                              |
|                | 12 |                                                                                                                                                                                                                                               | 第二次環境基本計画を閣議決定<br>瀬戸内海環境保全基本計画の変更を閣議決定                                                       |
| 平成 13 年 (2001) | 1  |                                                                                                                                                                                                                                               | 循環型社会形成推進基本法を全面实施<br>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を部分施行                                   |
|                | 2  | 県本庁舎の事務事業を対象とする岡山県環境マネジメントシステムについて、ISO14001 を取得                                                                                                                                                                                               |                                                                                              |
|                | 3  | 第 3 次岡山県自然保護基本計画を策定<br>岡山県みどりの総合基本計画（グリーンプラン 2010）を策定<br>臭気指数規制を行う地域（赤坂町の一部のほか 2 町）を県内で初めて指定（平成 13 年 10 月施行）<br>平成 13 年選定「日本の水浴場 88 選」に渋川海水浴場が選定される。<br>グリーンオフィス推進プログラム（GOP）を地球温暖化防止実行計画として全面改正（第 2 期計画）<br>人形峠環境技術センターにおけるウラン濃縮原型プラントの役務運転終了 | 土壌の汚染に係る環境基準項目にふっ素及びほう素の 2 項目を追加                                                             |
|                | 4  |                                                                                                                                                                                                                                               | 家電リサイクル法を全面实施<br>ジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準を設定<br>資源の有効な利用の促進に関する法律を全面实施<br>グリーン購入法全面实施           |
|                | 5  |                                                                                                                                                                                                                                               | 食品リサイクル法を全面实施                                                                                |
|                | 6  |                                                                                                                                                                                                                                               | 自動車 NOx 法を改正した自動車 NOx・PM 法を制定                                                                |



| 年             | 月  | 岡山県の動き                                                                                                                                                                        | 国・全国の動き                                                                                                      |
|---------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 13 年（2001） | 6  |                                                                                                                                                                               | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特措法）を制定                                                                   |
|               | 7  |                                                                                                                                                                               | 水質汚濁防止法施行令を一部改正し、ほう素、ふっ素、アンモニア等の3項目を有害物質に追加し、石炭を原料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設を特定施設に追加                                |
|               | 12 | 岡山県循環型社会形成推進条例を制定                                                                                                                                                             | 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）を部分施行                                                              |
| 平成 14 年（2002） | 3  | 児島湖に係る湖沼水質保全計画（第4期）を策定 岡山県フロン回収・処理推進協議会を廃止し、岡山県フロン回収・処理推進連絡会議を設置（平成14年4月施行） 岡山県におけるタンチョウ将来構想を策定 岡山県地球温暖化防止行動計画を策定 岡山県廃棄物処理計画を策定                                               | 新地球温暖化対策推進大綱決定 毛無地域 1,174ha を大山隠岐国立公園に編入地球環境保全に関する関係閣僚会議で新生物多様性国家戦略を決定                                       |
|               | 4  | 岡山県快適な環境の確保に関する条例を施行<br>岡山県環境への負荷の低減に関する条例（環境負荷低減条例）を施行<br>岡山県循環型社会形成推進条例を施行                                                                                                  | PRTR 法を本格施行<br>フロン回収破壊法を本格施行                                                                                 |
|               | 5  | 岡山県地球温暖化防止活動推進センターを指定                                                                                                                                                         | 土壤汚染対策法を制定<br>建設リサイクル法を全面施行                                                                                  |
|               | 6  |                                                                                                                                                                               | 地球温暖化対策の推進に関する法律を一部改正<br>京都議定書締結                                                                             |
|               | 7  | 第5次水質（COD,N,P）総量削減計画策定<br>瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画を改定<br>第3期岡山県分別収集促進計画を策定                                                                                                         | ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準を設定<br>鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律を改正し、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を制定<br>使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）を制定 |
|               | 8  | 岡山県地球温暖化防止活動推進員を委嘱<br>「エコパートナーシップおかやま」設立                                                                                                                                      |                                                                                                              |
|               | 9  | アースキーパーメンバーシップ制度を創設                                                                                                                                                           | 持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）を開催。実施計画、持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言等を採択                                             |
|               | 10 | 環境負荷低減条例中、ベンゼン規制、アイドリング・ストップ、廃食用油排出禁止を施行<br>岡山県再生品の使用の促進に関する指針を施行                                                                                                             | フロン回収破壊法を全面施行                                                                                                |
|               | 11 | 「おかやまの自然百選」を選定                                                                                                                                                                |                                                                                                              |
| 平成 15 年（2003） | 2  |                                                                                                                                                                               | 土壤汚染対策法を施行                                                                                                   |
|               | 3  | 岡山県環境基本計画（エコビジョン2010）を改訂<br>ツキノワグマ保護管理計画（平成15年度～18年度）を策定<br>ニホンジカ保護管理計画（平成15年度～18年度）を策定<br>県が毛無山（新庄村）のブナ林約70haを追加買収<br>岡山県版レッドデータブック発刊<br>岡山県エコ製品の認定を開始<br>ごみゼロガイドライン（汚泥編）を策定 |                                                                                                              |
|               | 4  | 岡山県産業廃棄物処理税条例を施行<br>岡山県グリーン調達ガイドラインを策定                                                                                                                                        | 自然公園法を一部改正                                                                                                   |
|               | 6  |                                                                                                                                                                               | 廃棄物処理法を一部改正<br>特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）を制定                                                         |
|               | 7  | 岡山県立自然公園条例を一部改正                                                                                                                                                               | 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を制定                                                                             |
|               | 8  |                                                                                                                                                                               | 銚子・坊子島（玉野市）及び住吉島（備前市）を瀬戸内海国立公園に編入                                                                            |
|               | 10 | 「環境おかやま大賞」を創設                                                                                                                                                                 |                                                                                                              |
|               | 11 |                                                                                                                                                                               | 水生生物の保全に係る水質環境基準を設定<br>全亜鉛を環境基準に追加                                                                           |
|               | 12 | 岡山県希少野生動植物保護条例を制定                                                                                                                                                             |                                                                                                              |
|               |    |                                                                                                                                                                               |                                                                                                              |
| 平成 16 年（2004） | 2  | 岡山エコ事業所認定制度を創設                                                                                                                                                                |                                                                                                              |
|               | 3  | ごみゼロガイドライン（鉦さい編）を策定<br>岡山県循環資源総合情報支援センターとして（財）岡山県環境保全事業団を指定<br>岡山エコタウンプランを策定                                                                                                  |                                                                                                              |
|               | 4  |                                                                                                                                                                               | 廃棄物処理法を一部改正                                                                                                  |
|               | 5  | 「瀬戸内海国立公園指定70周年記念のつどい」を開催                                                                                                                                                     | 大気汚染防止法を一部改正（揮発性有機化合物規制の導入）                                                                                  |

| 年              | 月  | 岡山県の動き                                                                                                                                                                                          | 国・全国の動き                                                                                   |
|----------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 16 年 (2004) | 6  |                                                                                                                                                                                                 | 景観法を制定環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律を制定特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (外来生物法) を制定 |
|                | 10 | 景観保全のため県が総社市上林の吉備路風土記の丘北駐車場用地を買収                                                                                                                                                                |                                                                                           |
|                | 12 |                                                                                                                                                                                                 | (独)日本原子力研究開発機構法を制定                                                                        |
| 平成 17 年 (2005) | 1  |                                                                                                                                                                                                 | 自動車リサイクル法を全面施行                                                                            |
|                | 2  |                                                                                                                                                                                                 | 京都議定書発効                                                                                   |
|                | 3  | ごみゼロガイドライン (ばいじん・燃え殻編) を策定                                                                                                                                                                      |                                                                                           |
|                | 4  | 環境負荷低減条例中、ディーゼル自動車粒子状物質削減規定を施行                                                                                                                                                                  | 京都議定書目標達成計画決定                                                                             |
|                | 5  |                                                                                                                                                                                                 | 浄化槽法を一部改正<br>廃棄物処理法を一部改正                                                                  |
|                | 7  | 第 4 期岡山県分別収集促進計画を策定                                                                                                                                                                             |                                                                                           |
|                | 10 | 産業廃棄物処理業者の評価制度を導入・実施                                                                                                                                                                            | 国内 7 箇所に地方環境事務所が設置                                                                        |
|                | 12 |                                                                                                                                                                                                 | 大気汚染防止法を一部改正 (アスベスト関係規制強化)                                                                |
| 平成 18 年 (2006) | 1  | 岡山県アスベスト対策協議会を設立                                                                                                                                                                                |                                                                                           |
|                | 2  |                                                                                                                                                                                                 | 廃棄物処理法を一部改正<br>大気汚染防止法等アスベスト関係法令を一部改正                                                     |
|                | 3  | イノシシ保護管理計画 (平成 18 年度) を策定<br>グリーンオフィス推進プログラム (GOP) を全面改正 (第 3 期計画)                                                                                                                              | 石綿による健康被害の救済に関する法律施行                                                                      |
|                | 4  |                                                                                                                                                                                                 | 第三次環境基本計画を閣議決定                                                                            |
|                | 5  | 「快水浴場百選」に渋川海水浴場が選定される。                                                                                                                                                                          |                                                                                           |
|                | 6  |                                                                                                                                                                                                 | 容器包装リサイクル法を一部改正<br>フロン回収・破壊法を一部改正<br>鳥獣保護法を一部改正                                           |
| 平成 19 年 (2007) | 3  | 第 10 次鳥獣保護事業計画を策定<br>第 3 期ツキノワグマ保護管理計画を策定<br>第 2 期ニホンジカ保護管理計画を策定<br>第 2 期イノシシ保護管理計画を策定<br>岡山県省エネルギービジョンを策定<br>第 5 期児島湖に係る湖沼水質保全計画を策定<br>児島湖の長期ビジョンを策定<br>新岡山県ごみ処理広域化計画を策定<br>第 2 次岡山県廃棄物処理計画を策定 | エコツーリズム推進法を制定                                                                             |
|                | 6  | 第 6 次水質 (COD,N,P) 総量削減計画を策定                                                                                                                                                                     |                                                                                           |
|                | 7  | 第 5 期岡山県分別収集促進計画を策定                                                                                                                                                                             |                                                                                           |
|                | 8  | 不法投棄防止ネットワークおかやまを設立                                                                                                                                                                             |                                                                                           |
|                | 9  | 晴れの国おかやま景観計画を策定<br>岡山県景観条例の一部改正                                                                                                                                                                 |                                                                                           |
|                | 11 |                                                                                                                                                                                                 | 第 3 次生物多様性国家戦略を閣議決定                                                                       |
|                | 12 |                                                                                                                                                                                                 | 鳥獣被害防止特措法の制定                                                                              |
| 平成 20 年 (2008) | 2  | 新岡山県環境基本計画 (エコビジョン 2020) を策定<br>ごみゼロガイドライン (廃プラスチック編) を策定                                                                                                                                       |                                                                                           |
|                | 3  | 岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定<br>高梁川中流 (1) の環境基準に係る類型指定を変更                                                                                                                                             |                                                                                           |
|                | 4  | 唐琴の浦自然海浜保全地区の区域を変更<br>岡山県中北部大気汚染緊急時対策実施要領を施行                                                                                                                                                    |                                                                                           |
|                | 5  | 瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画を改定                                                                                                                                                                          |                                                                                           |
|                | 6  | 環境省の「平成の名水百選」に夏日の極上水 (新見市) が選ばれる。                                                                                                                                                               | 生物多様性基本法を制定                                                                               |
|                | 7  |                                                                                                                                                                                                 | 北海道洞爺湖サミット開催                                                                              |
|                | 12 | 環境負荷低減条例を一部改正                                                                                                                                                                                   |                                                                                           |
| 平成 21 年 (2009) | 3  | 児島湖流域に適用される化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量規制基準の改正児島湾締切堤防完成 50 周年記念事業実施                                                                                                                            |                                                                                           |
|                | 4  | 岡山県独自の新岡山県環境マネジメントシステムの運用を開始                                                                                                                                                                    | 土壌汚染対策法を一部改正                                                                              |
|                | 6  |                                                                                                                                                                                                 | 自然公園法及び自然環境保全法を一部改正                                                                       |
|                | 7  |                                                                                                                                                                                                 | 海岸漂着物処理推進法を制定                                                                             |
|                | 9  |                                                                                                                                                                                                 | 国連気候変動サミット開催 (ニューヨーク)<br>微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準を設定                                        |
|                | 11 |                                                                                                                                                                                                 | 水質汚濁に係る環境基準項目に 1,4-ジオキサン、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目に塩化ビニルモ                                         |

| 年              | 月  | 岡山県の動き                                                                                                                            | 国・全国の動き                                                                        |
|----------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 21 年 (2009) | 11 |                                                                                                                                   | ノマー、1,2-ジクロロエチレン及び 1,4-ジオキサンの 3 項目を追加                                          |
|                | 12 |                                                                                                                                   | 第 15 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP15) 開催 (コペンハーゲン)                                       |
| 平成 22 年 (2010) | 3  | 岡山県版レッドデータブック 2009 発刊                                                                                                             | 生物多様性国家戦略 2010 を閣議決定                                                           |
|                | 4  | 本庁組織再編に伴い、環境文化部を設置<br>岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱を改正                                                                                         |                                                                                |
|                | 5  |                                                                                                                                   | 廃棄物処理法を一部改正<br>大気汚染防止法及び水質汚濁防止法を一部改正                                           |
|                | 6  | 岡山県統一ノーレジ袋デーの創設                                                                                                                   |                                                                                |
|                | 8  | 第 6 期岡山県分別収集促進計画を策定                                                                                                               |                                                                                |
|                | 10 | 岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を改定                                                                                                            | 生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) 開催 (名古屋)                                            |
|                | 11 | 環境負荷低減条例に基づく、一定規模以上の事業者による温室効果ガス排出削減計画の公表開始                                                                                       |                                                                                |
|                | 12 |                                                                                                                                   | 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律 (生物多様性地域連携促進法) を制定 (平成 23 年 10 月施行) |
| 平成 23 年 (2011) | 3  | 環境負荷低減条例を一部改正<br>岡山県自然保護条例及び岡山県立自然公園条例を一部改正<br>第 4 次岡山県自然保護基本計画を策定<br>おかやま新エネルギービジョンを策定                                           | 東日本大震災が発生<br>福島第一原子力発電所事故が発生                                                   |
|                | 4  |                                                                                                                                   | 環境影響評価法を一部改正                                                                   |
|                | 6  |                                                                                                                                   | 水質汚濁防止法を一部改正<br>環境保全活動・環境教育推進法を一部改正 (環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律=環境教育等促進法)        |
|                | 10 | 岡山県地球温暖化防止行動計画 (区域施策編) を策定                                                                                                        |                                                                                |
|                | 11 | 岡山県地球温暖化防止行動計画 (事務事業編) (第 4 期グリーンオフィス推進プログラム) を策定                                                                                 |                                                                                |
| 平成 24 年 (2012) | 2  | 第 7 次水質 (COD,N,P) 総量削減計画を策定<br>第 3 次岡山県廃棄物処理計画を策定                                                                                 |                                                                                |
|                | 3  | 第 6 期児島湖に係る湖沼水質保全計画を策定<br>環境負荷低減条例を一部改正<br>第 11 次鳥獣保護事業計画を策定<br>第 4 期ツキノワグマ保護管理計画を策定<br>第 3 期ニホンジカ保護管理計画を策定<br>第 3 期イノシシ保護管理計画を策定 |                                                                                |
|                | 4  |                                                                                                                                   | 第四次環境基本計画を閣議決定                                                                 |
|                | 7  |                                                                                                                                   | 再生可能エネルギー固定価格買取制度開始                                                            |
|                | 9  |                                                                                                                                   | 生物多様性国家戦略 2012-2020 を閣議決定                                                      |
|                |    |                                                                                                                                   |                                                                                |
| 平成 25 年 (2013) | 2  | 新岡山環境基本計画 (エコビジョン 2020) を改訂                                                                                                       |                                                                                |
|                | 3  | 自然との共生おかやま戦略を策定                                                                                                                   |                                                                                |
|                | 4  | 岡山県微小粒子状物質 (PM2.5) の注意喚起に係る実施要領を策定                                                                                                |                                                                                |
|                | 5  | 岡山県電気自動車充電器設置ビジョンを策定                                                                                                              |                                                                                |
|                | 6  |                                                                                                                                   | フロン回収破壊法をフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法) に改正<br>外来生物法を一部改正大気汚染防止法を一部改正    |
|                | 8  | 第 7 期岡山県分別収集計画を策定                                                                                                                 |                                                                                |
|                |    |                                                                                                                                   |                                                                                |
| 平成 26 年 (2014) | 3  | 新岡山県環境基本計画 (エコビジョン 2020) 改訂版を一部修正                                                                                                 |                                                                                |
|                | 4  |                                                                                                                                   | 絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略の策定                                                         |
|                | 5  |                                                                                                                                   | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を一部改正                                                       |
|                | 6  |                                                                                                                                   | 環境影響評価法を一部改正                                                                   |
|                | 7  |                                                                                                                                   | 瀬戸内海国立公園指定 80 周年記念式典が香川県で開催                                                    |
|                | 10 |                                                                                                                                   | 「ESD に関するユネスコ世界会議」を岡山市及び名古屋で開催 (～11 月)                                         |
| 平成 27 年 (2015) | 2  |                                                                                                                                   | 瀬戸内海環境保全基本計画の変更を閣議決定                                                           |
|                | 3  | 沙美東及び唐琴の浦自然海浜保全地区の区域を変更                                                                                                           | 瀬戸内海の水生生物の保全に係る環境基準の水域類型指定 (播磨灘西北部、備讃瀬戸)<br>外来種被害防止行動計画及び生態系被害防止外来種リストを公表      |

| 年              | 月  | 岡山県の動き                                                                                                                                                                                                                                                                             | 国・全国の動き                                                             |
|----------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 平成 27 年 (2015) | 4  |                                                                                                                                                                                                                                                                                    | フロン排出抑制法施行                                                          |
|                | 5  | 第 11 次鳥獣保護管理事業計画を改定<br>ツキノワグマ保護計画を改定<br>ニホンジカ管理計画を改定<br>イノシシ管理計画を改定                                                                                                                                                                                                                |                                                                     |
|                | 6  |                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 大気汚染防止法を一部改正                                                        |
|                | 9  |                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 国連サミットがニューヨークで開催され、「持続可能な開発目標 (SDGs)」を策定した持続可能な開発のための 2030 アジェンダを採択 |
|                | 10 |                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 瀬戸内海環境保全特別措置法を一部改正                                                  |
|                | 11 |                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 気候変動の影響への適応計画を閣議決定                                                  |
|                | 12 | 環境負荷低減条例を一部改正                                                                                                                                                                                                                                                                      | 気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) がパリで開催され、「パリ協定」を採択                      |
| 平成 28 年 (2016) | 3  | 岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画を策定<br>岡山県災害廃棄物処理計画を策定                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                     |
|                | 5  |                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 地球温暖化対策計画を閣議決定                                                      |
|                | 8  | 第 8 期岡山県分別収集計画を策定                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                     |
|                | 10 | 瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画を変更                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                     |
|                | 11 |                                                                                                                                                                                                                                                                                    | パリ協定を批准                                                             |
| 平成 29 年 (2017) | 2  | 新岡山県環境基本計画 (エコビジョン 2020) を 2 次改訂                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                     |
|                | 3  | おかやま新エネルギービジョンを改定<br>岡山県地球温暖化防止行動計画 (区域施策編) を改定<br>岡山県クール・エコ・オフィス・プラン (岡山県地球温暖化防止行動計画 (事務事業編)) を策定<br>児島湖に係る湖沼水質保全計画 (第 7 期) を策定<br>岡山県微小粒子状物質 (PM2.5) の注意喚起に係る実施要領を改定<br>第 4 次岡山県廃棄物処理計画を策定<br>第 12 次鳥獣保護管理事業計画を策定<br>第 5 期ツキノワグマ保護計画を策定<br>第 4 期ニホンジカ管理計画を策定<br>第 4 期イノシシ管理計画を策定 |                                                                     |
|                | 4  |                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 土壌の汚染に係る環境基準項目にクロロエチレン及び 1,4-ジオキサンを追加                               |
|                | 5  |                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 土壌汚染対策法を一部改正                                                        |
|                | 6  | 第 8 次岡山県水質総量削減計画を策定                                                                                                                                                                                                                                                                | 廃棄物処理法を一部改正                                                         |
|                |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                     |
| 平成 30 年 (2018) | 3  | 環境負荷低減条例を一部改正                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                     |
|                | 4  |                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 第五次環境基本計画を閣議決定                                                      |
|                | 6  |                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 気候変動適応法を制定                                                          |
|                | 7  | 平成 30 年 7 月豪雨災害が発生                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                     |
|                | 8  | 倉敷市及び総社市から平成 30 年 7 月豪雨災害で発生した災害廃棄物処理に関する事務の受託循環型社会推進課内に災害廃棄物対策室を設置                                                                                                                                                                                                                |                                                                     |
|                | 11 |                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 気候変動適応計画を閣議決定                                                       |
|                | 12 |                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 気候変動適応法を施行                                                          |
| 平成 31 年 (2019) | 3  | 環境負荷低減条例を一部改正                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                     |
|                | 4  | 第 12 次鳥獣保護管理事業計画の改定<br>第 1 期ニホンザル管理計画を策定                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                     |
|                |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                     |
| 令和元年 (2019)    | 6  |                                                                                                                                                                                                                                                                                    | フロン排出抑制法を一部改正<br>浄化槽法を一部改正                                          |
|                | 7  | 岡山県環境影響評価等に関する条例の対象事業に太陽電池発電所を追加                                                                                                                                                                                                                                                   | 環境影響評価法の対象事業に太陽電池発電所を追加                                             |
|                | 8  | 第 9 期岡山県分別収集計画を策定                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                     |
|                | 10 | 岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例を施行                                                                                                                                                                                                                                                         | 食品ロス削減推進法を施行                                                        |
| 令和 2 年 (2020)  | 1  |                                                                                                                                                                                                                                                                                    | パリ協定本格運用開始                                                          |
|                | 3  | 岡山県版レッドデータブック 2020 を発行<br>岡山県災害廃棄物処理計画を改訂                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                     |
|                | 4  | 平成 30 年 7 月豪雨で発生した災害廃棄物処理に関する事務受託分の処理完了                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                     |
|                | 6  | 平成 30 年 7 月豪雨により県内で発生した災害廃棄物の処理完了                                                                                                                                                                                                                                                  | 大気汚染防止法を一部改正                                                        |
|                | 7  | 2050 年カーボンニュートラルを宣言                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                     |
|                | 10 |                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 2050 年カーボンニュートラルを宣言                                                 |
| 令和 3 年 (2021)  | 2  | 岡山県環境基本計画 (エコビジョン 2040) を策定                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                     |
|                | 3  | 第 5 次岡山県自然保護基本計画を改訂<br>岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を改定<br>岡山県環境影響評価等に関する条例を一部改正                                                                                                                                                                                                             |                                                                     |

| 年          | 月  | 岡山県の動き                                                                                                                           | 国・全国の動き                                                                    |
|------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 令和3年（2021） | 6  |                                                                                                                                  | 地球温暖化対策推進法を一部改正<br>地域脱炭素ロードマップ策定<br>瀬戸内海環境保全特別措置法を一部改正<br>プラスチック資源循環促進法を制定 |
|            | 10 |                                                                                                                                  | 地球温暖化対策計画改定                                                                |
| 令和4年（2022） | 2  |                                                                                                                                  | 瀬戸内海環境保全基本計画の変更を閣議決定                                                       |
|            | 3  | 児島湖に係る第8期湖沼水質保全計画を策定<br>第5次岡山県廃棄物処理計画を策定                                                                                         |                                                                            |
|            | 4  | 岡山県気候変動適応センターを設置                                                                                                                 | プラスチック資源循環促進法を施行                                                           |
|            | 10 | 第9次岡山県水質総量削減計画を策定                                                                                                                |                                                                            |
| 令和5年（2023） | 3  | 瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画を変更<br>岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を改定<br>岡山県地球温暖化防止行動計画を岡山県地球温暖化対策実行計画へ改定<br>岡山県エコ・オフィス・プラン（岡山県地球温暖化対策実行計画（事務事業編））を策定 |                                                                            |
| 令和6年（2024） | 3  | 地域脱炭素化促進事業における促進区域の設定基準（岡山県地球温暖化対策実行計画・別冊）を策定<br>岡山県充電環境整備ビジョンを策定                                                                |                                                                            |



## | 環境用語の解説 |

|    |                   |                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あ～ | ISO14001          | ISO (国際標準化機構、International Organization for Standardization) の <b>環境マネジメントシステム</b> (→) 規格。Plan (計画)、Do (実行)、Check (点検・評価)、Act (改善) といった一連のPDCA サイクルを回すことによって継続的な環境改善を図る。                                                                                    |
|    | 愛鳥週間              | 5月10日から16日の1週間。この時期がちょうど野鳥の繁殖期に当たるため、この週間行事を通じて愛鳥の精神を普及しようとするもの。                                                                                                                                                                                            |
|    | アイドリング・ストップ       | 駐停車中にエンジンを止めること。自動車は停止しているときでも排出ガスを出すため、 <b>大気汚染</b> (→)、 <b>騒音</b> (→) 及び <b>地球温暖化</b> (→) を防止する観点から、岡山県環境への負荷の低減に関する条例で規制する等対策を推進している。                                                                                                                    |
|    | アオコ               | 湖沼等の表層でプランクトンが大増殖し水面が着色する現象を水の華と呼ぶが、中でも藍藻類によって青い粉をふいたように見えるものがアオコ (青粉) である。また、渦鞭毛藻や黄緑藻によって水面が赤褐色ないし黄褐色になるものを淡水赤潮と呼び、海の <b>赤潮</b> (→) と基本的に同じ現象である。アオコは通常春から秋にかけて見られ、アオコを形成する藍藻類の中には毒素を作るものも確認されている。                                                         |
|    | 青潮                | 海水が硫黄を含む微粒子により白濁する現象。独特の腐卵臭を伴い、魚介類の大量死を引き起こすことがある。青潮は、 <b>富栄養化</b> (→) により大発生したプランクトンの死骸などが海底のバクテリアで分解される際に、海砂利採取の深掘り跡など潮流の弱い場所では、溶存酸素が極端に少なく硫化水素を大量に含む水塊 (貧酸素水塊) が形成され、これが強風などの影響で上昇すると、表層の酸素で硫化水素が酸化されて硫黄を含む微粒子になり、乳青色や乳白色を呈することで発生する。→ <b>赤潮</b>         |
|    | 赤潮                | 海域における <b>富栄養化</b> (→) に伴う現象のひとつで、海中のプランクトンの異常増殖により、海面が赤色や赤褐色に変わる現象。夏期に発生しやすく、魚介類のえらをつまらせたり酸欠状態にさせるため、漁業被害につながる。→ <b>青潮</b>                                                                                                                                 |
|    | 悪臭                | 嫌悪感のある嫌な臭いのことで、主として不快感などの感覚的影響が中心であり、生活環境に影響を及ぼす。典型7公害の一つとされ、悪臭防止法に基づき規制が行われている。→ <b>公害</b>                                                                                                                                                                 |
|    | アスエコ              | 県民が誰でも気軽に利用できる環境学習センターとして、(公財) 岡山県環境保全事業団が岡山市北区下石井に設置している施設の愛称。平成19(2007)年6月に開所した。                                                                                                                                                                          |
|    | アースキーパーメンバースhip制度 | 地球温暖化防止のための様々な環境負荷低減活動についての取組事項を実行する県民・事業者を募集、登録して、地球温暖化防止活動の普及を図ることを目的に、平成14(2002)年9月に岡山県が創設した制度。                                                                                                                                                          |
|    | アスベスト             | 石綿 (イシワタまたはセキメン) ともいわれ、天然に産する鉱物繊維。耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等多くの用途で使用されてきた。しかし、平成17(2005)年7月以降大手企業から健康被害についての公表がなされ、住民の健康への不安が高まったことから、吹付けアスベストやアスベスト含有保温材・断熱材等の除去について規制が強化されるとともに、平成18(2006)年9月から原則全面使用禁止となった。                           |
|    | アダプト              | 県民・企業・各種団体等が道路や河川などの公共施設を養子 (英語で adopt) とみなし、定期的に清掃や緑化活動を行う活動。                                                                                                                                                                                              |
| い～ | 硫黄酸化物 (SOx)       | 石油や石炭など硫黄分を含んだ燃料や原料が燃えることにより発生する <b>二酸化硫黄</b> (→)、 <b>三酸化硫黄</b> (SO <sub>3</sub> )、硫酸ミストなどの総称。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、ぜんそくなどを引き起こす。また、 <b>酸性雨</b> (→) の原因物質となる。このため、環境基本法に基づき環境基準が定められている。また、大気汚染防止法では排出基準を定め、さらに総量規制も実施している。                                     |
|    | 一酸化炭素 (CO)        | 炭素を含む燃料が不完全燃焼することにより発生し、主な排出源は自動車である。血液中のヘモグロビンと結合する性質が強く、酸素を運搬する機能を阻害するため、頭痛、耳鳴り、吐き気等を引き起こす。濃度が高いと生命が危険となる。                                                                                                                                                |
|    | 一般廃棄物             | 家庭から排出される廃棄物など、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。                                                                                                                                                                                                                              |
| う～ | ウィーン条約            | 1985年3月、オーストリアのウィーンにおいて採択された条約で、正式には「オゾン層保護のためのウィーン条約」という。国際的に協調して <b>オゾン層</b> (→) やオゾン層を破壊する物質について研究を進めること、各国が適切と考える対策を行うこと等を定めている。→ <b>モントリオール議定書</b>                                                                                                     |
|    | ウォームビズ            | 暖房時の室温は20℃を目安として、快適に過ごせるようあたたかい服装等に努め、暖房に頼りすぎないビジネススタイル・ライフスタイルを心がけること。重ね着をする、あたたかい食事を摂るなどがその例。                                                                                                                                                             |
| え～ | HFC (エイチエフシー)     | ハイドロフルオロカーボンの略称。代表的な <b>代替フロン</b> (→) であり、冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして使用されている。水素、フッ素及び炭素からなる物質で、塩素を含まないため <b>オゾン層</b> (→) を破壊することはないが、強い <b>温室効果ガス</b> (→) であるため <b>京都議定書</b> (→) による排出削減対象物質となっている。→ <b>地球温暖化</b> 、 <b>温室効果ガス</b> 、 <b>CFC</b> 、 <b>HCFC</b>        |
|    | HCFC (エイチシーエフシー)  | ハイドロクロロフルオロカーボンの略称。水素、塩素、フッ素及び炭素からなる物質で、冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして広く使用されている。 <b>CFC</b> (→) ほど強力ではないが <b>オゾン層破壊物質</b> であるため、先進国では、 <b>モントリオール議定書</b> (→) に基づき2019年末までに新たな生産等を全廃することが定められている。また、強い <b>温室効果ガス</b> (→) でもある。→ <b>オゾン層</b> 、 <b>地球温暖化</b> 、 <b>HFC</b> |

|    |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | <b>エコアクション21</b>                    | 環境省が策定した、中小事業者、学校などでも省エネを中心に節水や廃棄物削減等に取り組める国内認証の環境マネジメントシステム。                                                                                                                                                                                                                                                             |
|    | <b>エコマーク</b>                        | 消費者が環境に配慮した商品を選択するときの基準とするため、環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。日本環境協会が審査し、認定された商品にマークをつけることが許される。→ <b>環境ラベル、グリーン購入</b>                                                                                                                                                                                               |
|    | <b>NPO</b>                          | Non Profit Organization。日本語では、非営利組織と訳される。ここで非営利とは、対価を得ないという意味ではなく利益を分配しないという意味である。組織は、国または都道府県知事の認証を得て法人格を取得することができる。                                                                                                                                                                                                     |
|    | <b>LED</b>                          | Light Emitting Diode。発光ダイオード。電圧を加えた際に発光する半導体素子で、電気エネルギーを直接光エネルギーに変換するため、エネルギー効率が高く長寿命という特長がある。                                                                                                                                                                                                                            |
| お～ | <b>岡山県エコ製品</b>                      | 県内で現に製造・販売されている使用を促進すべき再生品であって、岡山県の定める認定基準を満たした製品。平成 13（2001）年 12 月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、認定制度を創設し、平成 14（2002）年 10 月から募集を開始した。→ <b>岡山県循環型社会形成推進条例</b>                                                                                                                                                                    |
|    | <b>岡山エコタウンプラン</b>                   | 「岡山県循環型社会形成推進条例」の実行行動計画となる基本構想であり、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進するためのプラン。具体的には、水島地域で育成された新技術により、産業廃棄物である建設木くずから高品位炭を製造する環境ビジネスを基軸として「環、境と調和したまちづくり」を推進するもの。全国で 20 番目のエコタウンプランとして、平成 16（2004）年 3 月経済産業省、環境省の承認を受けた。                                                                                                                |
|    | <b>岡山県快適な環境の確保に関する条例</b>            | 落書き、空き缶等の投棄、自動車等の放置及び光害を防止することにより、美観や清潔さを保持し、きれいで快適な環境を実現することを目的に制定された条例。平成 14（2002）年 4 月 1 日から施行された。                                                                                                                                                                                                                     |
|    | <b>岡山県環境影響評価等に関する条例</b>             | <b>環境影響評価</b> （一）及び環境管理が適切かつ円滑に行われるための手続等を定めた条例。平成 11（1999）年 3 月 19 日に公布され、同年 6 月 12 日から全面施行された。                                                                                                                                                                                                                          |
|    | <b>岡山県環境基本計画</b>                    | 岡山県の環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、 <b>岡山県環境基本条例</b> （一）第 10 条に基づき知事が定める計画。平成 10（1998）年 3 月に策定、平成 15（2003）年 3 月に改訂の後、平成 20（2008）年 2 月に前計画を全面的に見直した新岡山県環境基本計画を策定し、平成 25（2013）年 2 月に改訂を行った。さらに、平成 26（2014）年 3 月には晴れの国おかやま生き生きプラン策定に伴う一部修正を行い、平成 29（2017）年 2 月には、温室効果ガスの排出量削減などの地球規模の課題や東日本大震災を教訓とした新たな課題へ対応するため第 2 次改訂を行っている。 |
|    | <b>岡山県環境基本条例</b>                    | 県の環境の保全に関する基本的な事項を定めた条例。平成 8（1996）年 10 月 1 日に制定され、平成 9（1997）年 4 月 1 日から施行された。条例では、環境保全に関する基本理念を提示するとともに、県、市町村事業者及び県民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項等を定めている。→ <b>岡山県環境基本計画、岡山県環境白書</b>                                                                                                                                                |
|    | <b>岡山県環境白書</b>                      | <b>岡山県環境基本条例</b> （一）第 8 条に基づき、岡山県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにするため、知事が毎年作成し公表するもの。                                                                                                                                                                                                                                         |
|    | <b>岡山県環境への負荷の低減に関する条例（環境負荷低減条例）</b> | 岡山県公害防止条例を全面的に見直し、公害の防止のための規制の措置だけでなく、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めた条例。平成 13（2001）年 12 月 21 日に公布され、平成 14（2002）年 4 月 1 日から施行された。                                                                                                                                                                                      |
|    | <b>岡山県環境保全事業団</b>                   | 岡山県内において環境保全のための各種事業を展開し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として昭和 49（1974）年に設立された公益財団法人。産業廃棄物最終処分場の設置・運営、各種調査分析、地球温暖化防止活動、コンサルティング事業などを行っている。                                                                                                                                                                                       |
|    | <b>岡山県再生品の使用促進に関する指針</b>            | 平成 13（2001）年 12 月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、再生品の使用を促進するため、使用を促進する再生品を明らかにするとともに、県、事業者、県民の取組み事項を定めたもの。平成 14（2002）年 10 月 15 日から施行。                                                                                                                                                                                             |
|    | <b>岡山県産業廃棄物処理税</b>                  | 本県では、産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進、最終処分量の減量化を図るため、平成 15（2003）年 4 月 1 日から産業廃棄物処理税を導入している。納税義務者は、最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者（又は中間処理業者）。課税標準・税率は、最終処分場への搬入量 1 トンにつき 1,000 円。税収は、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」に要する経費に充当。                                                                                                                        |
|    | <b>岡山県循環型社会形成推進条例</b>               | 廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会の形成を目的に制定された条例。平成 13（2001）年 12 月 21 日に制定され、一部の規定を除き、平成 14（2002）年 4 月 1 日から施行された。条例では、循環型社会の形成のために、県として重点的に取り組む施策を提示している。                                                                                                                               |
|    | <b>岡山県地球温暖化防止行動計画</b>               | 県内の温室効果ガスの排出量削減目標や、各主体の排出抑制活動への施策など、県としての地球温暖化対策の全体像を明らかにした計画。                                                                                                                                                                                                                                                            |



|    |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 岡山県廃棄物処理計画       | 循環型社会への転換を目指し、県内の廃棄物をめぐる情勢の変化、諸問題に適切に対処するため、今後の廃棄物・リサイクル施策に関する県行政の基本的方向を定めるものである。行政はもとより、事業者、処理業者などの関係者の指針とするため、県では平成 14（2002）年 3 月に第 1 次の計画を策定したのち、平成 19（2007）年 3 月に第 2 次計画、平成 24（2012）年 2 月に第 3 次計画、平成 29（2017）年 3 月に第 4 次計画、令和 4（2022）年 3 月に第 5 次計画（目標年度は令和 7（2025）年度）を策定している。                                                       |
|    | おかやま森づくり県民税      | 森林の保全を目的とした岡山県独自の税制として、平成 16（2004）年 4 月、高知県に次いで全国 2 番目に導入した。個人は年額 500 円、法人は資本などの規模に応じて年額 1,000 円～4 万円を県民税（均等割）に加算して納める仕組みとなっている。                                                                                                                                                                                                        |
|    | オゾン層             | 成層圏に存在するオゾン（O <sub>3</sub> ）の層。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。フロン、ハロン、トリクロロエタン、四塩化炭素などは、化学的に安定した物質であるため、大気中に放出されてもほとんど分解されずに成層圏に達し、成層圏では太陽からの強い紫外線によって分解されて塩素原子が放出され、これが触媒となってオゾン層を破壊する。オゾン層の破壊によって増加する紫外線は、白内障、皮膚がんの増加、皮膚免疫機能の低下など、人の健康に大きな悪影響を及ぼす。また、植物に対しても成長阻害、葉の色素の形成阻害などの悪影響を及ぼす。→ <b>ウィーン条約、モントリオール議定書、地球環境問題、特定フロン</b> |
|    | 温室効果ガス           | 太陽光により加熱された地表面は赤外線の熱放射をするが、大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っている。これらの気体を温室効果ガスと呼ぶ。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素（三ふっ化窒素は平成 27（2015）年 4 月 1 日追加）を温室効果ガスとしている。                                                                                                                                  |
|    | 温泉               | 温泉法による温泉の定義は、温度が 25℃以上あること若しくは一定の成分を 1 種類以上含有していることとなっている。鉱水、水蒸気、ガスも条件を満たせば温泉である。温泉湧出の目的でボーリングを行う場合等は都道府県知事の許可が必要である。                                                                                                                                                                                                                   |
| か～ | カーボンニュートラル       | 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを意味する。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|    | 外来生物法            | 正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といい、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのある侵略的な外来生物を <b>特定外来生物</b> （→）として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制するとともに防除等を行うことで、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止することを目的とし、平成 16（2004）年 6 月に制定され、平成（2005）17 年 6 月から施行された。                                                                                                    |
|    | 化学的酸素要求量（COD）    | Chemical Oxygen Demand。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解する際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。湖沼、海域では、植物プランクトンによる影響等を避けるため、BOD ではなく COD が用いられる。→ <b>生物化学的酸素要求量（BOD）</b>                                                                                                                                                                    |
|    | 合併処理浄化槽          | 生活排水のうちし尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。 <b>水質汚濁</b> （→）の原因として <b>生活排水</b> （→）の寄与が大きくなっており、下水道の整備等と並んで、合併処理浄化槽の普及が求められている。                                                                                                                                                                                        |
|    | 環境影響評価（環境アセスメント） | 事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが環境の構成要素ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。                                                                                                                                                                                                                             |
|    | 環境学習・環境教育        | かつての産業型公害が一定の改善を見たにもかかわらず、都市・生活型公害や <b>地球環境問題</b> （→）が顕在化してきた原因は、大量消費型となってしまった私たちの生活様式による面も大きい。こうした状況に対応するためには、従来の規制行政に加え、私たち一人ひとりが環境に配慮した生活や行動に心がける必要がある。そのため、人間と環境との関わりについての学習、すなわち「環境学習・環境教育」の推進が重要となっている。                                                                                                                           |
|    | 環境基準             | 健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められているもの。この基準は、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。典型 7 公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下を除く大気汚染、水質汚濁、土壤汚染及び騒音の 4 つについて環境基準が定められている。                                                                                                               |
|    | 環境基準のゾーン         | 二酸化窒素に係る環境基準として、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること」とされている。                                                                                                                                                                                                                                                           |
|    | 環境基本法            | 環境の保全に関し、国の政策の基本的な方向を示した法律で、平成 5（1993）年 11 月に制定された。環境保全の基本理念や国、地方公共団体、事業者、国民の役割、基本的な政策の方向などを示している。                                                                                                                                                                                                                                      |
|    | 環境月間             | 環境基本法で 6 月 5 日が環境の日とされているが、この日を含む 6 月中を環境月間とし、国、県、市町村、民間団体などによって各種普及啓発事業が行われている。                                                                                                                                                                                                                                                        |
|    | 環境コミュニケーション      | 環境問題について、企業、住民、行政等の関係者の間で情報共有や対話を図ることにより、問題の未然防止や解決などに結びつけようとする。環境負荷や環境保全活動等に関する情報についての一方的な提供ではなく、関係者の意見を聴き、討議することにより、持続可能な社会の構築に向けて関係者が互いにパートナーシップを確立するための試みとして実施されている。                                                                                                                                                                |

|    |                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | <b>環境税</b>                    | 環境に負荷を与える活動や製品を広く課税対象に捉える税で、CO <sub>2</sub> 削減を主目的に 1990 年代初頭からヨーロッパ諸国で導入されており、 <b>炭素税</b> （→）のほか排水、肥料、殺虫剤等への課税例がある。                                                                                                                                                               |
|    | <b>環境負荷</b>                   | 人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。 <b>環境基本法</b> （→）や <b>岡山県環境基本条例</b> （→）では、環境への負荷とは「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。                                                                                                                       |
|    | <b>環境マネジメントシステム（EMS）</b>      | 企業等の事業組織が環境法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することであり、(1)環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、(2)これを実行、記録し、(3)その実行状況を点検して、(4)方針等を見直すという一連の手続。                                                                                                                                         |
|    | <b>環境ラベル</b>                  | 消費者がより <b>環境負荷</b> （→）の低い製品やサービスを選択するための指標として制定されているマーク等で、環境配慮という新しい判断基準で製品選択をすることによって、企業活動や社会を資源循環型に変えるという効果が期待される。現在、ISO（国際標準化機構）では、環境ラベルをタイプⅠ、タイプⅡ、およびタイプⅢの 3 種類に分類して運用ルールなどの規格制定を進めている。代表例としては、 <b>エコマーク</b> （→）、 <b>国際エネルギースタープログラム</b> など。→ <b>グリーン購入</b>                    |
| き～ | <b>気候変動に関する政府間パネル（IPCC）</b>   | Intergovernmental Panel on Climate Change。世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP との協力のもと、昭和 63（1988）年に設立された機関。CO <sub>2</sub> 等の温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の科学的、社会・経済的評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを目的としている。平成 19（2007）年、気候変動に関する知識の増大、普及等への貢献が評価され、元アメリカ副大統領アル・ゴア氏とともにノーベル平和賞を受賞した。                 |
|    | <b>気候変動枠組条約</b>               | 正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、大気中の <b>温室効果ガス</b> （→）の濃度を安定させることを究極的な目的とした条約。平成 4（1992）年 5 月 9 日に採択され、平成 6（1994）年 3 月に発効した。平成 9（1997）年 12 月に京都で第 3 回締約国会議（COP3）、平成 27（2015）年 12 月にパリで第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、それぞれ温室効果ガスの排出削減目標が定められた。→ <b>地球温暖化</b>                                    |
|    | <b>揮発性有機化合物（VOC）</b>          | 沸点が低いため常温常圧で容易に揮発する有機化合物の総称で、主なものに <b>トリクロロエチレン</b> （→）、 <b>テトラクロロエチレン</b> 、 <b>ジクロロメタン</b> などがある。揮発性有機化合物は、比重が水より重く、浸透力が強く、難分解性のため、地表に漏えいした場合、土壌や地下水汚染を引き起こしやすい。一方、大気中に排出された場合、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の生成の原因となる。このため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等で規制されている。→ <b>水質汚濁</b> 、 <b>大気汚染</b> 、 <b>土壌汚染</b> |
|    | <b>京都議定書</b>                  | 地球温暖化防止に関する国際的取組を協議するため、平成 9（1997）年 12 月、日本が議長国として京都で開催された「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）」において採択され、削減すべき温室効果ガスの種類（CO <sub>2</sub> など 6 種類）、国別の削減数値目標や削減方策等が定められた。                                                                                                                        |
|    | <b>近隣騒音</b>                   | カラオケなどの営業騒音、拡声機の騒音、家庭のピアノ、クーラーからの音やペットの鳴き声などの生活騒音のこと。騒音苦情のうち、工場・事業場からの騒音はその数が減少傾向にあるのに対して近隣騒音は増加傾向にある。こうした近隣騒音は、騒音の発生量としては比較的小さく限られた近隣の生活者にだけ影響を与える場合が多いこと、被害感が近隣とのつきあいの程度にも左右されるとともに、一人ひとりが場合によっては加害者にも被害者にもなりうるといった特徴を持っている。→ <b>公害</b> 、 <b>騒音</b>                              |
| く～ | <b>COOL CHOICE（クールチョイス）</b>   | CO <sub>2</sub> などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしているという取組。                                                                                                                                                                 |
|    | <b>グリーン購入</b>                 | 環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。平成 12（2000）年 5 月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称：グリーン購入法）が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられている。県においては、岡山県循環型社会形成推進条例に基づき毎年度「岡山県グリーン調達ガイドライン」を策定し、グリーン購入を行っている。                                                                                                    |
|    | <b>クリーンライフ 100 構想</b>         | 汚水処理人口普及率 100%を目指し、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、市町村が地域の実情を踏まえて策定した計画を取りまとめた本県における汚水処理施設の整備に関する総合的な計画。下水道、集落排水、合併処理浄化槽等の汚水処理施設の整備は、この構想に従い実施されている。                                                                                                                                   |
|    | <b>クールビズ</b>                  | 冷房時の室温は 28℃を目安として、快適に過ごせるようノーネクタイ・ノージャケット等の軽装に努めるなど、冷房に頼りすぎないビジネススタイル・ライフスタイルを心がけること。                                                                                                                                                                                              |
| け～ | <b>景観行政団体</b>                 | 景観法に基づき、景観行政を担う主体となる自治体。指定都市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議を経て景観行政団体になる。景観行政団体は、景観計画の策定、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、景観協定の認可等の独自の景観行政を行うことができる。                                                                                                                                  |
|    | <b>下水処理</b>                   | 家庭や工場・事業場から生じる汚水を排除し、処理した上で河川などへ放流すること。汚水は沈澱池で細かな土砂や比較的重い浮遊物を分離し、ばっ気槽で微生物の働きによって汚水中の有機物を分解する。処理した後の水は、塩素などで消毒されて放流される。→ <b>合併処理浄化槽</b> 、 <b>公共下水道普及率</b> 、 <b>生活排水</b>                                                                                                             |
|    | <b>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</b> | 建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることを目的とした法律で、平成 27（2015）年 7 月に制定された。建築物の省エネルギー化に関する基本方針や国、地方公共団体、建築主等の役割、規制措置などを定めている。                                                                                                                                                                           |



|    |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| こ～ | 公害                | 戦後、我が国は目ざましい高度成長を遂げたが、その一方で昭和 30 年代中ごろから人の健康に著しい被害を及ぼす公害が各地で発生し、大きな社会問題となった。深刻な状況を受けて昭和 42 年公害対策基本法が制定され、以降、公害を防止、規制する措置がとられてきた。現在では、工場、事業場などの経済活動を原因とする産業型公害に加え、都市化や生活様式の変化が原因となる都市・生活型公害が大きな問題となっている。なお、 <b>大気汚染</b> （→）、 <b>水質汚濁</b> （→）、 <b>土壌汚染</b> （→）、 <b>騒音</b> （→）、 <b>振動</b> （→）、 <b>地盤沈下</b> （→）、 <b>悪臭</b> （→）が、典型 7 公害と呼ばれている。 |
|    | 公害防止管理者           | 工場における公害防止体制を整備するため、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場において公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門知識及び技能を有する公害防止管理者の選任が義務付けられている。                                                                                                                                                                                                               |
|    | 公害防止計画            | 公害が著しい地域や、今後人口や産業の急速な集中が予想されるなど公害が著しくなるおそれのある地域について、公害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため策定される計画。県内では「岡山・倉敷地域」と「備後地域」で計画が策定された。                                                                                                                                                                                                                       |
|    | 光化学オキシダント (Ox)    | 工場や自動車から排出された炭化水素（揮発性有機化合物等）や窒素酸化物が、太陽の強い紫外線的作用を受けて化学反応することにより生成される酸化性物質（オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなど）の総称。粘膜への刺激、呼吸器への影響といった健康影響のほか、農作物などへも影響を与える。光化学オキシダントの発生は気温、風速、日射量などの気象条件の影響を大きく受け、日射が強く気温が高く、風の弱い日の日中に発生しやすい。                                                                                                                               |
|    | 公共下水道普及率          | 行政区域内人口に対する公共下水道による処理区域人口の割合のこと。→ <b>合併処理浄化槽</b> 、 <b>下水処理</b>                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|    | 公共用水域             | 河川、湖沼、港湾、海域などの公共の用に供される水域と、これに接続する水路などのこと。水質汚濁に関する <b>環境基準</b> （→）は公共用水域を対象としており、水質汚濁防止法等に基づき、工場及び事業場から公共用水域に排出される水については排水基準が適用される。                                                                                                                                                                                                         |
|    | 国際環境法             | 環境保護を目的とする国際社会における国家の行動についての法的な規範のこと。多数国間の条約や二国間の協定のほか、慣習法などがこれに含まれる。オゾン層（→）の保護のための <b>ウィーン条約</b> （→）や <b>気候変動枠組条約</b> （→）といったものが代表例として挙げられる。                                                                                                                                                                                               |
|    | COP               | 条約における締約国会議（Conference of the Parties）。気候変動枠組条約や生物多様性条約などの会議がある。                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|    | 固定価格買取制度          | <b>再生可能エネルギー</b> （→）で発電した電気を、電力会社が一定期間買い取ることを国が約束する制度。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| さ～ | こどもエコクラブ          | 幼児（3 歳）から高校生が大人のサポーターとともに環境保全について自主的に学び、活動するクラブ。平成 23（2011）年度から、事業主体が（公財）日本環境協会に移行している。                                                                                                                                                                                                                                                     |
|    | ごみゼロガイドライン        | 岡山県循環型社会形成推進条例の規定に基づき、県内で大量に排出される産業廃棄物を循環資源として指定し、排出抑制の目標、事業者が取り組むべき事項、必要な県の施策等を定めた指針。指定した循環資源の排出事業者は、指針に沿った取組を行うよう努めることとされている。現在、「汚泥」、「鉍さい」、「ばいじん」、「燃え殻」及び「廃プラスチック類」についてガイドラインを策定している。                                                                                                                                                     |
|    | 最終処分場             | 廃棄物は、資源化又は再生利用される場合を除き、最終的には埋立処分される。産業廃棄物の場合は、埋め立てる産業廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、遮断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の三つのタイプに分けられる。                                                                                                                                                                                                                                |
|    | 再生可能エネルギー         | 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど、自然環境から持続的に利用できるエネルギーの総称。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|    | 砂漠化               | 砂漠化地域は毎年 600 万 ha の割合で増加している。原因としては、草地の再生能力を超えた家畜の放牧や、休耕期間の短縮などによる地力の低下、木材の過剰な伐採、不適切なかんがいによる農地の塩分濃度の上昇など、人間活動に起因するものも多い。砂漠化防止のため、1977 年の国連砂漠化防止会議において砂漠化防止行動計画が採択され、1994 年には砂漠化防止条約が採択された。我が国では、砂漠化の実態の観測・監視やメカニズム解明に関する調査研究、植林事業の推進や乾燥地農業の指導などにより、砂漠化対策に貢献している。→ <b>地球環境問題</b>                                                             |
|    | 産業廃棄物             | 事業活動に伴って生じたごみのうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など 20 種類の廃棄物と輸入された廃棄物をいう。大量に排出され、また処理に特別な技術を要するものも多い。                                                                                                                                                                                                                                           |
|    | 酸性雨               | 化石燃料などの燃焼で生じる <b>硫酸酸化物</b> （→）や <b>窒素酸化物</b> （→）などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨のこと。通常 pH5.6 以下のものをいう。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた問題となっている。→ <b>地球環境問題</b>                                                                                                                                                                                          |
| し～ | 30・10（さんまるいちまる）運動 | <b>食品ロス</b> （→）削減に向けた取組の一つで、会食時の最初の 30 分、最後の 10 分は料理を楽しみ、食べ残しを減らす運動のこと。平成 23（2011）年に長野県松本市が提唱し、現在類似の運動を含めて、多くの自治体に広がっている。                                                                                                                                                                                                                   |
|    | CFC（シーエフシー）       | クロロフルオロカーボンの略称。塩素、フッ素及び炭素からなる物質で <b>特定フロン</b> （→）もこれに該当する。冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして広く使用されてきた。強いオゾン層破壊物質であるとともに強い <b>温室効果ガス</b> （→）でもある。先進国では、 <b>モントリオール議定書</b> （→）に基づき 1995 年末までに新たな生産等を全廃している。→ <b>オゾン層</b> 、 <b>特定フロン</b> 、 <b>HCFC</b> 、 <b>HFC</b>                                                                                           |



|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| CSR            | Corporate Social Responsibility。持続可能な社会を構築するため、社会を構成する一員である企業は、経済だけでなく、社会、環境、人権、コンプライアンスなど様々なテーマに積極的に取り組み、責任を果たすべきであるという考え方。                                                                                                                                                                         |
| 自然環境保全域        | 自然環境保全法に基づいて、国が、優れた自然環境を維持している地域を自然環境保全地域として指定する場合と、岡山県自然保護条例に基づき、県が指定する場合がある。県自然環境保全地域は、天然林や野生生物の生息地、湖沼、湿原など優れた自然の地域で10ha以上のもので、現在3地域を指定している。                                                                                                                                                       |
| 自然公園           | 昭和6（1931）年に国立公園法が制定され、我が国を代表する優れた自然の風景地の保護と利用を図るため、瀬戸内海国立公園をはじめとする国立公園が指定された。昭和32（1957）年からは自然公園法と名称が変わり、現在では国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を総称して自然公園と呼んでいる。                                                                                                                                                      |
| 自然保護推進員        | 都市化の進展と自然志向が高まるなかで、適正な自然の保護と正しい自然観など、自然保護思想の普及及び美しい郷土の保全を図るため、昭和56（1981）年度から設置している。岡山県自然保護条例第39条に基づく。                                                                                                                                                                                                |
| 自然保護センター       | 県民の自然への理解を深め、自然の保護についての認識を高めるために平成3（1991）年に岡山県が和気郡和気町に設置した施設。自然観察会をはじめとする普及啓発、自然保護に関する人材育成、調査研究などの活動を行っている。                                                                                                                                                                                          |
| 地盤沈下           | 軟弱な地盤の地域で地下水を過剰に汲み上げることにより、地面が沈下する現象のこと。典型7公害のひとつとされている。地盤沈下の特徴としては、進行が緩慢なこと、一度沈下すると復元が難しいこと、水害・震災など他の災害を助長すること等がある。高度成長期に地下水の需要が増大したことから、大都市、工業都市を中心に地盤沈下が多発した。なお、岡山県内では今までのところ顕著な被害は確認されていない。→公害                                                                                                   |
| 臭気指数           | 人の嗅覚を用いて、においの程度を判定する指標。具体的には、においのある空気を、無臭の空気において感じられなくなるまで希釈した場合の希釈倍数（臭気濃度）をもとにした数値。平成7（1995）年の悪臭防止法の改正により、規制手法として制度化された。                                                                                                                                                                            |
| 種の保存法          | 正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」といい、国内外の絶滅のおそれのある野生生物を保護するために、平成5（1993）年4月に施行された。個体の捕獲及び個体等の譲渡し等が禁止されている。→ワシントン条約                                                                                                                                                                                    |
| J（ジュール）        | 仕事量・熱量・エネルギーの単位。1MJ（メガジュール）は100万ジュール、1GJ（ギガジュール）は1,000メガジュール。1ワットの電気が1秒間に発生する熱量を1ジュール/秒といい、100ワットの電球を点灯する時間を1日1時間短くすると360kJ、1年では約131MJ節約できることになる。例えば、こまめにテレビ（液晶32V型）を消し1日の視聴時間を1時間短くするとともに、エアコンの冷房温度を1℃上げ、暖房温度を1℃下げるとともに運転時間をそれぞれ1時間短縮すると、1年間ではエネルギーを約570MJ（0.57GJ）削減できる。（省エネルギーセンター「家庭の省エネ大辞典」より作成） |
| 循環型社会          | 大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、自然生態系に戻す排出物を減らすなど、環境負荷（→）を極力低減するシステムを持つ社会を循環型社会と呼ぶ。現在の環境を保全するとともに私たちの将来の世代のため、循環型社会づくりは重要な課題のひとつである。→リサイクル                                                                                                                           |
| 循環資源           | 循環型社会形成推進基本法で定義された言葉で、廃棄物等（廃棄物及び使用済製品や副産物等）のうち有用なものを指す。                                                                                                                                                                                                                                              |
| 循環資源総合情報支援センター | 岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、企業間における循環資源に関する情報交換の促進や、循環型社会の形成に関する事業者及び県民の意識の向上を図るために必要な情報の提供等を行う者として知事が指定した機関。公益財団法人岡山県環境保全事業団を平成16（2004）年3月に指定。                                                                                                                                                               |
| 小水力発電          | 水力発電のうち、ダム等に設置された大規模な水力発電ではなく、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する小規模な水力発電のこと。通常、設備容量が1,000キロワット以下のものをいう。                                                                                                                                                                                                   |
| 食品ロス           | まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年（2019）5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称食品ロス削減推進法）が成立し、10月1日に施行された。                                                                                                                                                                                    |
| 新エネルギー         | 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法においては、「非化石エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用することのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが非化石エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるもの」を「新エネルギー利用等」と定義しており、具体的には、太陽光、風力、バイオマス、中小規模水力、地熱による発電や太陽光、バイオマス等の熱利用、バイオマス燃料製造などが含まれる。                                                  |
| 新幹線鉄道騒音・振動     | 新幹線鉄道の運行に伴い発生する騒音及び振動のこと。新幹線は、高速大量輸送機関として重要な役割を果たしている反面、沿線地域での騒音振動問題も発生している。新幹線鉄道の騒音対策の目標として「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が設定されている。また、振動対策については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（指針）」が示されている。JRでは、環境基準と指針を受けて新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱を定め、発生源対策と沿線地域での障害防止対策を進めている。                                                            |

|    |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 振動                 | 工場などの事業活動や建設作業、交通機関の運行などにより起こる地表面の揺れのこと。建物を振動させて物的被害を与えたり、私たちの日常生活に影響を与える場合は <b>公害</b> （→）となる。振動による影響を防止するため必要な措置を定めた振動規制法では、鉛直振動（上下方向の振動）について規制がなされている。                                                                                                                                                                                                     |
| す～ | 水質汚濁               | 河川、湖沼、海域などの水域の水質が悪化すること。水質の汚濁については <b>環境基準</b> （→）が定められており、その達成に向けて水質汚濁防止法等に基づき対策が進められている。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|    | スーパーエンバイロメントハイスクール | 廃棄物のリサイクル技術の研究・開発など環境教育を重点的に行うものとして指定を受けた高等学校。カリキュラムの開発や大学・研究機関との連携についての研究を通じて、環境問題を正しく理解する人材を育成するとともに、環境教育に関する教材を開発する。                                                                                                                                                                                                                                      |
|    | 3R                 | スリーアールと読む。廃棄物の発生抑制（ <b>リデュース</b> （→）、Reduce）、再使用（ <b>リユース</b> （→）、Reuse）、再生利用（ <b>リサイクル</b> （→）、Recycle）の3つの頭文字をとったもの。平成11（1999）年の産業構造審議会において「循環型経済システムの構築に向けて」（循環経済ビジョン）が取りまとめられ、その中で従来のリサイクル対策を拡大して廃棄物の発生抑制や再使用を含んだ3Rの取組を進めていくことが必要であると提言された。これを受け、以後、廃棄物・リサイクル法体系が順次整備された。                                                                                |
| せ～ | 生活排水               | 調理、洗濯、入浴、し尿など、日常生活に伴い排出される排水のこと（このうち、し尿を除く生活排水を「生活雑排水」という。）。こうした有機物質、窒素、りんを多く含む排水が河川、湖沼、海洋に流入し、その水系の自然浄化能力を超え、 <b>富栄養化</b> （→）状態となると、 <b>アオコ</b> （→）や <b>赤潮</b> （→）の発生原因となる。産業排水についてはこれまでの規制、指導の結果、改善されつつあるが、生活排水については改善が進んでおらず、特に湖沼、湾など <b>閉鎖性水域</b> （→）の水質汚濁が著しいため、下水道の整備や、し尿と台所等の生活雑排水と一緒に処理する <b>合併処理浄化槽</b> （→）の設置促進などの対策が進められている。→ <b>下水処理、公害、水質汚濁</b> |
|    | 生態系                | ある空間に生きている生物（有機物）とそれを取り巻く無機的環境が相互に関係し合って生命の循環をつくりだしているシステム。ある空間とは地球全体であったり、森林、湖、川などの限られた空間であったりする。                                                                                                                                                                                                                                                           |
|    | 生物化学的酸素要求量（BOD）    | Biochemical Oxygen Demand。水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。→ <b>化学的酸素要求量（COD）</b>                                                                                                                                                                                                                                                |
|    | 生物多様性              | すべての生物の様々な個性と繋がりのこと。生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性の3つのレベルでの多様性がある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|    | ZEH（ゼッチ）           | net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語で、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅なエネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のこと。                                                                                                                                                                                       |
|    | ゼロエミッション           | 産業から排出されるすべての廃棄物や副産物が他の産業の資源として活用され、全体として廃棄物を生み出さない生産を目指そうと、平成6（1994）年に国連大学が提案した構想。我が国では、廃棄物を出さない地域社会づくりを目指し、このコンセプトを積極的に取り入れる動きが強まり、日本発のオリジナルな運動として位置付けられるようになった。「岡山エコ事業所」の認定を行う際のゼロエミッション事業所は、廃棄物の排出の抑制と循環資源の循環的な利用に積極的に取り組んでいる事業所としている。                                                                                                                   |
|    | 全国植樹祭              | 豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるための国土緑化運動の中心的行事。天皇皇后両陛下ご臨席のもと、全国各地から多数の参加者を得て、両陛下によるお手植え・お手播きをはじめ、各種表彰、参加者による記念植樹等が行われる。                                                                                                                                                                                                                                         |
| そ～ | 騒音                 | 睡眠を妨げたり会話を妨害するなど、生活環境を損なう「好ましくない音」「ないほうがよい音」のこと。騒音は、航空機騒音などの特別な場合を除いて伝わる距離は限られており、音源から数100mを超えることはまれである。騒音の発生源は多種多様であり、工場及び事業場、建設作業、各種交通機関等からの騒音のほか、飲食店等の深夜営業に伴う騒音、拡声器による騒音、クーラーなどによる生活騒音等、様々な騒音が発生している。騒音による公害を防止するため騒音規制法等に基づいて対策が進められている。→ <b>近隣騒音、公害</b>                                                                                                 |
|    | 総合特区               | 我が国の経済社会の活力向上と持続的発展を図るため、区域を限定し地域の包括的戦略的なチャレンジに対して規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置により総合的に支援する制度。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| た～ | ダイオキシン類            | ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。ダイオキシン類は物を燃焼する過程などで非意図的に生成する物質である。毒性については、高濃度の暴露においては、人に対する発がん性があるとされている。環境基準、排出規制、環境調査の実施等がダイオキシン類対策特別措置法により定められている。                                                                                                                                                                  |
|    | 大気汚染               | 代表的な汚染物質としては、 <b>硫黄酸化物</b> （→）、 <b>窒素酸化物</b> （→）、 <b>一酸化炭素</b> （→）、 <b>浮遊粒子状物質</b> （→）、 <b>光化学オキシダント</b> （→）、 <b>微小粒子状物質</b> （→）などがあげられる。我が国では、昭和35（1960）年ごろから倉敷市水島や三重県四日市でコンビナートからの硫黄酸化物による大気汚染が問題となった。このため、大気汚染防止法による排出規制と、公害健康被害の補償等に関する法律による被害者の救済がなされている。近年は、 <b>有害大気汚染物質</b> （→）の排出抑制対策も推進されている。→ <b>公害</b>                                            |
|    | 代替フロン              | オゾン層破壊効果の高いフロン（CFCなど特定フロン）の代わりとなる物質の総称。オゾン層破壊性はない、もしくは少ないが、CO <sub>2</sub> の100倍から1万倍の温室効果があることから、使用後は適切に回収する必要がある。                                                                                                                                                                                                                                          |



|    |                             |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 炭素税                         | 地球温暖化（→）防止のため、 <b>温室効果ガス</b> （→）のひとつである二酸化炭素の排出に対し税金又は課徴金を課し、その財源は環境保護や <b>新エネルギー</b> （→）開発等に活用するというもの。経済的手段により二酸化炭素排出量の削減を図るもので、オランダやスウェーデンでは既に施行されている。日本では平成24（2012）年10月に「地球温暖化対策のための税」が施行され、二酸化炭素排出量1tあたり289円である。                                                      |
| ち～ | 地域気候変動適応計画                  | 都道府県や市町村等が主体となって、その区域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するための計画。                                                                                                                                                                                                         |
|    | 地球温暖化                       | <b>二酸化炭素</b> （→）、メタン、一酸化二窒素、フロン類などの <b>温室効果ガス</b> （→）の排出量増加により、地球全体の平均気温が上昇すること。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によれば、1880年～2012年の間で世界の平均気温は0.85℃上昇し、海面水位も1901年～2010年の間で19cm上昇している。また、今世紀末（2081年～2100年）には、最大で平均気温は4.8℃、海面水位も82cm上昇すると予測されている。                                  |
|    | 地球温暖化対策の推進に関する法律            | 地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした法律で、平成10（1998）年10月に制定された。 <b>温室効果ガス</b> （→）排出削減などに関する国、地方公共団体、事業者、国民の責務と取組などを示している。令和3年5月に改正法が成立し、パリ協定・国の2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設がされる等の改正がなされた。→ <b>地球温暖化、地球環境問題</b>                                                                           |
|    | 地球環境問題                      | 影響・被害が国境を越え、ひいては地球規模に至る環境問題、又はその解決のために国際的な取組が必要とされる環境問題のこと。通常地球環境問題としては、 <b>地球温暖化</b> （→）、 <b>オゾン層</b> （→）の破壊、 <b>酸性雨</b> （→）、 <b>熱帯林の減少</b> （→）、 <b>砂漠化</b> （→）、 <b>野生生物の種の減少</b> （→）、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の公害問題の9つの事象が挙げられる。                                            |
|    | 地球サミット（環境と開発に関する国連会議、UNCED） | 1992年6月ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議で、国連環境開発会議とも称する。この会議には約180か国が参加し、100か国以上の元首、首脳が自ら出席するなど、史上かつてない大規模な会議となった。この会議では <b>気候変動枠組条約</b> （→）と <b>生物多様性</b> （→）条約の署名が開始されるとともに、環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ21及び森林原則声明などの重要な文書も合意された。                                                        |
|    | 窒素酸化物（NOx）                  | 物が燃える際に、空気中の窒素や物の中に含まれる窒素分が酸素と結合して発生する物質。発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなどで燃料が燃える際に一酸化窒素（NO）が発生し、これがさらに酸化されて <b>二酸化窒素</b> （→）となる。通常、一酸化窒素と二酸化窒素とを合わせて窒素酸化物（NOx）と呼ぶ。二酸化窒素は、人の健康に影響を与えるだけでなく、太陽光中の紫外線により光化学反応を起こし、 <b>光化学オキシダント</b> （→）を生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。 |
|    | 長距離自然歩道                     | 多くの人が四季を通じて手軽に楽しくかつ安全に国土の優れた風景地等を歩くことにより、沿線の豊かな自然環境や自然景観、さらには歴史や文化に触れ国土や風土を再確認し、併せて自然保護に対する意識を高めることを目的に環境省が計画し、各都道府県が整備したもの。中国自然歩道は、中国5県を一周するもので総延長は約2,300km。                                                                                                             |
|    | 鳥獣保護管理員                     | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、都道府県に設置される狩猟取締、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査・普及啓発等を行う非常勤職員。                                                                                                                                                                                        |
|    | 鳥獣保護区                       | 鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護管理事業計画に基づいて指定する区域。                                                                                                                                                                                                                                       |
| て～ | 鳥獣保護管理事業計画                  | 長期的な見地から計画性のある鳥獣保護管理施策を推進するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき知事が策定することとされている計画。鳥獣保護区などはこの計画に基づき設定される。第13次計画を令和4（2022）～8（2026）年度の5年計画として策定している。                                                                                                                             |
|    | 鳥獣保護センター                    | 傷病鳥獣の保護のため設置されており、傷病鳥獣の治療看護をはじめ、野生鳥獣の取扱いの正しい知識の普及啓発も行っている。池田動物園、県自然保護センターの2箇所に設置されている。                                                                                                                                                                                    |
|    | 低公害車                        | 従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量が大幅に少ない、又は全く排出しない自動車のこと。電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などをいう。地球温暖化対策や大気汚染対策の一つとして期待されている。なお、ガソリン自動車等の中で性能の優れた「低燃費かつ低排出ガス車」の認定制度が設けられ、自動車税のグリーン化が行われている。                                                                                  |
|    | デコ活                         | 「デコ活」とは、二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉で、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称。                                                                                                                                        |
|    | 電気自動車（EV）                   | バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。走行中に二酸化炭素を排出しない環境にやさしい車であり、運輸部門からの温室効果ガス削減に向けて、県では普及促進に努めている。→ <b>低公害車</b>                                                                                                                                                                 |
|    | 天然ガス自動車（CNG車）               | 圧縮した天然ガス（地下から産出するメタンを主成分とする可燃性ガス）を燃料とする自動車。ガソリン車のエンジンがほぼそのまま使え、走行性能はガソリン車並みで黒煙を全く出さず、窒素酸化物や二酸化炭素の排出量も今までの車より少ない <b>低公害車</b> （→）である。現在、イタリアやロシアなど天然ガスが多く産出される国々で多くの天然ガス自動車が使われている。日本でも大都市部を中心に普及が進められている。→ <b>大気汚染</b>                                                     |

|    |                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| と～ | 特定悪臭物質                  | 悪臭防止法に基づいて指定される「不快な臭いの原因となり生活環境を損なうおそれのある物質」で22物質が指定されている。代表的な物質は、アンモニア、硫化水素、トルエンなど。都道府県知事等が指定した地域ではこれらの物質について敷地境界等における濃度が規制される。                                                                                                                                                                  |
|    | 特定外来生物                  | ブラックバスやカミツキガメなどの海外起源の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。このうち、ヒアリ類が要緊急対処特定外来生物に、アカミミガメ及びアメリカザリガニが条件付特定外来生物に指定されている。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止され、これに違反すると3年以下の懲役、または300万円以下の罰金（法人の場合には1億円以下の罰金）が課せられる。→ <b>外来生物法</b>                               |
|    | 特定鳥獣保護管理計画              | ニホンジカやイノシシ、ツキノワグマなど地域的に著しく増加している種又は減少している種の個体群を安定的に維持していくため、個体数の調整や生息環境の整備、被害対策等を実施するための計画。                                                                                                                                                                                                       |
|    | 特定フロン                   | オゾン層保護のため国際条約により規制の対象となっているフロンのこと。先進国においては平成7（1995）年限りで全廃された。                                                                                                                                                                                                                                     |
|    | 特定粉じん                   | 大気汚染防止法では、 <b>アスベスト（石綿）</b> （→）を「人の健康に係る被害を生じるおそれのあるもの」として、アスベストを使用する一定規模以上の施設を「特定粉じん発生施設」と規定し、工場・事業場の敷地境界基準（10本/L）を設け、規制している。また、吹付けアスベストやアスベスト含有断熱材・保温材等の解体、除去、囲い込み・封じ込めの作業について、「特定粉じん排出等作業」として、工事の規模に関係なく事前届出、飛散防止措置等の基準を設け規制している。                                                              |
|    | 土壌汚染                    | <b>揮発性有機化合物</b> （→）や重金属などにより、土壌や地下水が汚染されると、人間や動物の健康を害したり植物を枯らすなどの <b>公害</b> （→）を引き起こすことになる。近年、工業技術の進歩により多様な化学物質が使用されるようになり、土壌汚染を含めて様々な環境汚染が新たな問題となってきたため、平成3（1991）年、土壌汚染に係る <b>環境基準</b> （→）が設定され、現在、カドミウム等29項目について基準値が設定されている。また、「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」や「土壌汚染対策法」により、人の健康の被害を防止するための措置等の対策が実施されている。 |
| な～ | トリクロロエチレン               | ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、地下水汚染の原因物質となっており、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準が定められている。                                                                                                                                                                               |
|    | 内分泌かく乱化学物質              | 内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質。                                                                                                                                                                                                                                                       |
|    | 二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ） | 炭素を含んだ物質が燃えること等によって発生する気体。近年、石油、石炭などの化石燃料の消費が増加したことから、CO <sub>2</sub> 排出量も増加している。CO <sub>2</sub> は、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの主体であり、各国が協調して排出の削減に努めることが求められている。                                                                                                                                           |
|    | 二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ） | 工場等のボイラー、自動車のエンジン、家庭のストーブ等で燃料等を燃焼させると発生する気体。呼吸器疾患の原因となる。                                                                                                                                                                                                                                          |
|    | 二酸化硫黄（SO <sub>2</sub> ） | 工場等のボイラーやエンジンなどで使用される燃料（重油、石炭等）が燃焼する際に、燃料中に含まれる硫黄分が空気中の酸素と反応して生成される気体。呼吸器疾患の原因になるほか、動植物に被害を及ぼしたりする。                                                                                                                                                                                               |
| に～ | 人形峠環境技術センター             | 正式名称は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター。昭和32（1957）年に原子燃料公社人形峠出張所として開設し、平成13（2001）年までウランの採掘、製錬・転換及び濃縮の技術開発を行ってきたが、現在は、使用してきた核燃料施設・設備の廃止措置の技術開発に取り組んでいる。                                                                                                                                               |
|    | 熱帯林の減少                  | 熱帯地域に分布する森林が、過度な焼畑耕作、燃料としての過剰採取、放牧地や農地への転用、不適切な商業伐採などにより減少している。熱帯多雨林域の高温多湿な気候は、地球上で最も種の多様性に富んだ生態系となっており、地球上の生物種の半数がそこに生息するといわれている。また、熱帯林は大気の浄化や <b>二酸化炭素</b> （→）の吸収、酸素の供給などにも大きな役割を果たしており、熱帯林の保全に国際的な取組が必要となっている。→ <b>地球環境問題</b>                                                                  |
|    | 燃料電池                    | 水素と酸素との化学反応により電気を発生させる装置で、理論的には排出ガスを出さず、発電効率も高く、発電の際発生する熱が暖房・給湯等に利用できるため、大気汚染防止や <b>地球温暖化</b> （→）防止対策のほか電源の分散化にも有効であり、次世代の有力な <b>新エネルギー</b> （→）として期待されている。現在、家庭用燃料電池コージェネレーションシステムが市場投入段階に入りつつある。                                                                                                 |
|    | 燃料電池自動車（FCV）            | 燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車。ガソリン内燃機関自動車が、ガソリンスタンドで燃料を補給するように、燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給する。走行中に二酸化炭素を排出しない環境にやさしい車。→ <b>低公害車</b>                                                                                                                                             |
| は～ | 排煙脱硫装置、脱硝装置             | 石油、石炭などの化石燃料を燃焼すると、 <b>硫黄酸化物</b> （→）や <b>窒素酸化物</b> （→）が発生する。これらは健康に被害をもたらすとともに、大気中で硫酸や硝酸に変化し <b>酸性雨</b> （→）の原因となる。脱硫装置は、排ガス中の硫黄酸化物をアルカリ溶液等で吸収、除去する。脱硝装置は、アンモニア接触還元法や無触媒還元法により排ガスから窒素酸化物を除去する。→ <b>公害、大気汚染</b>                                                                                     |



|    |                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | <b>ばい煙発生施設</b>                  | 一定規模以上のボイラー、加熱炉、廃棄物焼却炉など 32 種類の施設がばい煙発生施設として大気汚染防止法で規定されている。施設の設置に際しては都道府県知事等への届出が義務付けられており、SO <sub>x</sub> 、ばいじんなどの排出基準が設定されている。                                                                                                                                |
|    | <b>バイオガス</b>                    | 家畜の排せつ物や有機性廃棄物（生ごみ等）などの発酵により発生するメタンを主な成分とする可燃性ガス。近年では廃棄物処理の観点だけでなく、化石燃料に替わるエネルギー源としての活用が地球温暖化防止対策に有効であるとして注目されている。                                                                                                                                               |
|    | <b>バイオマス</b>                    | 本来は、生物（bio）の量（mass）であり、質量あるいはエネルギー量として生物量を数値化したものの意味であるが、現在ではその概念が拡張されて、動植物由来の資源としての意味で用いられることが多い。後者の意味でのバイオマスは、直接燃焼するほか、発酵により生産したアルコールやメタン、ナタネやユーカリなどから抽出した油成分の燃料としての利用、生分解プラスチックや新素材として注目されているセルロースナノファイバーの原料、堆肥としての利用などが行われている。                               |
|    | <b>ばいじん</b>                     | 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するススその他の物質のことで、大気汚染防止法に基づいて排出基準が定められている。なお、物の破砕などに伴って発生したり飛散したりするものは粉じんという。→ <b>大気汚染</b>                                                                                                                                             |
|    | <b>ハイブリッド自動車</b>                | エンジンと電気モーターの 2 つの動力源を備えたハイブリッド（複合）システムにより、高効率で走行することができる自動車のこと。走行状況に応じて、エンジンの駆動力とエンジンで発電したバッテリーからの電力を使ったモーター駆動力を適切に組み合わせて制御するため、燃費が大幅に向上するほか、 <b>窒素酸化物</b> （→）や黒煙などの大気汚染物質の排出も低減される。→ <b>低公害車</b>                                                                |
|    | <b>パリ協定</b>                     | 平成 27（2015）年 12 月に気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）にて採択された 2020 年以降の温暖化対策の国際的枠組みであり、世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を 2℃未満に保つことや今世紀後半には温室効果ガスの排出を実質的にゼロとする目標等を掲げている。平成 28（2016）年 11 月 4 日発効し、日本は同月 8 日に締結した。                                                                |
| ひ～ | <b>PRTR</b>                     | Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）の略称。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、環境中（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物や下水に含まれて事業所の外に移動する量を事業者自らが把握し、国に報告を行い、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象物質の環境への排出量等を把握し、集計し、公表する仕組みをいう。                                                      |
|    | <b>光害（ひかりがい）</b>                | 良好な「光環境」の形成が、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況、またはそれによる悪影響をさす。過度な照明は、自動車等の運転や天体観測などの社会活動、水稲等の農作物やウミガメ・鳥類等の野生生物の成育に影響を及ぼすおそれがあるほか、エネルギーの無駄遣いにもなる。                                                                                                           |
|    | <b>非メタン炭化水素（NMHC）</b>           | 塗装施設、ガソリンスタンド、化学工場及び自動車などが主な発生源であり、 <b>窒素酸化物</b> （→）とともに太陽の紫外線により光化学反応を起こして <b>光化学オキシダント</b> （→）に変化する特徴がある。                                                                                                                                                      |
|    | <b>微小粒子状物質（PM2.5）</b>           | 大気中の粒子状物質のうち、粒径概ね 2.5μm 以下のものをいう。粒径が小さく人の呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、健康を害するおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場や自動車などの人為起源のものと黄砂等の自然起源のものがあると言われている。                                                                                                                              |
|    | <b>ヒートアイランド現象</b>               | 都市部の気温がその周辺に比べて異常な高温を示す現象。ビルのコンクリートや道路のアスファルトが太陽熱により暖められること、ビルなどの空調設備から排出される暖気、自動車のエンジンなどから排出される廃熱などが原因と考えられている。                                                                                                                                                 |
|    | <b>ppm（ピーピーエム）</b>              | 微量物質の濃度を表示する単位。100 万分の 1 が 1 ppm となる。大気汚染の場合、1 m <sup>3</sup> の大気中に 1 cm <sup>3</sup> の汚染物質が存在する場合の濃度を 1 ppm という。                                                                                                                                                |
| ふ～ | <b>富栄養化</b>                     | 湖沼などの <b>閉鎖性水域</b> （→）で、プランクトンの増殖や水生植物の生育に必要な栄養塩類（窒素やりんなどを含む化合物）の濃度が必要以上に増加する現象をいう。 <b>生活排水</b> （→）や肥料などが流れ込み、富栄養化が進むと、プランクトンが異常増殖し、 <b>赤潮</b> （→）、 <b>青潮</b> （→）、 <b>アオコ</b> （→）の発生する原因となる。児島湖や瀬戸内海の富栄養化状態の改善のため、広域的な取組がなされている。→ <b>公害、水質汚濁</b>                 |
|    | <b>浮遊粒子状物質（SPM）</b>             | 代表的な大気汚染物質のひとつで、粒径 10μm 以下のものと定義されている。呼吸器系の各部位へ沈着し、人の健康に影響を及ぼすため、環境基準が設定されている。                                                                                                                                                                                   |
|    | <b>プラグインハイブリッド自動車（PHV、PHEV）</b> | 外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時に二酸化炭素や排気ガスを出さない電気自動車のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車。→ <b>低公害車</b>                                                                                                                                             |
|    | <b>フロン類</b>                     | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）の対象となる <b>CFC</b> （→）、 <b>HCFC</b> （→）及び <b>HFC</b> （→）を一括して指す用語。フロン排出抑制法では、 <b>オゾン層</b> （→）の保護と <b>地球温暖化</b> （→）の防止のため、業務用の冷凍空調機器の管理者には機器の点検が義務付けられ、機器を廃棄する際には、これらの機器に充填されているフロン類の回収、破壊等が義務付けられた。→ <b>特定フロン、代替フロン、温室効果ガス</b> |
| へ～ | <b>閉鎖性水域</b>                    | 外部との水の交換が少ない湖沼、内湾、内海などの水域をいう。児島湖や瀬戸内海は閉鎖性水域に当たる。流入してくる汚濁物質が外部へ流出しにくいと、大都市や工業地帯に面している閉鎖性水域では、 <b>水質汚濁</b> （→）や <b>富栄養化</b> （→）が進行しやすい。                                                                                                                            |



|    |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | ベンゼン           | 農薬・塗料などの有機溶剤としての使用のほか、自動車排ガスや固定発生源（コークス炉、石油プラント等）から排出される。貧血・血小板減少などの造血機能障害等の毒性が指摘されており、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準が定められている。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ほ～ | 保安林            | 森林の持つ水源涵養や山地災害の防止等、公益的機能のうち特に重要な森林について伐採や開発に制限を加える森林のこと。特に水源かん養保安林は、水源森林を指定し、その流域に降った雨を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水を防止する働きがある。岡山県では水源かん養保安林の面積が最も多く、全体の約70%を占めている。                                                                                                                                                                                                  |
|    | ポリ塩化ビフェニル（PCB） | Poly Chlorinated Biphenyl。ポリ塩化ビフェニルの略称。熱分解しにくい、電気絶縁性が高いなどの性質を有することから、電気機器の絶縁油やノンカーボン紙など様々な用途に使用されていたが、昭和43（1968）年にPCBの混入した米ぬか油が原因で、西日本を中心に大規模な食中毒事件（カネミ油症事件）が発生し大きな社会問題となるなど、生物の体内に蓄積されて有害な作を引き起こすことが判明し、昭和49（1974）年には製造・輸入が禁止された。無害化処理施設の設置が困難であったことから、PCBを含む製品は廃棄物となった後も各事業者等によって保管されていたが平成13（2001）年に施行されたPCB廃棄物特別措置法に基づき、国主導で全国5箇所に処理施設が整備されるなど、PCB廃棄物の適正な処理が進められている。 |
| ま～ | マニフェスト         | 産業廃棄物管理票のこと。排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するときに、マニフェストに産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、業者から業者へ、産業廃棄物とともにマニフェストを渡しなが、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認する。これによって、不適正な処理による環境汚染や不法投棄を未然に防ぐことができる。平成10（1998）年度からは電子マニフェスト制度が導入され、インターネット上での手続が可能になった。                                                                                                                                                  |
| め～ | メガソーラー         | 設備容量1,000キロワット（1メガワット）以上の規模を持つ太陽光発電システム。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | メタノール自動車       | 石油代替エネルギーのひとつであるメタノールを燃料とする自動車のこと。 <b>二酸化炭素（→）や窒素酸化物（→）の排出量が少なく、黒煙もほとんど出ない低公害車（→）</b> である。また、燃料のメタノールはさまざまな原料から製造できるのも利点となっている。 <b>→大気汚染</b>                                                                                                                                                                                                                             |
|    | メタン            | 油田やガス田から採掘されエネルギー源として有用な天然ガスの主成分で、人の活動に伴う放出源としては、下水ごみ、水田、畜産などのほか、自動車排出ガスにも含まれる無色無臭の気体。強力な温室効果ガスであり、同量の <b>二酸化炭素（→）</b> の25倍の温室効果をもたらすとされる。                                                                                                                                                                                                                               |
| も～ | 藻場・干潟          | 藻場とは海藻が茂る場所、干潟とは潮の干満により干出と水没を繰り返す平らな砂泥地のこと。藻場・干潟は、魚介類の成育や海の浄化に極めて重要な役割を果たしている。かつては県内に広大に分布していたが、沿岸開発や水質汚濁により減少した。                                                                                                                                                                                                                                                        |
|    | もったいない         | ノーベル平和賞を受賞したケニア環境副大臣ワンガリ・マータイさんは、日本語の「もったいない」という言葉に3Rの精神がこめられていることに深い感銘を受け、国連本部での「国連婦人の地位向上委員会」で行った演説で紹介したことから、全国的に「もったいない」は循環型社会に関するキャンペーンのキーワードとして用いられている。                                                                                                                                                                                                             |
|    | モントリオール議定書     | <b>ウィーン条約（→）に基づき、オゾン層（→）の変化による悪影響から人の健康及び環境を保護するため、オゾン層を破壊する物質の生産量及び消費量の規制措置等を定めたもの。</b> 1987年に採択され、その後1992年の改正では、 <b>CFC（→）</b> 等の新たな生産等を1995年末までに全廃することなどが定められ、2016年の改正では <b>HFC（→）</b> の新たな生産等を2036年までには85%削減することが定められた。 <b>→特定フロン</b>                                                                                                                                |
| や～ | 野生生物種の減少       | 地球上には多様な野生生物の種が生息、生育しているが、人間活動によって絶滅の危機に瀕しているものがあることが指摘されている。いったん絶滅した種を、再び蘇らせることができない以上、野生生物の種の減少を防止することは、将来の地球、人類自身のためにも極めて重要なこととなっている。 <b>→地球環境問題、ラムサール条約、ワシントン条約、種の保存法</b>                                                                                                                                                                                            |
| ゆ～ | 有害化学物質         | 人の健康又は生活環境への被害や生態系への支障を生ずるおそれのある物質。（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律などで指定され、取扱いを規制された化学物質など。） <b>→公害</b>                                                                                                                                                                                                                              |
|    | 有害大気汚染物質       | 継続的に摂取されると人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるものであり、健康リスクがある程度高いと考えられる物質（優先取組物質）として22物質が選定されている。現在、 <b>ベンゼン（→）、ジクロロメタン、トリクロロエチレン（→）及びテトラクロロエチレン</b> の4物質について環境基準が設定されているほか、ヒ素及びその化合物など10物質について指針値が設定されている。                                                                                                                                                                        |
|    | 有害物質使用特定施設     | 水質汚濁防止法に規定する特定施設であって、有害物質を使用、製造又は処理する施設のこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|    | 有害物質貯蔵指定施設     | 水質汚濁防止法に規定する有害物質を含む液状のものを貯蔵する施設であって、当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設のこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| よ～ | 容器包装リサイクル法     | 正式名称は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、 <b>一般廃棄物（→）の半分を占める容器包装ごみの減量化を図り、リサイクル（→）を積極的に進めるため</b> 、平成7（1995）年6月に制定され、平成9（1997）年4月から施行された。消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者がリサイクルをするというそれぞれの役割分担などを示している。                                                                                                                                                                              |

|    |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 要請限度        | 騒音規制法及び振動規制法に基づき定められた、自動車交通に係る騒音・振動の基準のこと。自動車騒音・道路交通振動が、この基準を超えた場合、市町村長は都道府県公安委員会等に対して対策の要請等を行うことができる。→ <b>環境基準、振動、騒音</b>                                                                                                                                                                                                                                              |
| ら～ | ラムサール条約     | 正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、湿地及び湿地特有の動植物の保全を図るため 1971 年 2 月に締結された。各国が適当な湿地の指定と登録を行い、登録湿地の保全、人為的干渉による変化等の情報の通報、湿地への自然保護区の設定と水鳥の保全などについて協力することを定めている。→ <b>野生生物種の減少</b>                                                                                                                                                                                          |
| り～ | リサイクル(再生利用) | 廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用できるものは再生利用(再資源化)し、再生利用できない場合は、焼却して熱エネルギーを回収してサーマル・リサイクル(熱回収)する。ごみの減量化を図り、環境にやさしい循環型社会を構築するためには、使い捨てに慣れた私たちの意識改革と効率的なリサイクルシステムをつくりあげることが必要である。                                                                                                                                                                                                    |
|    | リサイクル関連法    | 一般に、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法、平成 12 (2000) 年 4 月から完全施行)、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法、平成 13 (2001) 年 4 月から完全施行)、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成 25 (2013) 年 4 月から施行)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法、平成 14 (2002) 年 5 月から完全施行)、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法、平成 13 (2001) 年 5 月から完全施行)、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法、平成 17 (2005) 年 1 月から完全施行)の 6 つの法律をいう。 |
|    | リデュース(発生抑制) | 廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品設計から販売にいたるすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。                                                                                                                                                                             |
|    | リユース(再使用)   | いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、(1)あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2)製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3)ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理などを施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。                                                                                                                                                           |
| れ～ | レアメタル       | レアメタルの定義については、国際的に一意的に定まったものはないが、一般的には地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出困難である鉱種等を指すものと考えられる。鉱業審議会においては、現在工業用需要があり、今後も需要があるものと、今後の技術革新に伴い新たな工業用需要が予測されるもの 31 鉱種についてレアメタルと定義。                                                                                                                                                                                                   |
|    | レッドデータブック   | 絶滅のおそれのある野生動植物種に関するデータ集。平成 15 (2003) 年に岡山県版のレッドデータブックを発刊した。さらに、改訂版として、平成 22 (2010) 年には岡山県版レッドデータブック 2009、令和 2 (2020) 年には岡山県版レッドデータブック 2020 を発刊している。                                                                                                                                                                                                                    |
| わ～ | ワシントン条約     | 正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」といい、国際取引の規制により種の絶滅を防ぐもので、1973 年にワシントンの会議で採択された条約。日本国内では「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」により希少野生動植物種の捕獲等が規制されている。→ <b>野生生物種の減少</b>                                                                                                                                                                                                   |

THE ENVIRONMENT OF OKAYAMA

# 岡山県環境白書 2024

岡山県環境文化部環境企画課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL.086-226-7285 FAX.086-233-7677

e-mail kanki@pref.okayama.lg.jp

岡山県のホームページ <http://www.pref.okayama.jp/>



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

